

(第一類 第一號)

第六十八回国会 内閣委員会 議録 第二十九号

出席委員		昭和四十七年六月一日(木曜日)	
午前十時十一分開議			
出席委員			
委員長 伊能繁次郎君			
理事 加藤 阳三君			
理事 塩谷 吉正君			
理事 大出 敏夫君			
理事 和田 公義君			
理事 阿部 文男君			
大村 裏治君			
中山 利生君			
細谷 篤岡			
鈴切 武一君			
津川 徹郎君			
出席國務大臣			
農林大臣官房予 算課長			
農林大臣官房経 理課長			
農林省農林經濟 局長			
農林省畜産局長 小暮 光美君			
農林省蚕糸園芸 局長			
農林水產技術会 議事務局長			
食糧府長官 魚長 友義君			
食糧府次長 中村健次郎君			
林野府長官 福田 省一君			
水產府長官 太田 康二君			
運輸省自動車局 野村 弘毅君			
運輸省航空局監 理部長			
郵政大臣官房長 森田 行正君			
出席政府委員			
總理府恩給局長 平川 幸藏君			
(行政管理庁)官房長官 中村 實太君			
國務大臣官房長官 平川 幸藏君			
(行政管理庁)官房次官 岩動 道行君			
行政管理庁次官 管理局長 平井 健郎君			
行政管理庁次官 行政管理局長 平井 健郎君			
行政管理庁次官 行政管理局長 平井 健郎君			
監察局長 平井 健郎君			
法務省矯正局長 羽山 忠弘君			
農林大臣官房次官 中野 和仁君			
農林大臣官房次官 遠藤 寛二君			
農林大臣官房次官 大河原太一郎君			
出席委員の異動			
六月一日			
補欠選任			

本日の会議に付した案件

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出

第二八号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提

出第一七号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提

出第九号)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

六六号)

○伊能委員長 これより会議を開きます。

許可、認可等の整理に関する法律案を議題とい

たします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

横路孝弘君。

○横路委員 きょうは行政改革全般についてお尋ねをしたいと思いますが、最初に法案に関連して、例の細則の廃止、法務大臣の認可の廃止の問題について、矯正局のほうに二、三お尋ねをしておきます。

「刑政」という雑誌がございますが、昭和四十四年に出されたこの雑誌に、東京家庭裁判所の森田さんという裁判官が「少年院の新しい進路のためには、少年院の収容人員が年々減少します。それは、少年院の収容人員が年々減少します。それは、少年院の収容人員が年々減少します。」とあります。それは、少年院の収容人員が年々減少します。

これがどうなっていますか。

○羽山政府委員 私は現場の経験がございません

けれども、先般、まだ一週間足らずでございます

が、少年院長の中央会同をいたしました、お尋ね

の点に関する現場の院長の意見を聞きました。す

べての人が申しますのは、ただいま森田判事の言

われますように、前はあまりにも人間が過ぎて

矯正教育というようなことについて手が回りか

ねた、最近やつと少年院らしい待遇ができるよう

になつたといふことであります。いまお尋ねの

日、「國の行政事務」

でいる国ではほとんどないわけであります。そし

けされて いますから、なかなかむづかしい面があ
ると思うのですが、困難なんですか。

○横路委員 中にございました森田判事の意見は全くそのとおりだと思います。

で矯正施設間の定員配置の問題を取り上げております。ただ、私のほうでは、収容人員と職員数といふもののバランスの関係については非常に关心を持っておりますし、また国の行政事務が、そういうような観点から、適切な人員の配置というものが必要になると考へて勧告したわけであります。

な意味では、こまかい議論は、法務省の設置法少年院が新しくできるという法案がかかるておられますので、そのときにまた行管の方においで願つていろいろと議論したいと思ひますけれども、はり考えなければならぬのは、そんな意味で、法務省の設置法容人員と定員といふもののいままでのあり方が、かたかたのかどうかということをやはり考えておらぬことは、ただ単に減つたから減らすんだということでは、状況というものは全然変わらない。よくならない

○羽山政府委員 それは困難ではございません。全体的に申しまして、刑務所も実は収容人員が減っております。それで、一部過剰のところはござりますけれども、全国的な規模におきまして移送を行なつております。

○横路委員 私、なぜこういう質問をするかといふと、最近、家裁のほうに対して少年院のほうから、子供を送つてほしいという要求が出てきてい

ころは、それに伴つて職員の定員を減らすなり再配分をしたらしいじゃないか。つまり、減つていっているところは減らし、また過剰状態にある刑務所等はそれに伴つてふやすというような措置を法務省として考えなければならぬという指摘があるので、すけれども、ほんとうは、もうちょっと、少年院の実態なりいまの刑務所の実態というのをお話し申し上げてこういう質問をすれば御理解いただけなんじやないかと思うのですが、きょうはその時問もございませんので……。

るところのものが各少年院なり各矯正施設にいろいろあるということに対し、やはり合理的な一つの基準、こういうものを考えていただきたいということを言っておるわけでありまして、こここの削減だけを取り上げたものではございません。○機路委員 これは從来矯正局のほうも、収容人員がふえたからということ、ただそれだけで定員を大蔵省なり行管のほうに要求をしておる。逆に言うと、そういうことでは今度減つてくるというような状態になるので、ほんとうに少年教育をするために職員の配置というのはどのくらいだ。たとえば三日に一回宿直しなければならぬというのを適正な配置といえないでしよう。違いますか。

進歩しないわけです。その辺のところをやはり
管としてお考えをいたしかないと、ただ単に減
らから減らさんだということでは全然進歩がない
このことだけは、大臣、ぜひ頭の中に入れてお
てもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○中村国務大臣 横路委員の御指摘のありまし
ようには、定員等の整理をいたします場合には、
政需要の実態と見合うような人員を配置するこ
とが基本でございますが、御指摘になつたような
年院等のあり方、性格、特にこういうものは、
行少年等をいいほうに向けていくというような
殊な施設でござりますから、ただ単に定員と職
の配置数をそろばんではじくようなことでなく
御指摘のような一つの精神を尊重しまして、そ
うところには、目的を達するような人員をで
るだけ十分に配置すべきである、かように私は

歩しないわけです。その辺のところをやはり行管としてお考えをいたしかないと、ただ単に減ったから減らすんだということでは全然進歩がない。このことだけは、大臣、ぜひ頭の中に入れておいてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○中村国務大臣 横路委員の御指摘ありましたように、定員等の整理をいたします場合には、行政需要の実態と見合うような人員を配置することが基本でございますが、御指摘になつたような少年院等のあり方、性格、特にこういうものは、非行少年等をいいほうに向けていくというような特殊な施設でございますから、ただ単に定員と職員の配置数をそろばんではじくよくなことではなく、御指摘のような一つの精神を尊重しまして、そういうところには、目的を達するような人員をできるだけ十分に配置すべきである、かように私は考えております。

○横路委員そこで、いま分類処遇になつて以来、ある刑務所が人数が多いからといって、どうも出すほうですけれども、やはり一番の大もとの行管なり大蔵省のほうで、単なる収容人員と定員ということで予算の操作あるいは人間の操作をやっておるから、そんなつまらぬことになるわけですね。そこで、気がかりなので、いまのようないま御質問をしたのですけれども、大臣から理解ある二司の

少年院などの収容人員というのには確かに非常に減つてきているわけです。減つてきているときに、それに伴つて職員の定員を減らすということでは、またものもくあみなんです。いま施設のほうも、どうやら少しずつよくなつてきてる中に、そんな意味では、職員を減らすことだけお考えにならないで、ほんとうに少年院教育をどうすべきかということでの職員の配置ということをお考へにならないで困るんじゃないかという意味では、ちょっとこここの指摘というのには気にかかるところなんですね。その辺のところ行管としてどのようにお考えになつてゐるのか。

て見ますと、そうしたような非常に超軽をしいら
れるという事例もございますし、また逆に非常に
人員が余っているというような事例が見受けられ
ました。したがつて、先ほどお話をありました、
これは法務省の関係だと思いますが、森田判事等の
いろいろの御説のように、まず定員と人員のアン
バランス、定員と収容者のアンバランスといふもの
の再配分、またそれに必要な基準、そういうものが
矯正行政というものについて必要であるとい
うような観点を盛つたわけでございます。

○横路委員 外国の方等もいろいろありますけれ
ども、日本みたいに、従来の昭和四十年前後みた
いな状況のところというのは、世界的に見て進ん

○ 機路委員　そこで、いま分類処遇になつてますから、ある刑務所が人數が多いからといって簡単にほかの刑務所にかえるというわけにはいらないでしようけれども、私は、定員のほうをはじめるよりは、収容されている人間のほうを移動させることを考えたほうが、いまの刑務所の中の状況を改善していくためにはいいんじゃないかと、思えるのですが、矯正局長、少年院は別にして、務所のほうは若干過剰収容になつているところありますね。その辺のところは、職員のほうを動かさるというのではなくて、収容者のほうを動かすということは、いまのそれぞれの刑務所は位置

御質問をしたのですけれども、大臣から理解ある御答弁をもらつたようでありますから、矯正局のほうでも、いまの段階では、そんな意味での少年院の方をぜひこの際お考えをいただいて、出に、収容人員が減つたから定員を減らす、それに抵抗するために収容人員をどんどんやそうとしているので、裁判所に子供を回せなんという要求をしないようにしていただきたいというふうに私は思うのですが、いかがござりますか。

○羽山政府委員 その実情はよく存じませんけれども、あまり人間が減りますと、たとえば現在

○小林(寧)政府委員

確かに、去年の八月二十四

極端な例は、私のほうの所管におきましては婦人補導院がございますが、職員が仕事がないというようなことで士気に影響する、そこでもう少し少年がほしい。一部にそういう施設が出てるので、はないかと思いますけれども、ただ、この機会に私どもは、少年院の処遇内容を充実することによりまして、むしろ裁判所のほうから、処遇の向上を宣伝することによりまして、判事さんに安心して送つていただくというようにしてまいりたいと考えております。

問題についてちょっと気になるわけですが、少年院の処遇というのは、調べてみると、一處、二級、三級に分かれておりまして、ほとんど三級といふものはなくして、二級の下に編入になつて、大体あと三ヵ月何もなければ、ともかくぼんぼんぼんと進級していくつて退院をする、こういうことになつてゐるわけですね。

は何らかの目安というものが必要でございますから、その点数を下げる、上げるというような問題につきましても、処遇審査会という全教育の関与する会議で十分に実質的な討議を尽くしまして、上げたり下げたりするというふうにいくべきだという意見が圧倒的に多かったと 思います。

○横路委員 ですから、これもある意味では、過剰収容時代にはこれをせざるを得なかつた。つまり、どんどん入つてくるのですから、どんどん出さなければならぬ。そのためには、ある程度年月をきりて、少しづつ、段階的に夫婦を離

長というのもやはりおりまして、どうしても考え方といふのは刑務所の考え方になると思うのですね。本来は少年院と刑務所でもって取り扱いが違つていいとは私は思うのですが、ただ從来の刑務所はどうしても罰という面が非常にあって、そういうような刑務所の中の行政に携わってきた人が少年院へ行くと、これは矯正といふか、教育ということがいまの現行法でも中心になつてゐるわけですから、その辺のところで非常にアンバランスが出てくるわけです。教育ということを重点に置く少年院が出来たときに場合によつては、いづれか

少年院に行つてきたわけですが、北海少年院の場合は、医療少年院と初等少年院と中等少年院、三つみんな一緒なんですね。施設は北海少年院のほうが多いのですが、ああいうのを考えてみても、三つ一緒なんというのには問題がありますし、千歳の少年院に行きますと、精薄の子供なんかも一緒に入れてしまつていてるんですね。あれは、医療少年院というものがもうちょっと施設なりを充実できれば——特別少年院のあの中に精薄の子供を入れたつて、処遇するほうだつて、そういう子供が二、三人いるだけでなかなかいたいへんなんです。

そういう意味で、この際、そういう分類制度なら分類制度というものをきちんと確立されて、もう一度この中身を考えてみると、どうがいいわけでありまして、職員が今まで困つていいようなことを、どこをごらんになつたかわかりませんけれども、千歳の少年院の場合も、從来に比べて収容人員が減つている。減つていいけれども、これでようやく子供の自主性を見ながら一人一人の相談相手になつて指導してやれる体制がどれれるようになった。職員のほうもようやく年休も少しとれるようになりました、こういうことなんですね。ですからその辺のところをぜひお考えをいただきたいと思うわけであります。

ち点を与えておいて、この間ここで東中委員から質問がありましたけれども、いろいろ収容心得みたいたなものがあつて、それに違反すると点をどんどん引いていって、そしてある点を割ると級を下げるということになつていて、それをやると級を下げるということになつていて、それが何を意味するかはうかと、教官に対してうわべだけ取りつくろつて、ともかく時間だけ來るのを待つて、そういうことになりますか。

そんな意味では、細則のあり方というのを、法務大臣の認可からそれぞの少年院に移したということだけで、行政事務のほうは簡素化されるでしょ
うけれども、少年院のほうは何も変わらぬわけでありまして、その辺のところの待遇について、もうちょっと今までの状況をこの際考えるべき時期に来ているのではないかと思いますけれども、その点はどうですか。

○羽山政府委員 それはまことに御指摘のとおりでございまして、先般の地方会議におきまして、段階処遇のあり方、それから成績評価の方法といふことが議題になりました、約半日、この問題で全国的な討議をいたしたのであります。

今月をもとめて、しかかもとめなく東京に移戻を経持するということだけをお考えになつてゐる。したがつて、規則もつまらない規則をたくさんつくつて縛つっていくということになりかねないというよううに思うのですね。したがつて、これもやはり、過剰収容時代といまの状況。いまの状況も、年齢的に少年院自身が減つているという面もないわけぢやないので、また何年かたつとふえてくるといふのは、人口の状況、推移を見ると明らかなわけですね。したがつて、その辺のところを、繰り返すようでありますけれども、いま収容人員が減つているときに考え方直さなければならぬのじやないかというふうに思うのです。

それからもう一つ、この細則等なんですけれども、少年院の処遇というのは、刑務所もそうですけれども、院長によつて指導方針がずいぶん違つてくるのですね。たとえば北海道あたりで非常に評判がよろしかつたのは、前の帯広少年院ができました当时、自治会といいますか、生徒会みたいなものをつくり、子供の自主性、創造性というものを高めるような指導というのを行なつてきて、それなりに成果があがつたといふことがいわれておりますし、あそこの北海少年院ですと、内観とかいつて一人にしておつて反省させるというような形

體した少年院長が出てきた場合に少しのことでそれとも、そうじやなくて規律とか保安とかといふようなことしか頭の中にないような人も、いろいろ話をして聞くと、中にはおられるようあります。そういうことになると、現場にまかせることによってこの細則が非常に変わってくる。そういう弊害もまたあるわけですが、また逆に言うと、それをお考えになつて実験ができるという意味ではプラスの面と、両方やはり考えられると思うのですね。その辺のところを今回の措置についてどのようにお考えになつているのか。これは行管のほうでも矯正局のほうでもけつこうです。

○羽山政府委員 私どもは、いま御指摘のように、施設長がかわりましたときに、極端にその処遇のやり方なり処遇の内容なりが変わるということを、一番警戒をいたしておるところでございます。本省は年に何回か少年院に対し監察をいたしますし、矯正管区が一庁平均一年に二回ぐらいずつ、監察を申しますか、事実を見ておると思うのであります。それともう一つ、先ほど申し上げました通り處遇審会議というものがございまして、處遇審会議がいろいろ方針をきめますので、院長によりましてそうひどく変わるということはないようになります。それともう一つ、先ほど申し上げましたように指導いたしてまいります。

をいただきたいと思うわけであります。あと、少年法の改正の問題を含めて少年院の問題点はたくさんありますけれども、法務省の設置法のときに詳しい議論をすることにして、もう一つ、今回の少年院の中の細則、規則ですね。この

一口に申しますと、要するに、いま御指摘のように、ぼんぼんぼんと上がる形式的なことはいかぬ、減点制度あるいは点数制度でございますか、点数制度などのみによるということはやはり妥当ではない。考查制と点数制を併用するとか、これ

方式をおとりになつていまおやりになつてゐるようですが、いろいろやり方が違うと、それによつて中の規則等も非常に違つてくる面が出てくるのぢやないか。まだ中には、少年院烟だけを歩いてきた人じやなくて、刑務所煙を歩いてきた少年院

ただ、画一的と申しますか、なかなか各施設で施設長の持ち味がございまして、この種の仕事は、究極的にはある面で名人芸と申しますか、そういうものに若干依存をする部分がございますので、多少変わるということはあるうかと思ひます

が、非常に処遇の方針が動くというようなことはあつてはなりませんし、そういうことがないようになります。

○横路委員 私は今回の措置には賛成なんですね。それは、事務の簡素化ということじやなくて、むしろいろいろと実験的に考えようという姿勢をもつた人の考え方を生かすことにもなるのじやないかという意味で賛成なんです。ですから、確かにこの遭遇というのはあまり違つては困るのですけれども、しかし、そういう意味で何かやろうという意欲を持つている人を阻害するようなことになつては困る。従来のこんなことを法務大臣の認可事項にしておけば、なかなか新しいことをやろうと思つたてできない。特に矯正の分野は非常に考え方があつて、それぞれ世界各国でくふうをしている状況ですから、そういうものを取り入れながらやっていくことなども必要なわけですね。

したがつて、従来のやつてきたことをそのままやればそれでよくなるというものでは決してないわけですから、そんな意味では、あまりきびしくしない——あまり変なことをやられては、しかもあちこち違つてきましたけれども、そういう意味で、少年のことを考えて新しい試みをやろうという、そういう現場の責任者の意欲というものを矯正局のほうで阻害をなさらないようにしてほしいというふうに、むしろ私のほうでは思うのです。

○羽山政府委員 御趣旨のとおり私どももやつてまいりたいと考えております。

○横路委員 矯正局のほう、けつこうでござります。次に、陸運に關連して行政改革の問題を取り上げたいと思います。それに対応して行政機構も変化していくと、それに対応して行政需要が変化していく。それには当然だらうと思うのです。ただ、いま進められてゐる行政機構の近代化とか簡素化といわれる中には、ただ人を減らしたり、ただ従来国がやつてゐるのを民間に委託すればそれでいいのだというよ

うなことで、ちょっと大切な面が忘れ去られていのではないかというようなことを考へるわけであります。そこで、事務の合理化として今回も許

認可事務の整理の問題が出てきているわけだけれども、許認可制度といつものは、考へてみると、これはやはり、国民の生活とか命とか、あるいは権利といつこといかわり合いのある問題で、企業にまかせておいたのではどうしてもやはり利潤第一になつてしまつて、國が許認可権を持つて企業を監督するというところに許認可といつもの意義はあるだらうと思うのです。その辺のところを、許認可の整理にあたつて、行管のほうとしてどのようにお考へになつてゐるのか、最初にお答え願いたい。

○小林(寧)政府委員 許認可等、これは特許、免許、許可のほかに登記、登録、検査、検定、報告、その他他権限の委譲まで実は許認可等の中に入れております。これにつきましては、確かに御指摘のとおりであります。問題は、現在の情勢に合わせですか、そんな意味では、あまりきびしくない——あまり変なことをやられては、しかもあちこち違つてきましたけれども、そういう意味で、少年のことを考えて新しい試みをやろうという、そういう現場の責任者の意欲というものを矯正局のほうで阻害をなさらないようにしてほしいというふうに、むしろ私のほうでは思つた

うなことで、ちょっと大切な面が忘れ去られていのではないかというようなことを考へるわけであります。そこで、事務の合理化として今回も許認可事務の整理の問題が出てきているわけだけれども、許認可制度といつものは、考へてみると、これはやはり、国民の生活とか命とか、あるいは権利といつこといかわり合いのある問題で、企業にまかせておいたのではどうしてもやはり利潤第一になつてしまつて、國が許認可権を持つて企業を監督するというところに許認可といつもの意義はあるだらうと思うのです。その辺のところを、許認可の整理にあたつて、行管のほうとしてどのようにお考へになつてゐるのか、最初にお答え願いたい。

○横路委員 国民の利便ばかりの要素じやなくて、やはり国民の生命なり安全を守るということでの許認可制度といつものもあつたわけですね。たとえば去年あたり廃止になつた操縦士の養成について民間委託するというような問題は、利便の問題ではなくて、やはり安全という問題から考へていかなければならぬ。そういう問題といつのは実はたくさんあるわけでありまして、その辺のところを、きょうちよつとお尋ねをしていただきたいと

ます。たとえば民間委託についても、清掃とか、食堂とか、職員の福利厚生とか、いろいろな問題がありまして、そういうものは、確かに民間委託していったつたつてどうといつことはない問題だらうと思うのです。ただ、生命の安全にかかる問題、たとえば、いま運輸省のほうで考へておられるのが根本的趣旨であります。臨時行政調査会においても、大体そういうような趣旨で、廃止、統合、委譲及び規制の緩和といつものについておもな基準をつけております。

たとえば廃止については、許可、認可を設定した當時の背景、事情が変化したもの、あるいは規制が形式的で実質的効果のないもの。統合については、これは二つ以上の省庁が非常に競合し、そのため国民が困っているようなもの。委譲については、处分権者の処分が形式化し、その処分が下級機関の副申込によりなつてゐるもの。規制につきましても届け出制とすることを足りるものなど、いろいろの基準を臨時行政調査会では掲げておりますが、この許可等の整理に関する法律案におきましても、そうしたような考え方で、第一にはやはり同じように考へなければならない問題だらうと思うのです。

そこで、これも行政改革の一環として、あれは昭和四十三年の十一月二十五日ですか、民間に車検を委託するということになつたわけなんですが、検査を委託するということになつたわけなんですが、検査を委託するということになつたわけなんですが、検査を委託するということになつたわけなんですが、検査を委託するということになつたわけなんですが、検査を委託するということになつたわけなんですが、検査を委託するということになつたわけなんですが、検査を委託するということになつたわけなんですが、検査を委託する

指摘を見て考へざるを得ないわけであります。少し具体的にちよつとお尋ねしていきたいと思ふのですが、たとえば「車検にあたつて、陸運事務所は、自動車の整備不良部分の発見が必ずしも的確でなく、不良車を合格させている例がみられます」とか、「定期点検整備記録簿等の記載内容をほんとチェックしていないなど、ずさんな車検が行なわれている」というようことがいわれて、「今後は、車検を厳正に実施する」というようなことをお尋ねしていただきたいと

とが指摘してあります。車検のほうにちよつとお尋ねしていただきたいと考へておられるようありますけれども、いずれも違う点があるようありますけれども、いずれにしても行管のほうにちよつとお尋ねしていただきたいと思うのですが、こういう原因ですね。行管の見るところ、職員の資質とか、あるいは陸運事務所の管理体制にでも欠陥があるということなんでしょう。その辺のところの、こういう指摘されてきた、問題が出てきた原因といつのは、行管のほうではどういうようにお考へになつてゐるか。よほどではどういうようにお考へになつてゐるか。

○小林(寧)政府委員 これは茨城の行政監察局が、茨城県内にある自動車整備事業場から二十六事業場を抽出して調査した結果、種々の問題が出てきたわけであります。結局、自動車の整備不良部品等の発見が必ずしも的確でなく、不良車を合格させているような事例も見受けられます。また定期点検整備記録簿等の記載内容がほとんどチェックされていないという、そうしたよなずさんな面が出てまいりました。認証事務その他の仕事についてもいろいろ問題が出てきておりますけれども、結局、現在の車検方式といつものをどういうふうに持つていくかといつ、むずかしい問題に突き当たらざるを得ないわけでありまして、私のほうでは、この茨城の行政監察の結果に引き続き検討中でございます。したがいまして、これは一地方行政監察局の地方監察であります。それらあらためて全面的に監察をする必要があるといつことで監察を実施いたしまして、現在その結果を

を安全という点から十分見直していきたい。こう

のを、それにまかせきりで、その実態というものを

陸運局なり陸運事務所が把握していないとい

うふうに考えております。

○横路委員 指定自動車整備事業場における車検

状況についても、書類審査で、現物検査を行なつてないので、今後はできるだけ立ち入り検査を実施しなければだめだというような指摘があるわけですね。いま私のほうで指摘した「指定自動車整備事業場における車検状況の監督等について」というところ、この辺について、運輸省のほうではどういうように対策をお考えなのか。

○野村政府委員 茨城の行政監察局長から、私どものほうの陸運事務所長に御指摘がありました件につきまして、私ども、相当の不備があったといふことについては、率直に反省をいたしております。ただ、率直に申しまして、この茨城行監の御指摘の中には、私どもから見ると必ずしも当たっていらないという面があるわけでございます。

たとえば認証という問題でございますが、これはいわば、許可あるいは免許というものと違います。一定の要件を具備したものについてはこれは認証を与えるということでございまして、その間、種々の調整とか、そういう許認可的な事務処理は行なうべきものではございません。そういう問題についての見解の相違というものがございました。それから、いま先生の言及されました、指定整備工場における継続検査でございますが、これは法律のたてまえ上、指定整備工場がみずから整備をして、みずからの責任において検査をして、そして保安基準適合証というのを陸運事務所に提示するということでございまして、陸運事務所は、一件一件のその検査結果について現物の車を見ないというのが、これはむしろたてまでございます。そういう意味におきまして、現物を見なかつたのはおかしいという御指摘は、私は率直に言つて当たつてないのじやないかと思います。

ただ、もちろん、そうかといって、その指定整備工場を行なつておる検査の状況というようなも

御指摘、これは私ども十分貴重な御意見として是正していかなければならぬ、そういうふうにうふうに考えておるわけであります。

○横路委員 たとえば指定自動車整備事業場の点、行管のほうは立ち入り検査は実施すべきだと言ひ、いや法のたてまえはそうじやないと私は思うことです。つまりそこにいまの民間委託の問題というのがあるわけです。行管のほう、若干勘違いされている点がないわけじやないと私は思うのですけれども。つまりこれは、完全に行管の指導によってこの車検の民間委託というものは行なわれるようになつたわけですね。まあ政府の方針輪大臣と自治大臣と、三者でもつて何かこの陸運の民間車検の委託についてと云ふことを四十三年におきめになつて、そしておやりになつておるわけでしょう。

したがつて、これは行管のほうにお尋ねしたいのですけれども、この指摘は正しいのです。立入り検査をすべきだ、たとえば指定自動車整備事業場における車検状況の監督についてやるべきだという指摘は正しい。ただ、法のたてまえは違う。民間委託というのは何かと言ふと、まさにやって、こうしたような指定自動車整備事業場における車検というものが適切にいけるように。全然これへ触れないで、そしてまかせばなしということは、法に書いてある精神にも反しますし、監督の趣旨ではできるだけ今後立ち入り検査を実施してほしい、こういう趣旨でございます。

○横路委員 現実は全然行なわれていないということがまさに民間委託の問題とし

なつてゐるのか。行管のお考えを開きたいわけですね。なつておられるか。行管のお考えを開きたいわけですね。なつておられるか。行管のお考えを開きたいわけですね。

○野村政府委員 陸運事務所及び陸運局全部合わせました指定整備事業に対する監督要員の数でございます。

○小林(寧)政府委員 私ども、茨城の監察した結果、これはさきも申しました二十六の現場を見た結果からもので、全体的に、この御指摘につきましては、私のほうで、本庁の中央計画監察で実施しております。

○横路委員 御指摘の点を正確を期するため読み上げます。「指定自動車整備事業場における車検状況の監督等について」徒来陸運事務所では指定自動車整備事業が行なつてゐる車検については書類審査のみで現物(自動車)については全く検査を行なつてないので、今後はできるだけ立入検査を実施し、当該指定事業場が車検を行なつた自動車について立入検査員自らがチェックする等の措置を講ずることによって指定事業場における車検の適正化を期する必要がある。全部やれということではございませんで、こういうふうにずさんな面が出てきた。立ち入り検査は法的にできることになつております。そうして、それにつきまして、得る限りたまには見てください、見ることによつて、こうしたような指定自動車整備事業場における車検というものが適切にいけるように。全然これへ触れないで、そしてまかせばなしということがあります。だからアンバランスも出てくるでしょ。回じやなくて、わずか一四%しかやつてないということですか。いまの御答弁です。それは、全国統計ですからアンバランスも出てくるでしょ。うけれども、そういうところもあるようですね。そこで、監査というのは大体何回やることになつているのですか。

○野村政府委員 原則として一年に二回やるといつたがまになつています。

○横路委員 そうすると、それは自分のところできめておつて、やつていいわけですね。いまのあれだと一・三回でしたか。

○野村政府委員 たてまえとしては一年に二回やることになつておりますが、八十四名の監督要員と申しますのは、二つの仕事を持つておりまして、一つは、いわゆる自動車分解整備事業者が指定整備工場になりたいという申請を出すわけでござりますが、それを審査をして、そしてそれが指定整備工場たるの要件を満たしているかどうかと、いふことを審査する一つの任務がござります。これはおもに陸運局の職員がやつております。それからそのほかの仕事は、いま言いました、実際にすでに指定整備工場になつております民間の車検場を指導監督する。これは現場監査を含んだ指導監督をするということです。そういうことで、必ずしも所期の回数を達していないということは、私たちまだ監督不行き届きな点があるということ

○横路委員 その八十四名というのは何ですか。それは各陸運事務所に配置されている監督要員と

に反省いたしております。

○横路委員 これは変わったんですね。昭和四十四年の十二月二十六日の「指定自動車整備事業規則等の取扱について」というのを見ると、「少なくとも年三回程度監査を実施する」ということになつておつたのが、いつの間にやら四十六年に変わりまして、「少なくも年二回以上厳正に実施する」、今度は年二回にして、ことばだけですが、「厳正に実施する」というように「取り扱について」という通達において変わっているのですね。四十四年から四十六年に変わったのはどういうことですか。

○野村政府委員 率直に申しまして、現状に合わせたと申しますか、当時におきましては、年三回やるということを理想に置いて目標にしておつたわけでございますが、その後、実績といいますか、実際に監査を実現できる可能性と申しますが、それをいろいろな材料にしまして検討しました結果、回数を減らさざるを得なかつたという実情でございます。

○横路委員 そのできていない原因はあとでお話ししたいと思うのですが、四月に運輸委員会で議論されたときに、自動車局長のほうも、「この指摘を受けて非常にショックを受けた」ということを言っていますが、ショックを受けるなんというはずはないのでありますし、いろいろな職場の状況を見れば、大体、民間車検についての監査あるいは指導などというのは、ほとんど現実に何にも行なわれていないというの、これはもう皆さん方は公然の事実になつていただけですが、いまだどんどん民間に委託していく、ペーセントも全体の割合としてはふえているわけでしょう。ふえているわけですから、大体いまの状況でできるはづはないのであります。それがあとでお尋ねをしたいと思うのです。

認証事務についての行管の指摘ですね。「整備工場の認証に當り、陸運事務所は現地調査等を全く行なつていらない」「虚偽の申請を行なつて認証を受けている」、「今後は、現地調査を実施し、審査を与えなければいけない」という趣旨を言つたわ

査を十分に行なうこと」ということですね。それ

に對して先ほどは、別に法律上の許認可というものがじゃないから、やらなくてもいいのだ、こういう御答弁だったのですね。この勧告の趣旨とはだいぶ違う御答弁だったのですが、運輸省のほうではどのようにその辺を……。

○野村政府委員 先ほどの私の答弁、あるいは少しあ舌足らずであったかと思いますが、認証といふものは、いわゆる許認可ではございませんで、そういう意味で私ども、認証では事前の現地調査といふものはやっておりません。書類を審査いたしまして、そしてそれが認証の条件に合致しておれば認証をする。ただ、認証をいたしましたあと、一年以内に現地調査をする。そしてもちろん、そのためにおきまして認証条件に合致しておりませんければ、これは改善命令を出すとか、その他は正措置を講じる。それがどうしても不可能であれば認証を取り消すということもあるわけですが、それがどうしても不可能である場合は、そういう意味で、許認可と同じような事前調査、これはやつております。こういふ趣旨でござりますが、そういう意味で、許認可と同じような事前調査、これはやつております。こういふ趣旨でござりますが、一年以内にはこれを必ずやらずといふように指導いたしております。

○横路委員 この行管の勧告の趣旨というものは、どういう実態を踏まえてのことですか。

○小林(寧)政府委員 今回の監査の中間報告によりますと、非常に要件を満たしていないような事例がある。そこで私のほうは、この点については運輸省が専門でございますから、そういうことになると思ひます。そのため、認証といふのは、少なくともある一つの事実に対してもそれがある要件に合致しているということの結果与えられるアブルーバルといいますか、そういうものだと思います。ところが、これは地方監査でありますから、現地のそろしたようなところを回つてみますと、虚偽の申請など行なつて認証を受けているものがいる。それは認証といふところの要件を欠くことになる。

工場の認証に當り、陸運事務所は現地調査等を全く行なつていらない」「虚偽の申請を行なつて認証を受けている」、「今後は、現地調査を実施し、審査を与えるべきだ」という趣旨を言つたわ

けでございます。

○横路委員 いまの自動車局長のほうは、一年以内にやればいいのだ。おたくのほうは、そうではなくて、ある程度事前にきちんとチェックすべきではありません。こういうものに對して、ほかの、たゞじやないか、こういう御答弁の趣旨のように思うのですが、この辺のところは……。

○野村政府委員 私どもは、いま監査局長が答えたとおりましたように、認証の要件に合致しておらなければならぬことは当然でございます。そういう意味で、要件に合致していないものを認証しておつたという事実があるとすれば、これはまことに不届きなことでございますので、その点、私どもがそういう点をチェックしないということではございません。ただ、それは私どもの事務処理のやり方といたしまして、書類によって十分審査をして、そして認証をし、一たんこれを認証した上で、一年以内に実際現地について調査をして、そして要件を満たしているかどうかということを事後にチェックする。これは全国に六万幾つかの認証工場がございまして、それはいわば検査をしている工場ではございませんで、いわゆる修理工場でございます。そういう意味で、この認証制度といふものは指定整備事業の指定とは違うということだから、私ども事後の現地調査ということにゆだねておるわけでございますが、もちろん基準は当然満たしておらなければならない、こういう趣旨のものでござります。

○横路委員 いまの行管の指摘は、虚偽の申請を行なつて認証を受けているということです。それを書類で審査しようといつても、審査のしようがないじやないですか。やはり現地に当つて確認しなければならないということになりますか。

○野村政府委員 もちろん現地に行きましたように、現地の状況を見て、そしてやるといふふうしたようなどころを回つてみますと、虚偽の申請など行なつて認証を受けているものがいる。それが認証といふことのないようになりますか。そういうふうなことがあります。これがどういう趣旨なのですか。

○小林(寧)政府委員 具体的には何項目でござりますか。

でございますが、これはいま申し上げましたように、直接の検査をするといういわゆる民間車検場ではございませんで、いわば自動車の修理屋でございます。こういうものに對して、ほかの、たゞじやないか、こういう御答弁の趣旨のように思つます。実情から見ましても、これは全部事前審査によつてチェックしておるという状態ではございませんし、私どもいまではこういう書類の審査でやつてはいる。虚偽であるかどうかということは、これはやはり書類を審査してそこでわかる限りのことと申しますが、そういう書類審査によつてチェックしておるという方法を從来もとつております。実情から見ましても、なかなか事前審査といふものは私はむずかしいのではなかろうかと思ひます。

○横路委員 その認証工場に対する監査というのはどのくらい現実には行なわれておりますか。

○隅田説明員 四十六年度の実績を申し上げますと、六万百九十七の工場に對しまして約四千の監査を行なつております。

○横路委員 六万で四千だと一〇%いかぬでございます。そういう意味で、この認証制度といふものは指定整備事業の指定とは違うということから、私ども事後の現地調査ということにゆだねておるわけでございますが、もちろん基準は当然満たしておらなければならない、こういう趣旨のものでござります。

○横路委員 いまの行管の指摘は、虚偽の申請を行なつて認証を受けているということです。それを書類で審査しようといつても、審査のしようがないじやないですか。やはり現地に当つて確認しなければならないということになりますか。

○野村政府委員 もちろん現地に行きましたように、現地の状況を見て、そしてやるといふふうしたようなどころを回つてみますと、虚偽の申請など行なつて認証を受けているものがいる。これが認証といふことのないようになりますか。そういうふうなことがあります。これがどういう趣旨なのですか。

○小林(寧)政府委員 具体的には何項目でござりますか。

私は運輸大臣をやりましたときに、やはり民間をもつと信用して、民間に責任を持たせてやらせるような方向に持つていかなければ、御指摘のよしに、自動車の需要というものは際限なく伸びていく。それに対する監督体制というものはどうしても追いついていかない。追いついていかなければ、いま御指摘のようなことが起こるのは当然のことだと思います。基本的にはそういう観点に立ってやらなければならぬが、しかし、それかと申しまして、一気に百八十度転換するような行政の変化もなかなかむずかしいと思いますから、方向としてはそういうことを踏まえながら、現実をできるだけその方向に持つていくよう努めをしていく。その一つがやはり車検等の問題、あるいはその他のいわゆる民間でやれるものはやはり民間に責任を持たせて移していく、そういうことをしなければならぬのじやないか。私はこれは行管の長官として基本的に考えております。

○横路委員 だから、民間車検にまかしたことについていいとか悪いとかいう議論をしているのではなくて、現実に民間車検にまかせて、しかし何でも自由にしたのじやだめだという。やはり監督権限というのは運輸省にあるわけでしょう。その監督が十分に行なわれていないという指摘がこの行管の勧告なので、ちょっといまの御答弁はおかしな答弁じやないかというように思うのです。つまり監督を行なへきない。つまり民間に委託したのはいいのだけれども、しかしその監督ができるだけの指摘が行管の指摘なわけですね。その監督ができない現状は、あるいはその原因はどこにあるのだろうかということを考えみると、業務がぼんぼんふえているのに、民間車検の数だけふえているのに、それを監督すべき人員というのが配置をされていないといふところにやはり一つの問題があるのじやなかろうか。だから、この行管の勧告というのは全く正しい勧告なんです。つまり大臣がおつしやられたような趣旨で民間にまかせたけれども、やはり民間といふのはいいかげんなことをやっているじやないか、しかもその

ことを野放しにしておつて運輸省のほうでは放置をしておる、監督が十分に行なわれていないです。そういうのがこの勧告の趣旨になつてゐるわけですが、たがつて、あくまでも、この勧告をどうやって生かしていくかということで体制づくりを行管も運輸省のほうも考えなければならない、私がですかということがあります。皆さん方のほうに御質問しているのです。

○平井政府委員 ただいま先生の御指摘の点、まことにごもっとともございまして、私どももそういう観点から指定整備事業の監督要員については、先生から見れば不十分と仰せられるかもしれません、本年度も重点的に配意いたしているところでございまして、三十三名の増員を認めております。今後におきましても、指定整備事業の推移に即応いたしまして、そういう点について検討を怠らないことにいたしたいと思います。

○横路委員 ただ、現状は、そうやつてそこに要員がふえて、ほかのところが人手がないですか、みんな回つちやうというものが現実なわけです。これももう官庁はどこだつてそういうことをやつてゐるわけでしょう。要するにいろいろと苦労しているわけですね。基本的に、たとえば総務課にいたつて何にしたって、仕事がどんどんあるわけですから、

○平井政府委員 御指摘の点、ごもっともございますが、一方におきましては、私ども、先生に申し上げるまでもないことですが、事務の電算機化ということも三年計画で進めておりまして、そういう面において要員の配置転換の問題もあるは出でてくるかもしれません、そういう点もござります。それから、ただいまあまり評

○横路委員 どうぞ、行管の方がおられるとどうも答弁がすつきりしないんで、運輸委員会あたりの問題と関連して、車検場に勤いでいる人々の労働条件の問題で、自動車の排気ガスの関連で伺

いたいのは、これは一酸化炭素とか窒素酸化物、炭酸ガス、鉛、炭化水素というようなものが非常に多いというようなことが、これは大阪の公害監視センターの測定の結果として出でていますね。これは運輸省のほうでも御承知だらうと思いますが、ここでもって学者の指摘によると、大体一日三時間半くらいの実労働が妥当じやなかろうかといふ

文句を言われ、みんな現場の一線で働いている公務員のことによって、私は、この行管のほうがいろいろ苦労されて調査された勧告の趣旨を生きることができるのでから、そのところを行管のほうとしてもぜひお考へいただきたい。そのことによつて、私は、この行管のほうがいろいろ苦労されて調査された勧告の趣旨を生きることができるのでから、そのところを行管のほうとしてもぜひお考へいただきたい。そのことによつて、私は、この行管のほうがいろいろ苦労されて調査された勧告の趣旨を生きることができるのでから、そのところを行管のほうとしてもぜひお考へいただきたい。そのためには、必ずしも重ねていきたいというふうに思つておられます。今後におきましても、指定整備事業の推移に即応いたしまして、そういう点について検討を怠らないことにいたしたいと思います。

○横路委員 ただ、現状は、そうやつてそこに要員がふえて、ほかのところが人手がないですか、みんな回つちやうというものが現実なわけです。これももう官庁はどこだつてそういうことをやつてゐるわけでしょう。要するにいろいろと苦労しているわけですね。基本的に、たとえば総務課にいたつて何にしたって、仕事がどんどんあるわけですから、

○平井政府委員 御指摘の点、ごもっともございますが、一方におきましては、私ども、先生に申し上げるまでもないことですが、事務の電算機化ということも三年計画で進めておりまして、そういう面において要員の配置転換の問題もあるは出でてくるかもしれません、そういう点もござります。それから、ただいまあまり評

○横路委員 どうぞ、行管の方がおられるとどうも答弁がすつきりしないんで、運輸委員会あたりの問題と関連して、車検場に勤いでいる人々の労働条件の問題で、自動車の排気ガスの関連で伺

いたいのは、これは一酸化炭素とか窒素酸化物、炭酸ガス、鉛、炭化水素というようなものが非常に多いというようなことが、これは大阪の公害監

視センターナーの測定の結果として出でていますね。これは運輸省のほうでも御承知だらうと思いますが、ここでもって学者の指摘によると、大体一日三時間半くらいの実労働が妥当じやなかろうかといふ

○横路委員 どういうような措置をとりながら、

○野村政府委員 ただいま先生おつしやいました

いるわけですね。そういう実態なんです。それはともかく、仕事を処理しなければたまるわけで、だれが迷惑するかというと、国民のほうが迷惑するわけですから。そういう形で実は業界から出向をさせて、あくまでも、この勧告をどうやって生かしていくかということで体制づくりを行管も運輸省のほうも考えなければならない、私がですかということがあります。皆さん方のほうに御質問がですかということがあります。皆さん方のほうに御質問しているのです。

○横路委員 ただいま先生おつしやいました

ながら、厳正に二回といいながら一・三回ぐらいしかやられていない、こういう現状になつてゐる

八

大阪の学者の方が御指摘になりました具体的な例は、私、実はここに手元に資料を持っておりませんが、一般的には、この検査の業務というものが労働的に非常にきびしい仕事であるところは、私も現場を見ましてよくわかつております。したがいまして、検査業務の自動化、検査コースの自動化というようなことを極力進めますとともに、またこれと直結いたしております登録についても電算化等進めてまいりておるわけでございますが、他方、たとえば新しい斤舎をつくりますときに、あるいは上屋を増設いたしますときに、休憩室をつくるとか、あるいは入浴場をつくるというようなこと、それから排気ガス等の除去装置など、環境整備の面の予算というようなことにつきましては少しずつ改善をしておる実情でございます。しかしながら、この検査の業務というものは、心身ともに相当の重労働であって、これの健康管理及び環境保全については私ども十分意を用いなければならないというふうに理解しております。

○機路委員 そういうような実情をやはり大蔵省なり行管のほうにきちんと申し上げて――その大阪の調査結果は運輸省としても掌握されているわけでしょう、いまそこに資料がないだけで。あるわけですね。そういうことで、現場の人たちのいままの状況というものを少しでも改善するようになります。その中で安全という面も、民間委託をしたからといっても、とにかく皆さんのはうは全く責任がなくなつたのじやなくて、きちんと監督をするということが前提になつて初めて民間委託ということが認められるわけですから。だから、監督をする体制がないのにいまのような状況で、ともかく民間車検だけ昭和五十年度で七〇%ぐらいですかにふやしてしまつというようなことになれば、これはとんでもないことになるわけですから、その辺のところを行管も運輸省もぜひお考えをいただきたいというふうに思います。その点大臣から、最後にくどいようですがれども、やはりこの勅告の趣旨を生かすような体制を皆さんも一緒になつてお考えになつてつくるということだけはぜひこ

○中村国務大臣 効告の実態、それから運輸行政の実態等を見合わせまして、御指摘のようにできるだけ調整をとりながら國民に迷惑のかからないような方向で行政をやってまいりたい、かようと考えております。

○横路委員 それでは陸運のほうけつこうです。あと航空の関係で同じような質問をしてみたいと思います。

機一発というところで大事故にならずに済んだ。その大事故にならなかつた陰に、実は消防活動が非常にすばやかつた。たまたま見ておつて、すぐ飛んでいってすぐ消すことができたし、それからまた羽田という、たまたま、化学消防車あるいは他の隊員のいるところであつたということも幸運だった。大事にならなかつた、あまり目立つことではないけれどもやはり一つの要素じやないかと思ふのですね。ところが、いま空港の消防の実態というのを見てみると、これはずいぶんさびしい限りであります。

これは航空法できちんときめられているわけですね。航空法の四十七条の一項ですね。それから施行規則の九十二条の六号で「飛行場における輸空機の火災その他の事故に対処するため必要な消防設備及び救難設備を備え、事故が発生したときには、直ちに必要な措置をとること」、こういうふうになつてゐるわけなんです。こういう措置をとるためにには、これはまず消防施設、消防車を含む消防設備及び救難設備を備え、事故が発生したときには、それを動かす人、そういうものを含めた体制、こういう問題があると思うのですけれども、いまいわゆるありえず化学消防車が必要だらうと思うのですね。これが、これの実態はどういうことになつておるかが、

○住田政府委員 現在の空港設備法のたてまえでは、一種、二種空港は国が管理する、三種空港は地方公共団体が管理するというたてまえになつております。地方公共団体といたしましては、管理能力がないという理由によりまして、いま先生のお話のありました化学消防車を持つてゐる空港は非常に少ないのではないかと思います。

○機路委員 この行管の監察月報というのを見るに、ほんとうにいろいろな行政の分野について非常にいい指摘をしているわけですね。しかし指摘をしてあとどうなつてあるかといふと、さっぱり改善されていない。前の自衛隊機の衝突事故のときも、十年ほど前の監察結果が何も実行されていなかつたじやないかといふことが問題になつて、それは指摘を受けた官庁の責任であると同時に、皆さんのはうも指摘のしっぱなしで、あとそのままにして放置をしておるということにも責任があるのではないかと思うのですけれども、三種空港の場合でしたらほんと現実はないでしよう。

皆さんのはうでは前からその辺のところは、六九年のナンバー一二三、この中の「消防行政に関する行政監察」の中で指摘がありますし、それから去年の五月の中にも指摘があるわけです。その辺のところを、ちょっと質問は横にそれますけれども、こういう勧告をした場合、との措置といふのは、一応主管庁から回答が来るでしょう、それで終わりですか。あともう毎年の予算に目配りをして実行されているかどうかといふところまではなかなか手が回りませんか。

○小林寧(政府委員) 一般論といたしましては、大臣が勧告をいたしまして、大体これは事情によつて違いますが、三月後に回答をいただきます。その回答の六ヵ月後に再調査というのをいたします。その再調査の結果もやはり月報等で記録に載せます。と同時に、そのときに推進監察といいますか、再度監査、追跡調査でございますが、それをやるかどうかをきめまして、そして相手方と折衝し、その結果に基づいて推進監査をやる。たとえば航空行政につきまして、昨年のよう

な大事故がありました上に、大臣からの命令によりまして現在航空行政監察をやつております。十四年の十二月だったと思いますが、消防行政につきまして、たまたま空港を見ましたところ、ほとんど消防体制というものが弱体である。しかも要員がいない。のみならず会社等の職員でもつて自衛消防を組織しておるが、訓練すら行なわれていない。そして特に重要なのは地元消防との協定がはかどっていないということで、消防行政ではありますか、空港の消防体制の強化ということを勧告したわけありますが、これは個別事項であります。そして、勧告後、ほとんどどの空港において、地元においては協定を結んでおりますが、肝心かなめの消防体制についてはまだ十分とは言いがたい状態でございます。

○横路委員 そのところを運輸省としてはどういうようにお考えになつておられるのですか。その回答を見ると、ICAOの基準にまで二種空港を引き上げる、三種空港もそれに準じていいたいといふ回答が出ておられるのですが、回答したって現実よくならなければだめなので、その辺のところはどういう計画をお持ちですか。

○住田政府委員 先ほど申し上げましたように、一種空港につきましては、大体消防体制は整備されておるようになっております。問題は二種、三種でございまして、三種のほうは地方公共団体が消防についての責任を負うわけございますので、私どもいたしましては、三種につきましては地方政府公共団体を指導するという立場にあるわけでございます。

運輸省が直接やらなければならないのは二種でございますが、御指摘のように一種空港の消防体制といふものは非常に不完全な状態にあるわけございます。一番大きな問題はやはり要員の問題であるうかと思いますけれども、現在、航空局関係の行政は量的にも質的にも非常にふえておりまして、なかなか手が回らないという現状でございます。したがいまして、現在、根本的にどうするかということをいろいろ検討いたしておるわけでございますけ

れども、できれば自治体消防と一緒に空港消防もできないだろうかということで、その一つのテス
トケースといたしまして、板付空港につきまして
は、福岡市の消防署に入つてもらつておるわけで
ございます。それから羽田のほうにも、先ほど羽
田は非常にいいというお話をありましたけれども、
羽田も大森区の消防が入つております。今後、で
きましたらできるだけ自治体消防を空港の中に設
置してもらうという方向で自治省あるいは消防庁
と話をいたしたいと思います。

その財源といたしまして、本年度成立いたしま
した航空機燃料譲与税の財源の一部を消防に充て
るということにいたしております。したがいまし
て、今後、自治省あるいは消防庁と話しまして、
できるだけ自治体消防でカバーしてもらう。それ
がどうしてもできない場合には、やはり自衛消防
ということで処理せざるを得ないのではないか。
そこら辺の検討をいたしました上で、必要な定員
等を来年度以降要求いたしたい、こういうふうに
考えております。

○機路委員 羽田が非常にいいのじやなくて、こ
の間はたまたまよかつたということなんで、誤解
をなさらないようにしてください。

伊丹等は、そういう自治体消防との提携ができる
ておるようですがれども、たとえば釧路なんか、
飛行場は町から一時間以上離れておるわけでしょ
う。そうすると、それはもうとうていできない。
そういうところがたくさんありますね。それから
常駐させるわけにはいかない。また普通の消防と
違うわけでしよう、飛行場の場合の火災というの
は、そういう特殊な要素というものがあるわけな
んで、ぜひ私は独自の体制というものを強化する
ことも必要じやないかと思うのです。

そういう意味で専任の職員がいるのは、東京と
大阪と板付、三つだけですね。共用空港の場合は
自衛隊にまかせておるということになつています
ね。そこで、これもやはり行管のほうなんですが、
いまも指摘があつたし、それからいまの第二次の
監査のときに、二種空港の大部分は化学消防車が

配装置されているけれども、これを運用、操作する専任の要員が確保されてないと、まことにそのとおりの指摘があるので、これはぜひ二種空港に化粧消防車を整える。飛行機火災の場合には非常に特殊な火災で、しかもいま二種空港といったってジエット機がどんどん入って大型化しているわけですから、これはやはりそういう体制というのは整えてもらいたいというように思います。ひとつの辺の要員の問題も、いまともかく化学消防車だけあって、だれがやるかというと、飛行機に給油する人が各飛行場にいますが、その給油をする人に車の運転をしてもらって、そしてあと一般の人が飛び乗っていていくというわけでしょう。消火するのにどういう服装でやるのかということを聞いてみると、大阪あたりだって、ちゃんとした消防の服装なんか何もなくて、ナップ服みたいなものを着て、いつも正月に消防団が全部集まってやるときには、ひとり大阪の空港の消防隊だけは肩身の狭い思いをしているという話を聞くわけです。これは火事のときに、二種空港で一般の事務をとっている人が飛び乗っていくといったって、こんなふうで飛び乗っていつて大型ジエットの火災に対処しようといったって、これは絶対不可能な話なんで、やはり専任の人間を一人くらいは置く。航空機火災というのはめったにあってはならぬことですし、めったに起きることはないので、むだなものに思うけれども、事故が起きたら、必ずまたああこうすればよかったですということになるので、その辺の要員問題、これはやはり、行管としても、運輸省としても考えていただきたいが、とりあえず第二種について、化学消防車が置かれているところにそういう措置をとるべきではなかろうかとございます。四十五年度以降、若干名ずつは施設の整備等と関連をして増員をはかつておりますが、今後におきましても、先ほど運輸省のほうから御答弁がございましたように、地方公共団体と連携

と思つております。

○橋路委員 そこでひとつ運輸省に要望するのですが、共用空港の場合どんなことになつてゐるかというと、名古屋の場合を調べてみると、自衛隊が訓練をやつているときには消防車がちゃんと飛行場のそこまで出てきて待機の体制に入つてゐる。ところが、自衛隊が訓練をやめてしまふと、こればかりではなくて民間もあるので、あそこは運輸省所管の飛行場なんで、現地では協定を結んでいはのこの一引い込んでしまう、そういう協定になつてゐるようなのです。あそこたのこらは、自衛隊はかりではなくて民間もあるので、あそこは運輸省所管の飛行場なんで、現地では協定を結んでいるでしよう。名古屋の場合も、自衛隊が訓練をやつしているときだけ化学消防車がのこ出てきて、あと民間のときはやめてしまうというようなことのないよう、これは一つ指導を願いたいと思ひます。

○住田政府委員 自衛隊と民間空港の場合とで、消防のやり方といいますか、消防車の配置のしかたが異なつてゐるわけござります。自衛隊の場合には、ジェット機が着く場合には必ずそのそばにいるというたてまえになつてゐるわけござります。そういたしまして、民間空港の場合のほうは、一応待機所おりまして、これは羽田でも大阪でもいろいろござりますけれども、事故があればすぐ飛んでいける体制に常にあるということで、やり方が違うことがそういう結果になつてゐるのではないかと思います。

○橋路委員 それはやり方が違うのじやなくて、やはり自衛隊のほうがそれは隊員の命を考えているからですよ、配置をしておるというのは。自衛隊の消防隊なんというのは、たとえば立川なんといふのは移駐になつたばかりで、複数に行つたら、化学消防車がばんとあって、二、三人隊員が乗つていて、こういうりっぱな消防車があると言つておりました。立川の強行移駐のときですよ。あれは飛行機がほとんど飛んでないような飛行場でもつまりそういう体制にあるのですね。何も民間機のときには体制が違うのではなくて、命を大切に

田の場合だって、この間は隊員がたまたま目撃を考へているかいないかの違いでしよう。だから羽田の場合は、すぐ飛んでいつたから間に合つたので、雨が降っていたから、そういう要素があったので、へたすると、離陸のときですから燃料を積んでいるので爆発する。そうしたら一発で終わりでよう。本来から言えば、羽田だって常に待機をしておつて、何かあつたときすぐやれる体制にほんとうはなければならない。自衛隊の場合と運輸省のほうの民間航空の場合の取り扱いがなぜ違うかというと、それは別に戦闘機と民間航空機とが違うわけじやなくて、命を大切にしているか、粗末にしているか。最近は自衛隊は隊員の命を非常に大切にしているようですが、その辺のところは皆さん方のほうとしても考えなければならぬことじやないですか。体制が違うからということで済ませられる問題じやないかと思います。

○住田政府委員 羽田で例をとりますと、羽田は現在BランとCランとを使っておるわけでございますが、飛行機はCランの場合には海から入る場合も陸から入る場合もあります。Bランは大体海から入ります。そういたしますと、常に消防車が飛行場の中を、おそらくタクシーウエーあたりを使つて走りますけれども、動き回らなければいけぬ。飛行機の着陸に応じまして、海のほうへ行つたり、陸のほうへ行つたり、実際タクシーウエーをそういうふうに走ると非常に危険であるといふことで、民間空港では一ヵ所に待機しておつて、連絡があれば、見ておつて、あるいは事故があればすぐ飛んでいく、そういうやり方になつております。これは各国共通であると思います。

自衛隊の場合に、着陸する場合に消防車が現場に待機するというのも、やはり各国共通のやり方で、民間空港の場合と自衛隊の空港の場合とはやり方が違うというように御理解いただいていいのじやないかと思います。

るようになります。そういう即応できる体制をつくることによって、自衛隊のほうは協定でそういう取り決めにならざるを得ません。自衛隊が訓練のときはこう、訓練が終わったときにこちらで待つ、こういうように分かれているわけですね。したがって、そのところを何も自衛隊機とあれど取り扱いを変える必要ないじやないかということなんですが、それは取り扱いの問題だけではなくて、姿勢の問題だらうと思うので、ぜひ検討をしておいてください。

それともう一つ訓練の問題ですね。化学消防はやはり特殊な分野ですから、それに応じた訓練が必要なわけでしよう。大阪なんかの場合は、ほとんど元米軍勤務者、それから元航空自衛隊勤務者で訓練経験のある者ということなんですが、いまの状況の中で、化学消防の訓練は業務処理規程の中にありますけれども、ほとんど現実には行なわれていないのが実態ですね。各空港事務所に行くと、緊急の場合どうするか、だれがどう担当するという図面がありますけれども、しかし中身は、実際化学消防を取り扱うだけのそういう訓練をしているかというと、これはほとんど行なわれていないのが実態ですね。したがつて、そういう意味での技術訓練をあとで御質問をしますけれども、空港の関係の現場担当者における技術訓練はほとんど行なわれていない。徒弟制度みたいに、ともかく人を配置してそこで訓練する。実際の仕事をさせながら訓練するというシステムになつていて、技術訓練はほとんど行なわれていないんですね。別なことばで言えば研修といふことばになるかもしませんけれども、そんな意味で、特に要員として配置されている人の訓練も不十分である。それから専任がないところも不十分ということなんで、その辺のところを、専門的に第二種空港すべてに要員を配置するということ。そして配置のもとに監督して、一人ではもち

うに私思うのですが、その辺のところ。何かお考
えになっていることがござりますか。

○住田政府委員 消防関係の訓練でござりますが、
私どもが聞いておりますところでは、東京、大阪
につきましては十分訓練をやつておるというよう
に聞いておりますが、いま先生のお話がございま
したので、もう一度よく調べたいと思ひます。

消防以外の一般の現場職員の訓練といいますか。
研修制度の問題につきまして御指摘がございまし
たけれども、先ほどの五ヵ年計画の遂行にあたり
まして、要員の問題が一つ大きな問題としてある
わけござります。同時に、その要員をどのように
に訓練するか。最近は非常に施設も新しいものが
どんどんできておりますし、また管制等につきま
しても技術が発達しておりますので、再研修とい
うものが、この五ヵ年計画を遂行する上において
非常に重要な意味を持つてくるのではないかとい
うように考えております。この問題は、確かにい
まで十分な体制をとつてないわけでございます
けれども、今後は、そういうものを含めて、五ヵ
年計画の遂行上の問題点といたしまして、再研修
の問題を取り上げたいというふうに考えておりま
す。

○横路委員 それは再研修ではなくて、あとで管
制通信官とかそのほかの関係をいろいろお尋ねし
てきますが、ほとんど行なわれていないのが実
態じやなかろうかというように思うのです。そう
いうことで、空港の消防体制、消火体制、これは
人の問題が一番おろそかにされておる、それから
訓練の問題がおろそかにされておるということで、
これもまたぜひひとつお考えをいただきたいと思
います。

次は管制の問題ですが、管制官の問題といふの
は、四十一年の事故以後いやになるくらい議論し
てきて、よくなるかといふとさっぱりよくはなら
ない。特に去年からことしにかけて、坂村、中嶋、

と、沖縄配置、成田配置ということで、各空港の管制というものはますます有資格者が減って、無資格者がどんどんふえておるわけです。したがつて、そういう意味で要員の確保の問題と、それからもう一つレーダーの問題ですね。特に羽田のレーダーの故障で混乱する、そんな空港では困るのと、特に最近、アメリカ、外国あたりで、アルファニューメカルディスプレーという、電子計算機と直結させて高度や何かさっと出るレーダーが出ましたね。いまの管制官の業務はどういう業務かというと、大体、飛行機に高度何フットか問い合わせて、じき何フットおろせということを、頭の中に入れながらやつておるわけでしょう。そうではなくて、こういう技術が外国で発達しておるのですから、第二次空港整備計画の中で調査費についておるのでけれども、それは何も無理して国産を入れる必要はないので、外国で開発したものを持ってきてすぐ入れてもいいのじやないです。その辺のところの方針、レーダーのアルファニューメカルディスプレーについては、運輸省のほうでどうお考えになつておりますか。

○横路委員　何も着陸するところにいつも消防車を配置しておけ、そういう意味ではなくて、自衛隊の場合、ほんとうにいつでも即応できる体制に

ろんできませんから、あと何人かということになりますのでしようけれども、そういう場合の訓練もやはり考える必要があるのじやなかろうかというよ

成田空港ということで、そういう事情を私のほうも十分承知しておりますけれども、それにしても、現状というものはきびしくなって、去年に比べる

○横路委員 一応は国産の方向でやるということですか。
○住田政府委員 現在、国産とかアメリカという

ことでなくて調査の段階でございますが、調査を終えましたら、日本、アメリカの共同入札といいますか、アメリカの業者も含めまして入札をいたしたいというふうに考えております。

○横路委員 コンピューター、ぜひこういうところに文明の利器を利用してもらわなければ困ると思うのです。

そこで名古屋空港ですが、どこの空港も同じですけれども、よく羽田とか大阪とか議論しますので、名古屋の例を取り上げてみたいと思います。

実態は御承知でしょう。どうですか。

○住田政府委員 名古屋空港は、御承知のように民間空港と自衛隊との共用空港でございまして、管制は運輸省がやつております。したがつて、一応管理は運輸省がやつております。したがつて、管制のほうも運輸省のほうがやつておるというこ

とでございます。

○横路委員 それは当然そうなんですが、要するに人の関係を言うと、去年の四十六年度末の場合には定員四十五名、これがことしの五月現在で四十九名に四名ふえておるのです。しかし、フルレーティングを持っておる人が昨年末三十一名だったのがいま二十五名に減つてしまつた。そしてパーシャル、一部分の資格を持っている人が四十六年末八名だったのが現在十名。それから、全員のノーレーティング、無資格者が四十六年末五名だったのが現在十四名にふえている。完全な資格がある人間は二十五名です。これで各チームを構成して運用しているという実態になつてゐるわけです。そうすると、無資格者の割合は五〇%、完全にフルレーティングを持つている人は五〇%しかいなかい、こういう現状になつております。パーシャルを含めて三分の二、三分の一は無資格者、こういう現状です。管制のこういう状況を行管のほうでも十分御承知だろと思ひますが、定員も確かにふえてはいる。ふえてはいますが、全然現状は追いついていかないということになつてゐるわけです。この辺のところは行管のほうとしては認識されていますか。

○平井政府委員 名古屋空港の定員関係につきま

しては先生御指摘のとおりでございますが、たゞ、定員を充足すべき職員の実態という点になります。

○横路委員 ところに文明の利器を利用してもらわなければ困ると思うのです。

そこで名古屋空港ですが、どこの空港も同じで

すけれども、よく羽田とか大阪とか議論しますので、名古屋の例を取り上げてみたいと思います。

実態は御承知でしょう。どうですか。

○住田政府委員 名古屋空港は、御承知のように民間空港と自衛隊との共用空港でございまして、管制は運輸省がやつております。したがつて、一応管理は運輸省がやつております。したがつて、管制のほうも運輸省のほうがやつておるというこ

とでございます。

○横路委員 それは当然そうなんですが、要するに人の関係を言うと、去年の四十六年度末の場合には定員四十五名、これがことしの五月現在で四十九名に四名ふえておるのです。しかし、フルレーティングを持っておる人が昨年末三十一名だったのがいま二十五名に減つてしまつた。そしてパーシャル、一部分の資格を持っている人が四十六年末八名だったのが現在十名。それから、全員のノーレーティング、無資格者が四十六年末五名だったのが現在十四名にふえている。完全な資格がある人間は二十五名です。これで各チームを構成して運用しているという実態になつてゐるわけです。そうすると、無資格者の割合は五〇%、完全にフルレーティングを持つている人は五〇%しかいなかい、こういう現状になつております。パーシャルを含めて三分の二、三分の一は無資格者、こういう現状です。管制のこういう状況を行管のほうでも十分御承知だろと思ひますが、定員も確かにふえてはいる。ふえてはいますが、全然現状は追いついていかないということになつてゐるわけです。この辺のところは行管のほうとしては認識されていますか。

○平井政府委員 名古屋空港の離発着の状況は詳しく述べりっぱなしです。こういう空港の場合は、全然基準というのは設けないで、ともかく飛びた

ます。民間航空機といったしましては一時間に数便程度ではないかと思いますので、あとは自衛隊機あるいは小型機ではないかと思います。

○横路委員 有視界飛行は三分の一程度です。それだって離発着のときには、管制官の許可そのほかみんな必要なわけでしょう。通過飛行機もいま

すけれども、ここは高度が二万一千フィートくらいでもって、向こうは大阪でしょう。こつちは横田でしょう。それから北のほうは小牧ですか。そ

のあたりまでずっと含めて全部名古屋で管制して

いるわけでしょう。だから通過飛行機の管制もやらなければならぬ、横田との連絡もあるというこ

とで。有視界飛行が多いからといって、仕事が楽

ということに決してなつていません。ですから、その辺のところの実態、幾ら何でも三時

間で二百一機なんというのは、ちょっととひどいんじやないか。

しかも、ふだんの場合はどういう職員配置になつてゐるかというと、いろいろ席がありますね。

現在の定員で行なわれている場合は、非常に気象状態がいい場合と悪い場合とに分けて配置を考えている。別の配置になつてゐるんですね。

非常にいい場合はどうかというと、飛行場管制の場合は訓練生、つまり資格のない人間で、これは監督官がついています。補助管制の場合には訓

練生で、監督官はいません。地上管制の場合も訓練生で、監督官はいません。それから上のほう、ターミナルのレーダーのほうはどうかというと、

着陸誘導管制については訓練生、これは監督がおりません。捜索管制については資格者が握つております。補助管制の場合には主任が兼務してお

ります。それから入城並びに出城の管制の場合には主幹が兼務しております。補助管制はいない

事務で、監督官はいません。地上管制の場合は訓練生で、監督官はいません。それから上のほう、

かどこか、こういう航空の混雑しているところで

事故が起きれば管制官のミスによる衝突事故だ、

こう一般的にいわれてゐるでしょう。羽田の上空

しかし、どうもこういう状況を見つけると、今度

事故が起きれば管制官のミスによる衝突事故だ、

こう一般的にいわれてゐる。そんなことに現実にならぬよう、こういうことでやりくりしなければならない。

ですから、訓練生といふのは定員の中に入れな

いです。ですから、訓練生といふのは定員の中に入れな

きの状況ですね。

天気が悪くなるとどうなるかというと、今度は訓練生をはずしてしまいます。たとえば飛行場管制の場合は訓練生にやらなければいけない。地上管制の場合は訓練生にやらしておつて事故を起こして、たしか名古屋空港でしたね、起訴されて有罪の判決になつたでしょう。幹が兼務。わずか五人で処理する。みんな訓練生をはずしてある。あそこは前に訓練生にやらしておつて事故を起こして、たしか名古屋空港でしたね、起訴されて有罪の判決になつたでしょう。幹が兼務。わずか五人で処理する。みんな訓練生をはずしてある。もちろん、捜索管制は主任が兼務。補助管制は不在になつたでしょう。そういう経験があるから、ちょっとと気象状態が悪くなると、訓練生は仕事をやめさせる。あとみんなが兼務でやるから、上と下の連絡は何もできな

い。飛行場管制のほうとレーダー室の連絡は何もできない。そういう状態で、さつき言つたように

一時間に七十機という処理をしていて、

だから、この人間の点、これは確かに沖縄にも派遣しなければならぬし、板付にも派遣しなけれ

ばならぬ、成田もできるというので、そういうた

いへんな事情はわかるのですけれども、いまの時

期での過渡的な現象なのかもしれませんけれども、

しかし、どうもこういう状況を見ておると、今度

事故が起きれば管制官のミスによる衝突事故だ、

こう一般的にいわれてゐる。そんなことに現実にならぬよう、こういうことでやりくりしなければならない。

ですから、訓練生といふのは定員の中に入れな

いです。ですから、訓練生といふのは定員の中に入れな

いです。現状では無理なかもしれませんけれども、

定員のワク外に置いておいて訓練する。しかも教

官をきちんと配置する。定員としても教育を確保

するということをもうちょっとやらぬと、どうも

こんな状況では、一般的にいわれてゐるそういう

心配というものは現実になりかねないのではないか

かと思うのですが、どうですか。

○住田政府委員 現状は、確かに先生のおっしゃるところより、無資格者が非常に多いわけでございます。その原因は、成田板付、沖繩が返ってきたということによる結果でございまして、経過的な問題であつて、できるだけ早くレーイングをとらして体制を整備したいと考えております。

さいますので、今後の問題は、先ほど申し上げましたような、第二次空港整備五ヵ年計画の中におきましても、研修職員の増加ということも考えておりますし、現に昭和四十七年度におきましても、すでに養成規模をかなり拡大しておりますので、今後はそういう点に期待してやってまいりたいと思いまます。

保守をやっている人の希望というものはどんな希望が多いかというと、一度飛行機に乗ってみたいというのですね。飛んでいる飛行機と自分の仕事がどういう関連があるのかわからぬというのですよ。それであるとき、これは話ですよ、その人から聞いた話ですが、どういう影響があるかというのでとめてみたというのですよ。無線を出すのを、レーダー出すのを、電波出すのを。そしたら、ようやく自分の仕事というのがそこで認識できたという話を聞いたので、その意味では、たとえばこういうような人に、飛行機の関係の仕事をやつていながら飛行機に一度も乗ったことがない、山の中で無線の保守ばかり一生懸命やっている人もあるので、そういう点でのこまかい配慮もひとつお願いをしたいというふうに思うんです。

そういうことで、音制技術と通言技術の問題こ

うになつていますね。ところがこれは、四ヵ月じやなくて一ヵ月程度で、これもやはり人手不足のために規則を曲げてやつてあることなんですか。そういう現状は御承知でしようか。

○住田政府委員 この無線関係の職員のソースといたしまして、航空保安大学校の電子科を出した人間と、それから一般から採用する人間と、二つあると思います。航空保安大学校におきましては基礎教育をやつておりますので、いまお話をあつたのは一般から採用した人間についての教育訓練ではないかと思います。たゞまえといたしましては、確かに四ヵ月というたてまえになつておると思ひますけれども、実際にはそれより短い期間しか行なわれてないということは聞いております。といいますのは、先ほどの管制官と同じで、やはり現場にすぐつけなければいけないということで基礎訓練期間を切り上げてているのではないかと思ひます。

そういう方向で検討いたしております。
○橋路委員 それは行管のほうでも、いま運輸省
のほうから答弁があつたようなことで、実際には
資格のない人間が、これは何も管制ばかりじゃな
いんでありますて、ほかの分野もそうなんですが、いまの現状から言うと、そんなことをしたん
じや全く機能麻痺しちゃって、日本の空なんか飛
行機が飛べなくなりますのでやむを得ないのかも
しませんけれども、しかし、これはやはり定員
のワクの外に置いて、資格をとつてからワクの中
に入れるということを考えるべきだという点と、
それから教官としての定員配置をやはりきちんと
すべきぢやないかというように思ふんですけれど
も、その辺のところ、行管としてはどのようにお
考えでしようか。

さいますので、今後の問題は、先ほど申し上げましたような、第二次空港整備五ヵ年計画の中におきましても、研修職員の増加ということも考えておりますし、現に昭和四十七年度におきましても、すでに養成規模をかなり拡大しておりますので、今後はそういう点に期待してやってまいりたいと思います。

○横路委員 特に名古屋の場合は、あそこは緊急着陸する飛行機が多いのですね。ことしになつてからも、いまの段階でもうすでに十三件、おもにエンジンの故障が多いんですけれども、緊急着陸をしているわけですよ。そういう場合に、いまお話ししたような現状ですと、これは処理をちょっと誤っちゃうと、訓練生だ、資格がない人間だから何だかんだ言つたって、これはやはり業務上過失致死傷とかなんとかいって起訴され、有罪判決になつてしまふわけです。去年の中華航空のときの事故の場合も、やはり資格のない人間が羽田のターミナル管制をやつている。資格はないんだけれども、やはり責任があるということでしょう。本来ならば、資格のない人間に責任を持たせるというのではなくて、その人間にほんとうの責任があるかといふとそうじやなくて、いまのようない行政機構の中に組み込まれていつて、本来なら別に訓練しなければならぬ者が、そこで訓練で仕事をして、ミスをおかしたら、仕事だからといって刑事責任を追及される、こういうふうなことになつてゐるんで、その辺のところをぜひお考えをいただきたいと思います。

航空の現場へ行くと、管制官だけ花形だけれども、ほかのところはさっぱりよくならないといふ不満が実は非常に多いんですね。で、聞いてみると、ほんとうにみんなが、自分がどういう仕事をかかわり合ひを持っているかということさえも認識ができないというんで、たとえば無線なんかの

保守をやっている人の希望というものはどんな希望が多いかというと、一度飛行機に乗ってみたいというのですね。飛んでいる飛行機と自分の仕事がどういう関連があるのかわからぬというのですよ。それであるとき、これは話ですよ、その人から聞いた話ですが、どういう影響があるかというのでとめてみたというのですよ。無線を出すのを、レーダー出すのを、電波出すのを。そしたら、ようやく自分の仕事というのがそこで認識できたという話を聞いたので、その意味では、たとえばこういうような人に、飛行機の関係の仕事をやっていながら飛行機に一度も乗ったことがない、山の中で無線の保守ばかり一生懸命やっている人もので、そういう点でのこまかい配慮もひとつお願いをしたいというふうに思うんです。

そういうことで、管制技術と通信技術の問題について少しお尋ねをしたいと思います。これもやはり訓練が非常にいいかげんなんですね。たとえば管制技術官についてちょっとお尋ねすると、東京の航空交通管制部、ここではいまの人数では二十三名いて、航空交通管制技術職員試験規則というのがありますね、あの六条によって技能証明書の取得をしているのはわずか十五名。二十三名のうち十五名ですね。あと八名はまだ取得をしない人間になっている取得をしないけれども、これまでいたワクの中に組み込まれて仕事をしているというのが現状ですね。

そこで、この訓練というのは基礎訓練と実地訓練になつてているんですけどれども、この規則を見ると、これがまた、たとえば基礎訓練なんというふうのは四ヵ月以上というふうになつていますね。規則はそこにありませんか。規則の四条で、四ヵ月以上といふようになつているんですけどれども、現実は一ヵ月しか行なわれてないんですね、基礎訓練が。これは御承知でしようか。東京航空交通管制部、これはたしか羽田かどこかでやるんじやないですか、基礎訓練は。そここの条文を読んでみますか。「基礎試験は航空局長が四月間以上行なう」というふうに研修を履修した職員について行なうといふ

うになつていますね。ところがこれは、四ヵ月じやなくて一ヵ月程度で、これもやはり人手不足のために規則を曲げてやつてのことなんですかども、そういう現状は御承知でしようか。
○住田政府委員 この無線関係の職員のソースをいたしまして、航空保安大学校の電子科を出した人間と、それから一般から採用する人間と、二つあると思います。航空保安大学校におきましては基礎教育をやつておりますので、いまお話をありましたのは一般から採用した人間についての教育訓練ではないかと思います。たてまえといたしましては、確かに四ヵ月というたてまえになつております。と思いますけれども、実際にはそれより短い期間しか行なわれてないということは聞いておりまします。といいますのは、先ほどの管制官と同じで、やはり現場にすぐつけなければいけないということで基礎訓練期間を切り上げているのではないかと思ひます。

○平井政府委員 将来の望ましい形としては、航空管制に当たる者に無資格者が従事するということはできるだけ避けるようにしたほうがいいと思ひますが、現実の問題としては直ちにはそういうことになりかねることは、先生御指摘のとおりでござ

さいますので、今後の問題は、先ほど申し上げましたような、第二次空港整備五ヵ年計画の中におきましても、研修職員の増加ということも考えておりますし、現に昭和四十七年度におきましても、すでに養成規模をかなり拡大しておりますので、今後はそういう点に期待してやってまいりたいと思います。

○横路委員 特に名古屋の場合は、あそこは緊急着陸する飛行機が多いのですね。ことしになつてからも、いまの段階でもうすでに十三件、おもにエンジンの故障が多いんですけれども、緊急着陸をしているわけですよ。そういう場合に、いまお話ししたような現状ですと、これは処理をちょっと誤っちゃうと、訓練生だ、資格がない人間だから何だかんだ言つたって、これはやはり業務上過失致死傷とかなんとかいって起訴され、有罪判決になつてしまふわけです。去年の中華航空のときの事故の場合も、やはり資格のない人間が羽田のターミナル管制をやつている。資格はないんだけれども、やはり責任があるということでしょう。本来ならば、資格のない人間に責任を持たせるというのではなくて、その人間にほんとうの責任があるかといふとそうじやなくて、いまのようない行政機構の中に組み込まれていつて、本来なら別に訓練しなければならぬ者が、そこで訓練で仕事をして、ミスをおかしたら、仕事だからといって刑事責任を追及される、こういうふうなことになつてゐるんで、その辺のところをぜひお考えをいただきたいと思います。

航空の現場へ行くと、管制官だけ花形だけれども、ほかのところはさっぱりよくならないといふ不満が実は非常に多いんですね。で、聞いてみると、ほんとうにみんなが、自分がどういう仕事をかかわり合ひを持っているかということさえも認識ができないというんで、たとえば無線なんかの

保守をやっている人の希望というものはどんな希望が多いかというと、一度飛行機に乗ってみたいというのですね。飛んでいる飛行機と自分の仕事がどういう関連があるのかわからぬというのですよ。それであるとき、これは話ですよ、その人から聞いた話ですが、どういう影響があるかというのでとめてみたというのですよ。無線を出すのを、レーダー出すのを、電波出すのを。そしたら、ようやく自分の仕事というのがそこで認識できたという話を聞いたので、その意味では、たとえばこういうような人に、飛行機の関係の仕事をやっていながら飛行機に一度も乗ったことがない、山の中で無線の保守ばかり一生懸命やっている人もので、そういう点でのこまかい配慮もひとつお願いをしたいというふうに思うんです。

そういうことで、管制技術と通信技術の問題について少しお尋ねをしたいと思います。これもやはり訓練が非常にいいかげんなんですね。たとえば管制技術官についてちょっとお尋ねすると、東京の航空交通管制部、ここではいまの人数では二十三名いて、航空交通管制技術職員試験規則というのがありますね、あの六条によって技能証明書の取得をしているのはわずか十五名。二十三名のうち十五名ですね。あと八名はまだ取得をしない人間になっている取得をしないけれども、これまでいたワクの中に組み込まれて仕事をしているというのが現状ですね。

そこで、この訓練というのは基礎訓練と実地訓練になつてているんですけどれども、この規則を見ると、これがまた、たとえば基礎訓練なんというふうのは四カ月以上というふうになつていますね。規則はそこにありませんか。規則の四条で、四カ月以上といふようになつてているんですけどれども、現実は一ヶ月しか行なわれないんですね、基礎訓練が。これは御承知でしようか。東京航空交通管制部、これはたしか羽田かどこかでやるんじやないですか、基礎訓練は。そここの条文を読んでみますか。「基礎試験は航空局長が四月間以上行なう」というふうに研修を履修した職員について行なうといふ

うになつていますね。ところがこれは、四ヵ月じやなくて一ヵ月程度で、これもやはり人手不足のために規則を曲げてやつてのことなんですかども、そういう現状は御承知でしようか。
○住田政府委員 この無線関係の職員のソースをいたしまして、航空保安大学校の電子科を出した人間と、それから一般から採用する人間と、二つあると思います。航空保安大学校におきましては基礎教育をやつておりますので、いまお話をありましたのは一般から採用した人間についての教育訓練ではないかと思います。たてまえといたしましては、確かに四ヵ月というたてまえになつております。と思いますけれども、実際にはそれより短い期間しか行なわれてないということは聞いておりまします。といいますのは、先ほどの管制官と同じで、やはり現場にすぐつけなければいけないということで基礎訓練期間を切り上げているのではないかと思ひます。

よ。いまの手では、長期に研修に人を出すといふことがができるような体制にはとてもないわけですね。したがって、そちらのほうの人のめんどうをきながらなおかつ技術訓練をする場というものをきちんと設ける。もちろん実地も必要でやらないければならぬと思いますけれども、いまのようないかというよう思うのですけれども、その辺ともかく実地に入れてそしてやるという制度を改めていかなければ、これはなかなかへんじやないかといふように思うのですけれども、その辺のところは、運輸省としてはお考えになつてゐるのでしようか。

○住田政府委員 現在、技術関係は管制技術と通信技術の二つに分かれておるわけでございます。これは歴史的な沿革もあるわけでござりますけれども、私どもといいたしましては、管制技術と通信技術を分けることがいか悪いかという基本的な問題を検討いたしたいといふことを考えておるわけでございます。その上で将来の保安施設の整備を考えまして、どの程度の人間にどういうような資格をとらせたらいいかということをいま検討いたしております。管制技術、通信技術を一本化し、資格制度もはつきりさせた上で、それに必要な再訓練、研修制度というものを今後確立していく必要があります。その上で、一度現場に入れて仕事やらせながら、ローテーションの中に入り組み込んでおいて資格をとらせるといううまい方じやなくて、基礎の段階の訓練をもうちょっとつきらぬとすべきじゃないかということですね。あるいは一度現場に入れてもいいのですけれども、入つて半年くらい現場を見たらあとは半年なり一年なりきちんとどこかで教育をするということをやらぬと、第二次空港整備五カ年計画でこれからいろいろレーダーなんかがあちこちにできても、その人をどうするかという問題を考える。管制はそれで失敗したわけですから、いまからきちんと貢献の展望を持つて、そして訓練のことなどもお

○住田政府委員 現在の保安要員の訓練体系といいますのは、航空保安大学校の卒業生でまかなうというがたてまえになつてゐるわけでござります。ただ現状では、先ほどから申し上げておりますように、成田ができるとか板付ができる、あるいは沖縄が返つてくる、あるいは急速に航空路關係の施設を整備しなければいかぬということで人が足りないわけでございまして、そういう足りない人間は外部から採用しているということでございます。したがつて、現在外部から採用している人間についての訓練問題がござりますけれども、基本的には保安大学校の卒業生をどういうふうに教育するかということが今後の大きな問題でございまして、そういうような意味で再研修というとばを使ったわけでございます。

航空保安大学校卒業いたしますと、大体 N.D. B とか V.O.R というようなものもレーティングが与れるということになりますので、そのあとで、I.L.S とか レーダーとか、あるいは一級の通信技士の資格をとる。そういう資格をとるための研修、そういう研修制度を今後確立する必要があるのではないかということを先ほど申し上げたわけですね。現在、外部から募集していける人間についても、は適当な研修制度といつものがいいわけでございまして、先ほどから話が出ておりますように、場に入れて訓練をしながら実際に実務についてやらつておるという状況でございまして、今後の方針としては、やはり保安大学校の卒業生の研修制度を確立するということが大きな問題ではないか、というふうに考えておるわけでございます。

○横路委員 ですから、たとえば名古屋空港からの場合、あそこはターカンですね。その場合に歩軍からの引き継ぎになつておるのですが、この関係の技術研修を受けた者はわずか三名しかいないのですね。チームは四チームあるのです。ですから

ともかく必ず一チートが空港の機器を操作する。受けたことのないチームがあるわけですよ。故障したらそれでアウトですね。あるいは見ながら覚えておることでともかくやる以外にないわけですね。

そういう現状というのは、あちこちの空港を指摘していくつら切りがないのでありますて、そんな意味で、この管制の技術、あるいは通信技術の関係も、特に東京管制の場合でしたら、マイクロウェーブとか、有線通信とか、通報の機器の関係の施設がありますね。範囲が非常に広いたくさんの計器があるわけです。それを取り扱うということがありますとなかなか時間がかかるので、二年くらいたつて一人前になつたかなと思うと、足りないところに回されて、要するに東京の管制センターはいつも人の養成場所になつてしまっているというものが現状なんですね。

その辺のところは、行管のほうでも定員の問題としてぜひお考えをいただきたい。つまり定員削減というのも、これは政府の方針なんでしょうけれども、やはり行政需要の変化に応じて、こういう新しい行政分野についてはどんどん人を認めるということをやってもらわなければ困ると思うのですね。その辺のところを、大臣からひとつ御答弁を願いたいと思います。

○中村国務大臣　航空行政の実態は、横路議員が指摘をなさるように、現在の実情から考えますときわめて弱体である、これはもう率直に認めざるを得ないと思います。やはり一番需要が大きい航空事業の実態に沿うような体制を急いでつくらぬいた、航空事故というものは必ず国民の事故死につながる。そこで、パイロットの養成、それから管制官、通信技術者、機体の整備要員、これはどうしても十二分の整備をすべきである。この点から、行管といたしましては、この航空行政の強化のための人員等を新しく認めないというような考え方には毛頭待ちません。

最初に横路議員も指摘なさいましたように、私はやはり航空庁くらいつくつて、本格的に航空体

制を強化しなければならぬ段階であると思つたのであります。いま国際的には旅客機だけは通つていますけれども、やがて貨物の時代も来ます。そうしますと、いまのような体制で間に合わないことはわかつてゐる。私は運輸省の悪口を言うわけじやありませんが、運輸省の氣がまえも足らぬと言えると思うのです。それで行管としては、人員の面で要るものはどこまでも差し上げたい気持ちを持つておりますけれども、それにはいろいろ今までのいきさつ等もありまして、やはり運輸省のほうがそういう点をもつと積極的にやらなければいかぬ。これは大事なことであると思っておりますので、運輸省ともよく相談をしながら、できるだけ皆さんの期待にこたえて、航空の安全を確保してまいりたい、かように考えております。

○ 機路委員 時間もあれになつたのですが、最後に一つだけ。

この現場要員ばかりじやなく、第二次空港整備五カ年計画が始まつて、しかも沖縄と、それから最近は特に騒音の関係の公害の問題といふことで、実は管理要員もかなり足りなくなつてきているのですね。

ちよつと大阪の航空局の例を申し上げたいと思うのですけれども、大阪の航空局の定員の配置の中で去年とことし比べますと、たとえば、施設課とか無線課というのはふえているのです。これは第二次空港整備五カ年計画に伴つた保安の要員といふことで、人員がふえているのですけれども、ところが、大阪航空局の範囲というのは非常に広いのでありますて、特に今度沖縄が返つてしまひましたので、その沖縄の関係、あれは別に那覇空港ばかりじやなくて離島空港もたくさんあるわけで、非常に行動半径が広い。その中で、しかも最近は、騒音の問題ということで補償の問題等が非常に苦情が多くなつて、その処理に職員はてんてこ舞いになつてゐるのですね。したがつて、大阪航空局の例でちよつと見ると、こういう計算をすくのがいいのかどうかちよつと議論もあるだらうと思いますが、たとえば補償とか騒音係なんとい

うのは、一時期に比べると非常に予算額というの
はふえて、一人当たりの取り扱う予算額というの
は、たとえば三億七千五百万円くらいになつてい
る。これは防衛施設厅あたりだと一億くらいです
ね。毎年毎年業務量がどんどんふえている。航空
局のほうに、ともかくこんな感じや仕事ができな
いと言うと、いかにも仕事を積み残せと言らし
いですね。大阪の航空局のあたりでは、幹部のほ
うは、いいからもうできない仕事は来年に回せ、
こういつて、どんどん積み残せということを口を開
けば言っているらしいですよ。仕事を積み残すの
じやなくて、仕事をできる体制をやはりどうやつ
てつくるかということに持つていかぬといけない。
これは、苦情処理を申し立てたって処理できな
かつたら、いいからもう来年に積み残せといつ
て、だいぶいろいろな仕事が積み残っているよう
ですね。その残っている仕事をここで一つ一つ指
摘するのはやめますけれども、そういうような現
状なんで、特に補償課関係ばかりじやなくて、施
設そのほかも全部そうすけれども、やはり管理
要員をふやさなければならぬのじやないか。

あたりでも見てもらっているようですねけれども、この騒音の関係とか公害関係とか沖縄関係というものは、実は意外と人が昨年からことしにかけてついていないというのが実態じやないかと思うのですが、その辺のところ、運輸省のほうで、仕事ができないなら積み残せとおっしゃらずに、それをつくるための体制として要員を確保する、こういうことに指導をしてもらわなければ困ると思うのですが、いかがですか。

○住田政府委員 私のほうで、仕事ができなければ積み残してよろしいというようなことを言っている事実はないと思いますけれども、先生の御指摘のように、管理要員が足りないとというのはそのとおりでございまして、まあ本年度予算におきまして、行政管理庁、大蔵省に特にお願いしまして、管理要員については従来より大幅にふやしてもらっている現状でございます。しかし、現状ではなお足りませんので、来年以降もできるだけ配慮していくたまくようにこれから折衝をいたしたいと思います。

○橋路委員 こまかく議論していくば問題点というのは実にたくさんあるのが、いまの航空の現場の状況だろうと思うのです。

そこで最後に、行管のほうと、それから大蔵省から担当の主計官の方に来ていただいておりますので、ほんの一部分だけにすぎないわけですがれども、ともかくこういう状態の中で事故が起きないのがふしきですね。事故をなくすための体制をとるということで、第二次空港整備五カ年計画が始まらないながら、じやその要員がどうかということになりますと、レーダーができるも資格のある無線保守をやるような人が十分に配置されていないというような現状になつていて。運輸省のほうはいつも逃げ道はどこかというと、いや大蔵省が認めないので、いや行管が認めていいのでというのが逃げ道になつていて、ぜひ皆さん方のほうで、そうじやない、やはり新しい行政需要に応じたこの辺のところの形は考えていただくということを、行管のほうにも大蔵のほうにも姿勢として

とつていただきたいと思います。それから運輸省のほうには、さつき話をした無線の保守なんかやっている人が、自分の仕事とかわりあいがわからないので、電波を出すのをとめてみて、飛行機がうろうろするのを見て、やはり重要な仕事なんだなということを考えるなんてことがないようやく、やはりたまに飛行機くらい乗せてやるくらいの、待遇改善として措置を考えてもらいたいということですね。

まとめで御質問して終わりにしたいと思います。

○平井政府委員 新しい行政需要に対応する要員の確保という点は、私どもも日々考えているところでございます。したがいまして、基本的には先生の御意見に全く賛成でございますが、ただ御指摘のように、航空保安大学校の例をとりましても、本科は二年ということになります。さしあたり非常に増大する航空行政需要に対応して若干のタイムラグという問題が出てまいることは、まことに残念でございますが、やむを得ないところだろうかと思ひます。ただ、そういった点も頭に入れるながら、十分要員確保の問題についてつとめていきたいと考えます。

○金子説明員 航空保安行政関係の要員確保の問題につきましては、先ほどからの質疑で明らかになつたと思いますが、少なくとも四十七年度に開設する限りは、絶対数の不足の問題よりは質の問題が大きいのではないかと考えております。要するに教える人が足りないというような問題があるかと思います。この問題は、大きな組織がある一年で十数%も二〇%も定員をふやすということは、ふやしていくという考え方をとらなければならぬことでもありますし、何と申しましても、三年とか五年とかいう相当長い期間にわたって継続的にれば、そのあとは次第に改善されていくといふ

は、省力化で四十年ごろから細菌にもきく石灰ボルドーを散布しなくなつたためとみられており、同研究室は「いまの農業はかびにしかきかないので、細菌性の病気が出たことは問題だ。早急に防除法を再検討すべきだ」といつてゐる」。こういうふうに語つておるわけですね。ですから、いまのお答えでは、一体、今度のこの火傷病でどの程度の被害が起つたかということは、おそらくおつかみになつておらぬだろうと私は思うのですが、これ以上聞きません。

業機関で調べられないかと言つたら、九州農業試験場のある技官が、いや、これは園芸試験場の問題であります、私どものほうでは手が触れられない、こういうお答えが返つてまいりました。ナシというものは園芸ですよ。それを園芸試験場でない九州農試がナシの火傷病についての対策を指導して回つたのですよ。これは正しいやり方でしようか、正しくないやり方でありますようか。いかがでしょう。

これにつきましては、当然園芸試験場が扱う
つの品物でもござりますから、園芸試験場とい
うものがやるのは当然でございますが、特に、その
地域農業試験場 九州にござります九州農業試験
場の環境一部というのが病害関係の研究をたくな
く持つておるわけでござります。当然、地域のそ
ういった問題については、九州農業試験場が園芸
試験場と縦糸と横糸になりまして当たるべき筋合
いのものであるうと思います。

縦貫道路というのができるわけですね。どん工事が進んでおりまして、間もなく開通式——もう一年もしたらできるでしょう。福岡から熊本までは、その高速道路の分離帯にビャクシンという木を植えるんだそうですよ。でありますから、その地域の農家の人ははたいへんなことになっているわけですよ。ビャクシンを植えますと、私はしようとありますけれども、ビャクシンという木は、ナシの赤星病というおそるべき病

そこで、私はお尋ねいたしたいのですけれども、私はかつて、あとで質問が出ると思うのですけれども、私の住んでる近くに、有名ないわゆるタカナの名産地があります。そのタカナの名産地はずっと続いているわけですけれども、そのタカナの苗というものは特殊のところしか配って、例のタカナづけのタカナができるわけです。ところが今度は一向にタカナの苗がとれなくなつたのです、長い間つくつておつたために。そこで私は、九州農業試験場に行つて、あなたのところのすぐ近くじゃないか、一体このタカナの苗がどうしてそれなくなつたのかと聞いたのです。いまその苗をつくるところは別のところにまつておりますが、こういう点はどうして国の農

か。
すが、やはり水稲栽培であつても、連作いたしておるといふいろいろ問題が出てくるわけでございます。また最近、需要の方面が果菜類なり葉菜類がふえたということと、もう一つは、あまり連作しておるために土壤に少し問題があるのじやなかろうか。土壤といいますと、いや地現象でございまが、いや地現象というのはいろいろ原因がござります。その中で、あまりにも連作をし、化学肥料を多投するためには、土壤の物理的構造なり化学的状態がおかしくなるという問題が一つござります。もう一つ、土壤伝染性病害の問題もござります。特にタカラにおきましては、菜つば類につきますビールスがたくさんございますが、タカラにもビールスがつくわけでございます。アブラムシがいわゆるベクターとなつてビールスを運ぶような機能がございます。そういうこともいろいろまじり合いまして問題が出ていているのではなかろう

もう一つ具体的な問題であります、いま九州
でそのときに、はつきりそのことばが返ってきた
のです。そういう姿勢ならば、今度このナシの火
傷病が起ったときに、ナシは園芸ですから園芸場
試験場がやるべきですよ。それをやらないで、何
で一体九州農試がやつたのか、越境じゃないか、
こういう議論を今度は、前のことばから言うと言
いたくなるわけですよ。これは間違いですな。な
ままた環境一部でその火傷病の経験者がおつたわ
けで、適宜適切な対策を講じられたようでありま
す。ここに一つの問題点がありまして、私がこの
辺の運営上の問題についても、きょう特にこの問題
題を取り上げた理由の一つなんです。まあ、技術
会議の事務局長さん、そういうことではないかぬ
けですから、ひとつ十分に農林省の研究機関とし
てあらゆる総力をしほって、適時適切な予防なり
対策を講じていただくように、特に要請しておき
たいと思います。

しよう、農業との関係は。さらに農林省は御存じですか。もしさういうことになつては困るわけですから、それについて何らかの対策をおとりになつてゐるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○加賀山政府委員 ただいまのお尋ねでござりますが、九州縦貫道路の分離帯にビャクシンを植えたいと申しますのはナシの赤星病の中間宿主になるわけでございまして、それを植えたために近隣のナシが赤星病にやられるという危険性を持つておるわけでございますが、地元の農民の方々あるいは関係者の方々などにつては重大問題であるというふうに私どもは考えます。道路公団のほうにも尋ねてみたわけでございますが、地元の農民の方々あるいは関係者の方々ともから、非常に問題であるという御指摘もあつた上です。ございまして、ビャクシンを分離帯に植えることは差し控えたい、そのような連絡を受けております。そのかわりどういう樹種を植えるかとい

は、省力化で四十年ごろから細菌にもきく石灰ボルドーを散布しなくなつたためとみられており、同研究室は「いまの農業はかびにしかきかないので、細菌性の病気が出たことは問題だ。早急に防除法を再検討すべきだ」といつてゐる」。こういうふうに語つておるわけですね。ですから、いまのお答えでは、一体、今度のこの火傷病でどの程度の被害が起つたかということは、おそらくおつかみになつておらぬだろうと私は思うのですが、これ以上聞させん。

ただかつては押えられてきておつた細菌性の火傷病というのが、新しい農薬を使つたために、いわゆるきわめてオーソドックスなボルドー液等を使わないために、こういう事件が起つた。しかもこの新聞によりますと、大分県の「日田市をはじめ、甘木、久留米、八女、筑後の各市、それに朝倉郡の杷木、八女郡の黒木、広川の三町でも発生している」、そうして「日田市では一枝全部がやられた園もあつた」、こういうふうに書いております。ひとつ十分御調査いただきたいと思いま

業機関で調べられないかと言つたら、九州農業試験場のある技官が、いや、これは園芸試験場の問題であります、私どものほうでは手が触れられない、こういうお答えが返つてまいりました。ナシというものは園芸ですよ。それを園芸試験場でない九州農試がナシの火傷病についての対策を指導して回ったのですよ。これは正しいやり方でしようか、正しくないやり方でありますか。いかがでしょう。

○加賀山政府委員 ただいまのタカナのお話でござりますけれども、確かに先生おっしゃるとおり、瀬高はタカナの名産地であります。ところが最近はタカナが減ってきておるというお話をございました。減ってきてている理由はいろいろあると思いますが、最近、食生活の高度化ということもございまして、タカナが果菜類なり葉菜類にかわっているという事実もござりますし、確かにそこで連作いたしておるわけございます。タカナでいうのは一般的に水田の裏作でつくる作物になつておるようでございます。水田というのは、大体いや地現象というのがあまりないのであります

これにつきましては、当然園芸試験場が扱う
つの品物でございますから、園芸試験場とい
うものがやるのは当然でございますが、特に、そ
の地域農業試験場、九州にござります九州農業試験
場の環境一部というものが病害関係の研究をたくさ
ん持つておるわけでございます。当然、地域のそ
ういった問題については、九州農業試験場が園芸試
験場と縦糸と横糸になりまして当たるべき筋合
いのものであろうと思います。

先ほどの火傷病の場合に、九州農試がいろいろ
問題を扱つたという、ようなことでございますし、
当然それはそういったタカナの問題についても九
州農試の扱う筋の問題でございます。もしもそうち
いったものがあつたとすれば、われわれの指導の
不十分なところでございまして、今後そういうこ
とのないようにいたしたいと考えております。

○細谷委員 私は九州農試が、あれは園芸試験場
の問題であります、野菜園芸といわれております
から、野菜は園芸試験場の問題だから、地域対応
をやつておる九州農試は野菜園芸に触れられない
のだ、これは間違っていると思うんですよ。しか

縦貫道路というのができておるわけですね。どん
どん工事が進んでおりまして、間もなく開通
式——もう一年もしたらできるでしよう。福岡か
ら熊本までは、その高速道路の分離帯にビャクシ
ンという木を植えるんだそうですよ。であります
から、その地域の農家の人はたいへんなことに
なっているわけですよ。ビャクシンを植えます
と、私はさうとありますけれども、ビャクシン
という木は、ナシの赤星病というおそるべき病
気の中間宿主なんですね。ナシの葉っぱが落ちて
しまいますと、そのビャクシンに宿借りして、ナ
シの葉っぱが出てくると、今度はこの赤星病の病
原菌がナシのほうに移ってくるのですから、こ
れはたいへんなんです。それを分離帯に植えます
と、ものの本の中には、ビャクシンが一本でも
あつたら、それから五町か六町か——これは昔の
ことばですよ。ですから、五、六町といいます
と、約五、六百メートル。五、六百メートル以内
にはナシの木はもうだめだ、こう言われているく
らいですね。そういうことがいま問題になつてお
りますが、建設省はその辺のこと御存じないで

〇細谷委員 この専門のものの本の中にも、ビヤクシンという木があつたら、大体全部赤星病の中間宿主になっているというのです。全部もう焼き捨てなければいかぬというふうにもの本に書いてありますから、そんなことが絶対ないよう、十分にひとつ公団のほうと打ち合わせをして指導をしておいていただきたい、こう思います。

そのほかに現地ではいろいろな問題があるのですけれども、話の糸口は、具体的な事実はこの程度にして、そこでひとつ本論に入つていただきたいと思うのであります。

今度の農林省設置法の中で、試験研究機関については、農林省の機構の改革に関連いたしまして、いわゆる従来の園芸試験場というものを果樹試験場と野菜試験場に分けると、こういうことになっております。いま私が質問をいたしましたように、地元の病害虫の体制等から考えてまだまだ十分でありますから、この際、園芸試験場といふものを野菜と果樹に分けて研究機関を拡大強化するということについて、私は賛成であります。けつこうなことだと思います。けれども、私が調べた限りにおいては、いまの農林省の試験研究機関というのはおおよそ五千名の研究員でやつてゐるわけですね。研究員及びその他の人で約五千名でしよう。そうして今までの園芸試験場といふのは二百八十四という定数であったようありますけれども、何といってもこれはやはり研究員並びにその研究員を補助するいろいろな体制が必要であるうと思うのです。今度の改正でどういう具体的な構想をお持ちなのか、お答えいただきたいと思います。

○加賀山政府委員 園芸試験場を果樹試験場と野菜試験場に分離いたしますということにつきましては、先生から御賛成をいただいたわけですが、それが、特にこれまでの園芸試験場の中における研究者の割合と申しますか、大体、果樹のほうにウエートが高うございまして、野菜関係の研究者というのは、わりあい数が少のうございます。特にその環境部門と申しますか、土壤、肥料なり病害虫関係といふものは、野菜関係ではほとんどないというような現状でございまして、先ほどからお話しのように、地域の農業試験場というのは、かなりそういういたたまれないところではありますから、それと両々相まってということもあるわけでござりますが、しかし、少なくとも最小限度のそういういたたみの強化をいたさなければならぬということで、果樹試験場と野菜試験場の強化をこれからはかつていくわけでございますが、現在の園芸試験場の定数は、先ほどおつしやいました二百八十四名ということになつております。

その中で、これは私のまだ頭の中の一つの構想でござりますけれども、これを将来園芸試験場を二つにした場合に、果樹も一本立ちできない、あるいは野菜も一本立ちできないということでは、やはり分離いたします趣旨に反するわけでござりますので、できるだけ研究員の強化をはかつてまいりたいということでございます。四十七年の定数で申し上げますと果樹試験場のほうが二百二十二名、それから野菜試験場のほうが二百三名、そういう形で発足をいたしたいと考えておりますが、その後どのような年次計画で、ということころまで十分まだ詰めておりませんが、将来構想といたしましては、果樹試験場のほうが二百九十二名、野菜試験場のほうが二百七十八名という一応の構想は持っておりますけれども、まだ時間がかかることでもござりますし、その中の部の編成だとか、あるいは研究室の編成だとかいうものにつきましては、具体的に固めてまいる必要があろうと考えております。

しては、大体今までの園芸試験場の人的規模くらいにそれをするということですね。したがつて園芸試験場が果樹試験場と野菜試験場に分かれたために、大体現在は二百八十四名でありますけれども、果樹試験場のほうが二百九十二名、野菜試験場が二百八十名程度の規模で体制を整えたい、こういう構想のようであります、その人間は一体どこから持ってくるのですか、お答えいただきました。

○加賀山政府委員　ただいまのお尋ねでございますけれども、試験研究機関全体で先ほど御指摘のように約五千名ということになつておりますが、試験研究機関全体のワークの中で、私たちはやはり非常に問題になつてゐる部門、成長部門と申しますが、今後、拡充強化しなければならない部門もござりますし、いろいろと農業事情を十分に反映いたしまして、それほど強化しなくともいいという部門もあるうかと思ひますし、また地城農業事情もいろいろ変わつてきておりますから、それに対応いたしまして試験研究機関のあり方を十分に検討いたしまして、その中で強化部門とそうでない部門ということでこれは進めてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○細谷委員　まあ、ことばではきわめてきれいでじつまが合うようでありますけれども、そう簡単にはいかぬようですよ。

それではお尋ねいたしますが、農林省のいわゆる閣議決定の定員削減計画、いま第二次に入つてゐるわけですから、第一次は各省の中で農林省の削減計画というのは一番大きかった。割り当てが八・二%、五千八十七名ですね。これは、各省の中で五%削減というのを、農林省は一・六倍の削減計画を受けたわけですね。そうして今度は第二次に入つたわけですから、これも予定として大体八%ぐらいの削減を受けておるわけです。そして第二次定員削減計画の中においても、わずか五千名足らずの研究職が四十七年度に十六名減るということになつてゐるでしょう。わずか五千名足らず、四千九百三十八ですか、その研究

職の中から十六減るわけですね、研究室が十六でありますから、それに関連する人たちも当然減っていくんだろうと思うのですよ。一体どこをどうやって強化するのですか、お答えいただきたい。
○加賀山政府委員 定員削減全体の問題につきましては、私からお答えするよりは官房長のほうがいいかと思いますが、まあ研究機関でございましていかと思いますが、まあ研究機関でございますので……。
確かに一律でかかるてくるという問題はありますけれども、研究職につきましては特に配慮をしてございまして、もともとのペーセンテージも低くなつておりますし、また四十七年度の定員削減につきましても、ただいまおっしゃいました十六名でございますが、この比率と申しますのは、ほんの一 般の研究職員以外のものに比較いたしますと、約四分の一ぐらいの率になつておりますし、そういう意味では非常に優遇されておると申しますか、研究の重大性ということを考えてこのような配慮をしていただいておるわけでございます。
○細谷委員 確かに四十七年度の場合は、一般の人は二・一四%の削減だということとあります
が、研究職は〇・五%の十六名ということとありますから、四分の一程度で優遇されておるのであります。では、全体的な農林省の中において、いま事務局長が答弁された、二つに分けたものをう第一次削減、これはまだ完遂しておらない。それぞれいまの園芸試験場の規模程度にするというのでありますから、二倍の人員配置をしなければならぬということになりますね。しかもこういう第一次削減、これはまだ完遂しておらない。そして第二次に入っていく。第二次も八%というかなりきびしいあれを受けておるのでありますから、技術会議の事務局長の要望、いまお答えのようなことをやりますか、お答えをいただきます。
○加賀山政府委員 私といたしますれば、それは研究者がたくさんふることはありがたいことですが、それが、国全体の総ワクというものがございませんし、私たちの中での努力をいたさればならない、そう考えておりまして、将来どのようなことになつてまいりますか。しかし、定員削

滅、そういうた問題というのはずつとかかってく
るわけでござりますし、この中でいろいろ苦しい
問題もございましょうが、私といたしましては、
その研究機関の持つております中で操作をしながら
強化部門は強化をしてまいりたい、かようにも考
えておるわけでござります。

になつてくるんではないかと私は思ふんですよ。そういう中において、幾つかの試験研究機関がありますけれども、ワクをふやさぬで一体地域の農業に対応できる、あるいは将来の農業に対応できるような試験研究ができるかどうか。私はしらうどでありますけれども、アメリカでは一体どれく

が、言つっていました。これがソ連の農業がなかなか伸びてないで、農林大臣は始終かえられてばかりいるんですが、そういう原因だろうと私も話してばかりなんですね。そういう意味で、農業の技術者が多く、また優秀な技術者をかかえることが、これは農業が前へ進む上においても大切なことだ

や今日のこれから農業では許されないことでありますから、総合的な防除対策なりあるいは総合的な育種というものをやらなければ、これはとてもじやないが国際的な農業として立つていけないわけです。その土台をつくるということでありま
すから、非常に大切である。

○細谷委員 そういう答えが出ますと、どこを削るのですか。あなたのいまの構想では、二百八十八名ぐらいどこからぼり出さなければいかぬわけですね。どこを削るのですか。今度の設置法では食糧研究所というのが食品総合研究所になるわけです。これは百二十九名でありますけれども、百三十二名にするわけです。これもふえるのですよ。四千九百三十八というワクはふやさないようでありますけれども、一体どこを削るわけですか。しかもワクをふやすどころか、第二次削減がかかるてくるわけです。ほかのほうよりは少ないようであります。かぶつてくるわけですよ。どこをどうするのですか、具体的にお答えいただきたい。

○加賀山政府委員 先ほどから申し上げておりますように、研究機関というのは常に農業の実態に即応して動いていかなければならないという問題がありますので、われわれもいろいろと苦しい問題がございますけれども、そういうた農業の実勢に即してその研究体制というものを常に考えていかなければならぬ。そういう意味で、全体の状態を見まして、その中で研究者を新しい部門に持つてまいりまして強化することを考えてもまいらなければいけない、そう考えておるわけでございます。でございますから、全本でわれわれ

〇赤城國務大臣 私も技術面はしるうとですが、技術が大事なことはよく承認しております。但国際化の研究者がおりますかということを大ざっぱに調べてみますと、大体日本の二倍から四倍くらいの間にありますよ。でありますから、私はある研究者に聞いたら、ほんとうのところ、このきびしい国際化の状況の中ににおいて日本の農業が立っていくには、いまの四倍くらいの研究者にしてもらわなければ、ほんとうの確信ある対応と将来の開発はできないのだ、こう言つております。私は、四倍というのはちよつといま主張しようと思いませんけれども、少なくとも日本では一万人くらいの研究機関に対する人がおらなければ、いまの五千名足らずで、しかもそれを削減するなんてやり方では、とてもじやないが、農林大臣の考えているこれから日本農業というものを、ささえいくことはできないんじやないかと私は思うんですよ。大臣、コップの中でやりくりしているのでありますから、私は、機構だけつくったけれども魂が入つておらぬ、こういうふうに申さざるを得ないのです。この辺、ひとつ大臣として大所高所から、たいへん重要なんだということで前向きの御答弁をいただかななければ先に進めない、こういうことです。

そこで、現実的に行政管理庁のほうでいろいろやつて、内閣できめていただくと、御質疑のように、一律一体のような形では私も弱るんですが、これは技術ばかりじやありませんが、転換して技術のほうは減らさないで、少なくとも現状を維持していくくというやり方があろうかと思うのです。たとえば、この機構改革で、食糧関係のものなどは、これは転換しなくちやならないと思うのです。結局、試験場のほうで転換して、純粹の技術者を減らさないというような、転換のいろいろな方法はあると思います。本来からいえば、細谷さんの御指摘のように、減らすどころか、現状維持どころか、ふやしていくべきなんですが、内閣全体としての定員を削減するというような方針で進められてきておりますから、その中において、今度は農林省内で職員の転換等をして、技術のほうはできるだけ弱めない、こういう方針でできたらと思います。口だけでは横溝的に言つても、全体の問題でいまあれども、口だけではしようがないませんから、御指摘のような方向へ私も持っていくように努力してみたいと思います。

「これを見ますと、しるうとでありますと、蚕糸試験場に七百三十二名もおる。いまの日本の養蚕というものを見てみると、大体これだけの規模が必要のか、こう思つて私はある専門家に聞いてみましたところが、いや農業の研究というのは、かりに蚕を二十年やつたかなといつて、すぐ果樹園芸の研究者にはとてもなれないんだ、こう言つておりました。でありますから、やはり研究機関をやる以上は、かなり長期的な視野、こういうものを持って専門的な有能な人を、そして量をもって対応していかなければならぬ、こう私は思うでありますから、ここで確約をとろうと思ひませんけれども、大臣はじめ農林省の幹部、この辺のことをひとつしっかりと頭におさめていただきませんと、ほかの省でかつてなことをやって、もう常識からいつても、そんな初步のことを誤つて縦貫道路にビヤクシンを植えたりなんという計画を立てますから、農林省ではよろしくお願いしたいと思います。

そこで話を進めまして、実は昨日私どもの選舉区で、これは中央の朝日、毎日等々をはじめ、地元の新聞に一齊に大きくでかでかと書かれたんですね。「農業基地化に水かけるな」こういう見出しがあります。『波紋吹ぶ園芸試験場改編 四広域化』(卷合農式設置を)、こう

は二十の農業関係の研究機関を持っておりますけれども、この二十の農業関係の研究機関の中で考えてまいりたい、こう考えております。

○細谷委員 大臣にお尋ねいたしますけれども、四千九百四十名くらいでたいへんけつこうな機構のあれでありますけれども、研究者の裏づけといふのはあくまでも四千九百三十八名、おそらく第二次の削減を受けますと、これは四千八百ぐらい

技術力が卓然としており、外國からも注目されています。しかし、外國の技術者も非常に多いんだそうですが、外國でも、いま話を聞いたばかりなんですが、ソ連なんかは非常に少ないそうです。ミカンの苗木を持つて、グルジヤまで日本の前の園芸試験場長の梶浦君が行ってきたんです。きのう帰ってきたんです。が、ところが農業の技術陣営が非常に少なくして、技術の点を聞いても何もわからぬ。そういうことはあまり大っぴらに言えないかもしません

これは規模は大きいけれども、農業の技術面等になりますと、日本と比べるとかなりおくれておる。これを見本に大臣なさらぬで、やはりもと進んでおるところ、しかも日本の地形上から国際的に対応していくためには、これはやはり技術で立っていく以外にない。とにかくいまの日本の反当収量を上げるために、アメリカよりも二倍も三倍もの農薬を使ってやるなんということは、もは

いう見出しが、この設置法に関する問題が取り上げられておるのであります。

そこで具体的にお尋ねいたすわけでありますけれども、久留米にいま園芸試験場の支場というのがござります。今度の機構改革によりまして、法律でありませんけれども政令で、久留米の園芸試験場は、園芸部門というのはほかのほうへ移つてまいりまして、その園芸試験場の支場というの

野菜試験場の支場に予定されておるようでありま
す。予定されておるようありますけれども、私
が現地へ何べんも行きまして、研究者にも聞きま
した。いろいろなところに私は当たってみまし
て、まだ法律が通っていないのに、もうすでに確
定したかのごとくぐんぐん進めていっておりま
す。けしからぬことだと思つておる。その地元の
市に対しても、いやこれはもう今度法律ができた
んだから、あなた方、陳情したつてだめだ、こう
いう形で押えつけにかかるておりますよ。まことに
にけしからぬことだと思いますけれども、そうい
うことのないよう、地元の農業に対応するとい
う一つの役割りを持つて支場というは生まれて
おるわけありますから、私はそういうことにな
らないようにお願いしたいでありますけれども、
も、一体、技術会議では、今度の機構改革により
まして、久留米の園芸試験場の支場が長崎県口之
津の地に移った場合に、野菜試験場になるのであ
りますけれども、どこがどういうふうに変わつて
くるんですか、お答えいただきたい。

米の支場の歴史的なあれから考えまして、久留米が野菜と花の支場になるのが適当であるというわれわれの技術的な判断がございます。それから、口之津が果樹関係の支場になるのが適当である、そういうことで、現在そういうふうに進めてみた
い、こういうふうに考えておるわけであります。
先ほどから、何かきめもしないのに大いにやつてゐるじゃないかという御批判がありましたが、私どもは決してそういうつもりではございません。ただ、研究機関でございますので、研究者の考え方をいろいろそろえる必要がありますので、いろいろ相談しておるのは事実でございます。
○細谷委員 それではお尋ねいたしますが、あなたの構想どおりに進んだ場合に、次のようになるかならないか、お答えいただきたい。
現在、園芸試験場の久留米支場の配置人員は、場長一、庶務九、養成研修課三、業務課十二、蔬菜第一が四、蔬菜第二が五、花卉研究四、果樹第一が四、果樹第二が四、虫害研究三、合計四十九人でありますけれども、四十七年度の機構改革によつて野菜試験場に変わつていつた場合にはどうなるかということありますが、支場長一、庶務栽培五、計二十名で二十九名減る、四十七年度では計画はこういうことになつておるようですが、そのとおりですか。
○加賀山政府委員 先生ただいま御指摘のようなことで私たちも考えておるわけでございまして、現在四十九名の定数でございまして、支場長以下果樹と蔬菜、それに業務関係がございますが、それが分離独立いたすことになりますと、四十七年度当初は、久留米に残りますのは定数としては二十名というように、先生御指摘どおりでござります。それから口之津の果樹支場のほうが三十二名ということに現在考えておりますけれども、それの将来計画でございますが、現在四十九のものを

二十にしてしまってはとんでもないじやないかと
いうこともござりますし、われわれのほうとして
強化しなければならない問題として、花卉の強化
の問題もござりますし、それから野菜に関する病
害あるいは虫害関係の問題、これも現在ございま
せんもので、それを強化しなければならぬ、そぞ
いうふうに考えておりまして、先ほどちょっと申
し上げました私の構想の中の将来計画では、現在
の定数に劣らないような規模の支場に育成してま
いりたい、かように考えておるわけでございま
す。

○細谷委員 こうなつてまいりますと、先ほど私
が申し上げました原則としては、大体縦割りで地
域対応はしないということ。あなたの首を振つてい
ますけれども、支場長あてに資料が行つていてるで
しょう。大体原則としては、縦割りのものは地域
対応はしないで、地域対応は総合農試がやるので
しょう。そういうのが原則でしよう。そういう原
則を踏まえて虫害研究なりあるいは養成研修——
養成研修も四十名か五十名の農業高校を卒業した
人が来てますよ。一生懸命やっています。半分
以下の機構になつて一体対応できるのかというの
が、地元民のひとしく憂慮しているところであります。
そういうことからきのうの地方版に、先ほど申し上げたように、「農業基地化に水をかける
な縮小は時代逆行」、こういう見出しであらゆ
る新聞に書き立てられておるわけです。そしても
うこれは動かせない既定事実だという形で、農協
関係の人は、これではどう生きていくかといふこ
とになりまして、それならしようがない、県の總
合農業試験場でも来てもらおうか、こういうこと
になつてしまつてゐる。原則は反対なんですよ。
いままでの歴史的——歴史というのは過去のこと
です。しかし、久留米を園芸試験場にした以上
は、それなりの根拠があつたから久留米に園芸試
験場を設けたのでしよう。それは過去のことと
いうのができたわけでしよう。九州農試が分かれ

て久留米の園芸試験場ができ、佐賀の土木試験場ができたわけでしょう。そういうことですよ。そんな過去の、エジプト時代みたいに古いとは言わぬけれども、そんな古い話で歴史的な経過などといふのは——歴史的な経過ならば、現在の園芸試験場は存続すべきだ、こういう議論になるわけであります。しかし、そんなことを言つてもしようがないから、私はしようとありますから、しろうとながらの見方を少し申し上げてみたいと思うのです。

大体、長崎の口之津というのは最近できただけで、ようやく試験場のていをなしてきたわけです。久留米の支場の分場ですよ。ここがたいへん風が強いのです。そして島原半島でありますから、これは晚かんを問題にしているわけです。ところが、いまの九州の状況を調べてみると、こういうことですね。農林省の農林水産統計月報の五月号を見ますと、これは四十五年でありますけれども、温州ミカンというのは全国的に前年比二五%伸びておるわけですね。そのうち九州ブロック、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島等で二百五十五万トンミカンができるわけですがれども、その二八・三%が九州でできているわけです。約三分の一。ナツミカンは、グレープフルーツ等の影響を受けて、四十四年と比べますと七三%に生産が落ちておるわけです。落ちておりますけれども、九州各県の比重というのは二〇%になつてゐる。オレンジはどのくらいかと言いますと、九州各県が大体二九%、ハッサク、伊予カンが大体一三%くらいです。でありますから、温州ミカンというのはずいぶん大きいのですね。二八・三%という比重を占めているわけですね。しかも、その温州というのはどこであるかといいますと、口之津じやないのですよ。熊本県、福岡県、佐賀県。ちょっと参考に申し上げますと、福岡県が十二万六千トン、佐賀県が十八万五千トン、長崎県が十四万三千トン、熊本県が十万余トンでですよ。一番多いのは佐賀県の十八万四千トンで

す。ミカンの生産の少ない、しかも口之津という適当でないところに園芸試験場を持つていくということは理屈に合わぬ。

もう一つ、これらはかんきつ類でありますけれども、落葉果樹を見てみますと、クリが全国比に対して九州では収量が一七・二%です。しかも、成園の比率を見ますと、成園の比率は全国は六〇・五でありますけれども、九州は四七・一でありますから、将来有望なんです。これからどんどん

成園化していくわけですから、収量がふえていくわけです。カキが一一・五、ブドウが一三・四、それから梅、日本ナシ、桃、こういうふうに落葉果樹はかなりの全国的比重を占めているわけですが、しかもその大部分が、成園の比率を見ますと、全国より低いんですよ。低いということは将来有望だということ。しかも、いま申し上げたのは大体九州の中部地帯、温暖多湿のところです。風は強くない。ですから、広島県の安芸津のように寡雨とのところと違うわけですよ。雨の多い温暖の地域なんです。そういう地域に園芸試験場なり九州の農試の指導によつて營々としてここまで伸びて、将来への土台づくりが落葉果樹の場合できておる。にもかかわらず、これだけの生産的なワードを持っておる中心地域から、口之津へ園芸試験場を持つていかなければならぬ理由というのは一体どこにあるのですか。納得できる御回答をいただきたい。私は政治的な背景など言いませんよ。きわめて純技術的に數字的にものを申していいわけですから、納得できるお答えをいただきたい。

○加賀山政府委員 お答えいたします。
久留米の支場が野菜試験場と果樹試験場に分かれた場合、野菜の支場になり、口之津が果樹の支場になる、そういうふうにわれわれ考えておるわけでござりますけれども、口之津の支場と申しますのは、先生ただいま御指摘になりましたように、確かに、最初の考え方としては、当時問題になつておりました晩かんというものを対象に考えていたようございますが、私、最近いろいろと

現地の気象条件なり調べておりますけれども、九州の地域の中では年間の平均気温が非常に高い地域でもございますし、それから年間の降雨量が九百ミリほどござりますし、また土壌そのものが玄武岩土壤ということで、非常に果樹に合つてゐるところでございます。先ほどお話をございました風をかなり受けたという問題もございますが、これは技術的に、防風しようなり防風林をつくることによってカバーし得るという技術的な判断であそこを育成してまいりまして、あそこを果樹の支場にするということについては、私は技術的には問題がないのではないかというふうに判断しております。

それからもう一つ、温州ミカンの問題を扱つて

べると非常に急速に伸びております。特に御承知のように、温暖地における温州ミカンというのはブクミカン、浮皮、皮が浮くようないろいろな現象がございまして、そういうことに対する技術的な指導というのをぜひしなければならないと思つております。将来、果樹支場になった場合には、温州ミカンにつきましても口之津支場で扱つてまいりたい、こういうふうに考えております。それから、これはわれわれも十分承知しておりますが、最近における落葉果樹の九州における伸び率というのも非常に急速でござ

います。ただこれにつきましては、果樹関係の研究者というのは非常に制限をされておるといいま
すが、数が少ない。約百名ぐらいの研究者でござ
いますが、その研究者を本場と支場に割ります
と、支場のために六、七倍さいておるわけござ

りますが、その六、七倍の中で、北は盛岡のリンクから始まりまして、興津の温州、それから御承知の安芸津の落葉果樹、それから今度支場にいたします口之津の晚かんを中心とするかんきつ類その他でございますが、そういうふうに分散してまいりますので、研究者をあまり分散いたしますと問

題がございまして、果樹試験場の考え方として

は、できるだけ研究者を樹種別に分けて、そこで研究を推進してまいりたい、そういうような基本方針を持つておるわけでござります。

現在問題になっております落葉果樹につきましては、現在の久留米の支場で若干の対応はいたしております。ただ、それが野菜の支場になった場合に全部なくなってしまうということでございま

すと、地元の方々にたいへん不安感を与えるといふこともございますので、私どもとしては、現状を大きく変えないような範囲で落葉果樹の対応も久留米ができるように考えたらどうかと考えておりますし、もう一つ、あそこには虫害研究室を現在置いてございますけれども、果樹の虫害研究室でございまますが、これにつきましても、現在

天敵を含めまして総合防除というような、かなりますから、研究の継続性ということも考えて、あそこにしばらくいたらどうか。

と思つております。
それからもう一つ、最近御承知のように、福岡
県の試験場が各分野につきまして総合整備をはか
るという話を聞いておりまして、先般來、県の関

芸試験場長と会っていろいろと話を聞いたわけですが、あそこは御承知のようになりますが、私の感じでは、日本全国各県の園芸試験場がございますが、その中ではかなりスタッフをそろえているほうではなかろうかと考えております。

て、これはこれなりに非常にけつこうなことでござります。われわれ国の関係でカバーできない面につきましては、国から県の試験場に財政的な援助

助を行なうことによって、研究活動が十分できるようなことを考えてまいっておりますので、そういうふうな県の試験場をさらに強化するとい

卷之三

うことがござりますれば、県のほうから御要求があれば、私はそれには十分にこたえてまいりたい。それによつて、国と県とが両方相まって、そし二虫盛舞式を図ることにて、也云うラマで御講演

れば地域農業を加えまして、地域の方々で徹底足のいただけるような体制を整えたい、かように考

えておるわけであります。

○細谷委員 御存じと思うのですけれども、口之津に籍のある研究員が久留米に来て落葉果樹の研究をやっているのです。そのことは、落葉果樹と

いうものの研究をやるには久留米のほうが適当だという何よりの証拠でしよう。この間私、会つてきましたよ。若い研究者がクリの台木等を研究して、ちゃんと植えてやつておりますよ。口之津に

在籍の人ですよ。それを今度は、花卉と野菜、園芸だけ、そしてわざわざいま来ているのを追つ払う、口之津に持っていく。口之津というのは霜が少ないから、確かに晩かんには適当でしょう。しかし、一体これから自由化の時代に、私はしようとでありますけれども、温州ミカンは諸外国と太刀打ちができるけれども、晩かんは、オレンジの

自由化が行なわれたら、おそらく太刀打ちできなくだろうとすらいわれているくらいです。それを何とか太刀打ちできるようにななければならぬことは申しますでもありますんけれども、そういうふうにいふべきでござる。

うにいわれております
しかも、先ほど私は統計を申し上げましたよう
に、将来とも有望な温州ミカンの主産地、落葉果
樹の主産地というのは、久留米の園芸試験場の支

場を中心とした熊本、そして福岡、筑後、それから大分県、ずっと国東半島一帯の場所なんですね。しかも一時間も行けば、天敵利用では日本の権威であります九州大学もあるわけですよ。ほかのところに農学部なんかありませんよ。宮崎大学

くらい。鹿児島大学もありますけれども。そういうことですよ。それを一体何を好きこのんで、野菜試験場が今度できるのだから久留米の試験場ですかね。

場はなくなるのや、だから園芸試験場はあっちへ行つてしまえというのか。客観的根拠がないのに持っていくのはどうも私は納得できない。

卷之三

もう一つ申し上げます。私は、この間、久留米市に参りましたて支場で聞きました。暖地果樹、特に落葉果樹の繁殖、その繁殖の重要なポイントといつはまだよしとおな。二つの研究と、主張命令や

うのは古本なんですね。この研究を一歩進めたてております。申すまでもなく、これから作業の省

力をやらなければいけないが、品質の向上をやらなければいかぬ、生産力の増強をやらなければいかぬ、という三点で台木の研究が行なわれております。安芸郡でやつても口之津でやつても——安芸津のような暴雨のところと、雨がよけい降る温暖多湿の九州中部の地帯は違うわけですよ。風の強さになつてまいりますと、これは問題があるのであります。しかもこの久留米のところは気象条件が高温多湿で、台木を検討しなければ落葉果樹はダメだ。この支場では前から台木の研究をやつてゐるわけです。それから、この久留米のすぐそばに、田主丸という全国有数の苗木生産地があるわけですね。そういうところをはずして、何を好きこのんで口之津に持っていくのか。全くしようとの常識から考えられない。あなたは専門的に答えてもらはれませんよ。いいまの答えでは、台木の研究をもつとやらなければいけませんよ。いまから考えておきます。クリもやつておりますよ。

○加賀山政府委員 ただいま非常にこまかい御質問がいろいろあるったわけでございますが、要するに台木の研究というのを現在やつておることも事実でございます。大体、國の研究と都道府県の研究の関連にも相なりますが、米麦の場合等をとりましても、そのもとどいうのは國がやりまして、實際の地域検定というのは都道府県の研究機関にお願いをしておるというふうなことでございまして、台木につきましても、台木の育成のためには生理的な研究等が付隨してまいるものでございますから、われわれの考え方としては、果樹試驗場の本場、あるいは先ほど申し上げておる安芸津を中心につくりまして、實際の増殖なりその検定というのは各地域の都道府県の研究機関に十分にお願いいたしたい、そういうふうな考え方でやつております。

それから先ほどからいろいろお尋ねがございますが、現在あそこでもってやっておる落葉果樹につきましての対応というのは、確かに口之津の研究者を連れてきてやつております。それはそういう必要性があるからやつておるわけございまして、こういう体制を直ちに私は変えようとは思つていないのでございます。また、あそこにつきましてはかんきつ類を対象にしまして虫害研究をやつております。私はやはり、そういういた研究の継続性といふものを直ちにあしたから切りかえるというようなことは、研究も中断いたすことでもござりますので、やりたくないということでおあります。

先ほどから、四十七年から定数が二十名に相なつておるということでおざいますが、現実に移つてまいります様相というのは、私はそんなことには相ならないのはなからうか、またそういうふうなことはやらないほうがよい、徐々に時期を見てそういうふうな転換をはかっていくべきだ、というふうに考えておりますので、ただ四十七年度の予算上の定員だけで縮小されるというふうにだけますか。

○細谷委員 私は、九州農試には大体月に一ペんくらいずついまでも行っているんですよ。園芸試験場にもいしままで二度行つたのですよ。ところが、研究者の弊害ですけれども、わが領域は一生懸命守るけれども、よそのほうはかまわぬ、わが領域さえ守つていればいいという性格があるわけですよ。なかなかものを言わぬけれども、ずっと回つてみますと、私はしろうとでありますけれども、しろうとながらこの辺は問題じやないかといふことがやはりわかるわけですよ。あそこは残念なことには、場長が言つたらもうだれも言えぬわけです。労働組合があるわけじやないのですから。ですから、支場長は広城市町村園のキヤップと話し合えば、あとはもう適当にごまかしておけばいいぢやうわけであります。

私は、もと掘り下げて、現在の落葉果樹の中心地帯、これから有望なるあの筑後から国東半島一帯にかけての落葉果樹なりミカンというものをどう生かしていくかということになりますと、私が冒頭申し上げたように、問題が非常に多い。これが、縦割りの園芸試験場なり野菜試験場と同時に、やはり地域対応をやらなければならぬ。総合農試との横糸の連携、縦糸はグレントのものがおりてくる。そしてそういうものを地域適応の選択をしてやっていく。その場合に、総合農試との間に連携がとれていなければいけぬのでありますけれども、残念ながらあなたの言うように、歴史的に総合農試から分かれたものでありますからおれたち園芸は虐待されたんだということで分かれただしよう、昔は。そういうあれがありますから、うまくいっていないのですよ。野菜のことをいましてやつております研究も、中断することのないようやつてまいりたい、かように考えておるわけでござります。

すけれども、問題がある。
私がいま申し上げたように、口之津に行く客観的な根拠はない。でありますから私は、園芸試験場支場というものは、いまだがめたところでは、いまあるところが一番よろしいのじやないか。むろんいまあるところは八ヘクタールしかないから狭くしてようがないんだ、口之津は十八ヘクタールあるから広くしてようがないんだ。その土地は解決しますよ。必ず移転する際の理屈は面積が狭いからと、こうくるわけですけれども、そんなものはやろうとすれば解決できる。こう私は思うので理解できませんが、特に、今日まで、台木の研究なり、あるいは病虫害の総合防除とか具体的に進んでおる。そういうものを機械的にくずすのいやなくて、進行中のものについては成果を少なくともきちんととした上でなければ、機械的にそんな移転なんて考えるべき問題じやないのじやないか。これは百歩譲つての話でありますよ。そう私は思うのであります。若干その辺のことを局長おっしゃつたのでありますが、もう一言この問題について、研究というものが、現状を踏まえて、それがどうなるかということを踏まえた上で、そうして地域の対応というのも、グルントのものから実用化していくくという開発の研究も踏まえて、横糸と縦糸ということばでありますけれども、そういう運営にも十分配慮していくくということでなくちやならぬと思うのであります。この辺もう一度お答えいただきたい。

○加賀山政府委員 お答えいたしますが、私がかねがね申し上げておりますように、地域農業試験場と各専門場所の縦糸と横糸の関係でございますが、これがややもすれば、先生ただいま御指摘のような問題があるやにも聞いておりますが、私はそういうことがあってはならないというふうに考えております。その地域に対応するために地域農試と各専門場所が縦横にからみ合って、かつ、それと公立の研究機関が連携することによって地域の方々にサービスをサービスを提供することができるということが

が主目的であるということをかねがね申しておる
わけでございまして、この点、もしそういうよう
なことがあるとすれば、これは私の考えとは違つ
ておるわけでございますので、そういうことのな
いようにしてまいりたいと考えております。

それからもう一つ大事なことは、行政機関であ
れば、配置がえなりあるいは機構改革なりとい
うものが、それは容易ではないとは思いますが、研
究機関に比べますと少し問題が違うのではないか
と思ひますが、特に研究機関の場合には、研究の
継続性ということを私は非常に大事にいたしたい
と考えております。ある研究者が一つ課題をとり
ますと、少なくとも三年なり五年なりというもの
は、その研究成果が出るまで努力をするわけでござ
ります。その研究の速度を速めるということでも
一方必要でござりますが、無理にその研究を中断
するということは、かえって研究投資が全部役に
立たないという結果にも相なるわけでありまし
て、その点は先ほども申し上げましたが、研究の
継続性は断たないような努力をできるだけしてま
りたい。今回の国の試験場の一つの支場とい
うことになつた場合にも、その問題だけはできるだ
け避けないと考えておりますので、そういうこと
で御了解いただきたいと考えておるわけでござ
ります。

○細谷委員 口之津でいま温州ミカンの成園があ
るわけじやないのに、十分にできるなんというこ
とをおっしゃらないほうが多いですよ。成園がな
いですよ。そんなことはできないんですよ。私は
大臣にもお尋ねしたいのですが、私が心配して
いる点については御理解いただいたと
思ひます。主産地の近くにせつからある
ものを、しかもこれからすべき多くの問題をか
かるが移転するという点は問題がある、こ
ういうふうに私は強く指摘しておきたいと思うの
であります。それをどうするかについては、私も考
えてみますと問題があるとは考えております。それ
から、現在支場のありますところが非常に町の中
でございまして、前には佐賀の試験場と隣合わせ
てございましたが、佐賀の試験場はいち早くいい
ところに移つてまいりまして、佐賀支場だけが残つ
ておるようなかつこうになつております。その後
いろいろと市街化も進んでいますので、そいつた
視点からも何らかの検討をしなければならないが
という考え方ではございません。ただ、いろ
いろな問題を総合的に判断して佐賀支場の今後の
あり方は検討しなければならないというふうには
考えております。

○細谷委員 最後に大臣にちょっとお尋ねしたい
のですが、私は、これはしろうとの意見であります
けれども、地域のブロックの総合農試というの
があります。縦割りの園芸農試とか果樹試験場と
か、あるいは野菜試験場とか、いろいろございま
す。私は、本場というのは、野菜試験場の本場、
あるいは果樹試験場の本場、こういうものはかな
りますから、お答えいただきたい。

○加賀山政府委員 お答えいたします。
佐賀に農業土木試験場の支場を置いてございま
す。農業土木試験場の支場ができました経過とい
うのは、九州における干拓事業等がいろいろ多く
行なわれたことと並行しておるよう聞いており
ますけれども、最近、九州における農業土木的な
問題というのは、ただいま先生ちよと御指摘が
ございました、シラスなりその他たいへん特殊土
壠の問題もござりますし、それから水田だけでは
なくして、畠地の開発に伴う農業土木的いろいろ
の問題等も出ているわけであります。現在の佐賀
の支場がそういった新しい課題にこたえ得るよう
なところにあるかどうかという問題は、私も考
えてみますと問題があるとは考えております。それ
から、現在支場のありますところが非常に町の中
でございまして、前には佐賀の試験場と隣合わせ
てございましたが、佐賀の試験場はいち早くいい
ところに移つてまいりまして、佐賀支場だけが残つ
ておるようなかつこうになつております。その後
いろいろと市街化も進んでいますので、そいつた
視点からも何らかの検討をしなければならないが
という考え方ではございません。ただ、いろ
いろな問題を総合的に判断して佐賀支場の今後の
あり方は検討しなければならないというふうには
考えております。

○赤城國務大臣 いまのような考え方がないのじや
ないかと私も思います。主たる試験場は専門的に
深くやり、そして、支場とかあるのは県の試験場
とかの地域的に対応していく試験研究。こういう
ふうな、縦割りとか横割りとか一律にいきません
が、いまの考え方のような方向は私はいいのじや
ないかと思います。縦割り、横割り適当に配置し
てやつておるそですが、いまの細谷さんの考え方
方というのは、大体私はいいと思うのですね。そ
ういう方向でやっていくのがいいのじやないかと
思います。

○細谷委員 申上げておりますが、落葉果樹につきまして
は、国の方にいたしますと、縱糸は本場と安
芸津ということに現在はなつております。しか
し、その後いろいろわが国全体の生産状況も変
わってきておるわけでござりますから、そういう
ことも無視するわけにもいかないと思います。そ
れで現在でも、久留米の支場におきましては、落

葉果樹に対応するような若干の組織上の、運用上
の問題でございますが、取り扱いをいたしており
ます。そういうことが中止されることのないよう
に考えてまいりたい、そう考えておるわけでござ
ります。

○加賀山政府委員 お答えいたします。
佐賀に農業土木試験場の支場を置いてございま
す。農業土木試験場の支場ができました経過とい
うのは、九州における干拓事業等がいろいろ多く
行なわれたことと並行しておるよう聞いており
ますけれども、最近、九州における農業土木的な
問題というのは、ただいま先生ちよと御指摘が
ございました、シラスなりその他たいへん特殊土
壠の問題もござりますし、それから水田だけでは
なくして、畠地の開発に伴う農業土木的いろいろ
の問題等も出ているわけであります。現在の佐賀
の支場がそういった新しい課題にこたえ得るよう
なところにあるかどうかという問題は、私も考
えてみますと問題があるとは考えております。それ
から、現在支場のありますところが非常に町の中
でございまして、前には佐賀の試験場と隣合わせ
てございましたが、佐賀の試験場はいち早くいい
ところに移つてまいりまして、佐賀支場だけが残つ
ておるようなかつこうになつております。その後
いろいろと市街化も進んでいますので、そいつた
視点からも何らかの検討をしなければならないが
という考え方ではございません。ただ、いろ
いろな問題を総合的に判断して佐賀支場の今後の
あり方は検討しなければならないというふうには
考えております。

○赤城國務大臣 いまのような考え方がないのじや
ないかと私も思います。主たる試験場は専門的に
深くやり、そして、支場とかあるのは県の試験場
とかの地域的に対応していく試験研究。こういう
ふうな、縦割りとか横割りとか一律にいきません
が、いまの考え方のような方向は私はいいのじや
ないかと思います。縦割り、横割り適当に配置し
てやつておるそですが、いまの細谷さんの考え方
方というのは、大体私はいいと思うのですね。そ
ういう方向でやっていくのがいいのじやないかと
思います。

○細谷委員 申上げておりますが、落葉果樹につきまして
は、国の方にいたしますと、縱糸は本場と安
芸津ということに現在はなつております。しか
し、その後いろいろわが国全体の生産状況も変
わってきておるわけでござりますから、そういう
ことも無視するわけにもいかないと思います。そ
れで現在でも、久留米の支場におきましては、落

葉果樹に対応するような若干の組織上の、運用上
の問題でございますが、取り扱いをいたしており
ます。そういうことが中止されることのないよう
に考えてまいりたい、そう考えておるわけでござ
ります。

○細谷委員 口之津でいま温州ミカンの成園があ
るわけじやないのに、十分にできるなんというこ
とをおっしゃらないほうが多いですよ。成園がな
いですよ。そんなことはできないんですよ。私は
大臣にもお尋ねしたいのですが、私が心配して
いる点について御理解いただいたと
思ひます。主産地の近くにせつからある
ものを、しかもこれからすべき多くの問題をか
かるが移転するという点は問題がある、こ
ういうふうに私は強く指摘しておきたいと思うの
であります。それをどうするかについては、私
たまたまそこに居住しておりますから、地元の我
田引水なんという議論で私は取り上げておるわけ
ではないのです。そういう点でどういうふうに
進めるか、常に注意をしておきたいと思いま
す。

もう一つ私はお尋ねしたいのですが、せ
んたつ佐賀県ばかりじやなくて、九州の各地の
団体の代表者が——農業土木試験場の佐賀支場を
廃止する動きがあるということでありますけれど
も、申すまでもなく、この有明海沿岸の平野部の
圃場なり環境整備、あるいはこれから十年間やつ
ていくのか、筑後川の南部開発の事業、長崎南部
開発事業あるいは南九州のシラス地帯、こういう

り充実して、基礎的な研究を含めた研究機関とす
べきではないか。そういう本場の研究の成果とい
うものと、地域対応の農業試験場、あるいは現在
に考えてまいりたい、そう考えておるわけでござ
ります。

○細谷委員 最後に大臣にちょっとお尋ねしたい
のですが、私は、これはしろうとの意見であります
けれども、地域のブロックの総合農試というの
があります。縦割りの園芸農試とか果樹試験場と
か、あるいは野菜試験場とか、いろいろございま
す。私は、本場というのは、野菜試験場の本場、
あるいは果樹試験場の本場、こういうものはかな
ります。

○赤城國務大臣 いまのような考え方がないのじや
ないかと私も思います。主たる試験場は専門的に
深くやり、そして、支場とかあるのは県の試験場
とかの地域的に対応していく試験研究。こういう
ふうな、縦割りとか横割りとか一律にいきません
が、いまの考え方のような方向は私はいいのじや
ないかと思います。縦割り、横割り適当に配置し
てやつておるそですが、いまの細谷さんの考え方
方というのは、大体私はいいと思うのですね。そ
ういう方向でやっていくのがいいのじやないかと
思います。

○細谷委員 終わります。

○伊能委員長 受田新吉君。

○受田委員 先般お尋ねをして、基本的な問題は、質問に対するお答えでは解明をさせてもらつております。特に食品流通局といふものの新設などにも興味を感じていてるわけですが、農蚕園芸局といふ農業、蚕、園芸というようなものが、蚕糸園芸局へ農の局が入って、一派にスケールの大きな局になつてくる。こういうふうな非常に急速に機構が変えられていくという危険を、私一方で感じているわけです。食品流通局などは、最近の国民の要望にこたえる意味で非常に味のあるセクションができだと喜んでおります。

一般農政、蚕、園芸というようなものを軽視するという意味じゃないのです。つまり食品流通局をつくつたために、屋台骨がゆらぐらいに重荷を背負う局が別のはうでできるという、局、課の統廃合といふものが目まぐるしく動いている危険があると思うのですが、これは官房長だけつこうですが、農蚕園芸という局は少し重荷になりやしないかお答えを願いたいのです。

○中野政府委員 ただいまお話しのように、従来いわゆる農どつくものは米麦を取り扱つておるわけであります。その米麦の生産あるいは生産調整も含めまして取り扱つておる農政局が、同時に農協のことをやり就業改善のことまでやる、あるいは構造改善もやる。その部門を分離しまして、あとこれを持つてきたわけでありますから、事業分量的にはそう形式的には変わらない。ただ、いまお話しのように、実態論といつてしまして、米麦もやり、そこへ蚕もありあるいは果樹が入つてくる、その他の畑作物も入つてくる。非常にバラエティーに富むわけでございます。やはり今後の方々といたしましては、米以外の畑作物というものをまとめてこれは所管させて、作付体系の合理化なりその他の、これからやります農業団地の形成

にいたしましても、まとめてやつたほうがよほど効率的だ。今までのようにはばらばらにやるよりも、一本筋を通したことでやるべきだというふうに考えまして、こういうふうにしたわけであります。分量的には、出し入れが激しいというお話をございましたけれども、先ほど申し上げました

ように、一部を出しましたあとに持つてきたといふことで、形式的な分量はそれほど変わらぬのではないかというふうに考えております。

○受田委員 農林行政は、将棋のままで動かすよう、適当な配置がえをむやみにやられる。たとえば食品流通局にしても、急速にこれが行政組織上に浮かび上がつてきておるような、最近突然浮かび上がつたようななかつこうだが、農林行政の機構といふものを、思いつきでまたこれから一、二年するころになつて動かしていかなければならぬといふようなことはありませんね。大体この変えてたものは当分変えないで済む、こう結論を出して法案を出されておるのか、また来年になつたらどうかいじくらなければならぬ要素がいまでも予測できるものがあるか、御答弁をいただきます。

○中野政府委員 食品流通局の問題からこの問題が出てきたといふいまの御指摘があつたわけであります。が、経過としましてはそういうことがあつたわけでございますが、農政を進めていく上におきまして、われわれとしては、かねてから機構問題については内部でいろいろ論議があつたわけでございます。いろいろ各局の関係等考えますと、この食品流通局を設置する機会にこういうふうに改めたほうがいいということにいたしたわけでありまして、ただいま、また来年何をどう直すといふことは考えておりませんし、これはあるいは私の考え方かもわからんけれども、当分これでいい

といふふうに考えております。されど、農政を進めていく上におきまして、われわれとしては、かねてから機構問題については内部でいろいろ論議があつたわけでございます。いろいろ各局の関係等考えますと、この食品流通局を設置する機会にこういうふうに改めたほうがいいということにいたしたわけでありまして、ただいま、また来年何をどう直すといふことは考えておりませんし、これはあるいは私の考え方かもわからんけれども、当分これでいい

といふふうにしてもらわなければならぬ。

○赤城國務大臣 私は基本的な考え方から言いますと、官僚的な考え方とは、何かぶつかるとすぐ法律を変えよう、機構を変えよう、そうすればもう転換できるという考え方だと思うのです。私はそうでなくして、官僚でない人間だから、そういうワクがあつても法律なら法律の運用、機構な

ど沿うたような、国民に向くような運用をするのが私は政治だと思うのです。そういう意味におきまして、法律も必要なときにはつくり、機構も改革します。今度の機構なんか、ぎりぎりで改革したほうが多いということで改革したのですから、それを毎年毎年改革したり、ここはちょっとと機構がおかしいからちょっとやろう、こういう考え方私はとりません。ですから、今度機構の改革をしました以上は、そう近いうちに、あそこはますいかからこう変えようとかいうことでなくて、そんなことがもし出るとともに、私は運用で十分目的に達し得ると思いますから、しばらく変えないでやつていただきたい、こう思います。

○受田委員 自信ある御答弁ですから、そういうことを了解させていただきます。

同時に、局長、課長、せめて部長とか局長になれば、少なくとも最低三年か四年かはそのポストにおいて、局の仕事を十分通曉して農林行政の推進者になつてもらうべきだと思うのですが、大体、農林省の局長などというのは、同じポストで一年半には二年という人もある。官房長は、一ヶ月、中には二年という人もある。官房長は、一つのポストに大体一年半から二年だというお話をございますが、職員部は一年半足らず、平均一年四ヶ月ぐらいで交代しているわけです。非常にテンポが速いということは、職員部というものはなかなかやりにくいポストとなることになるのか、たまたまそういう結果になつたのか、お答えいたしました。

○中野政府委員 ポストによりまして、非常に長い方あるいは短い方ありますけれども、平均いたしますと一年半から二年だと思います。

○受田委員 ほんに一年未満の人がおりますかおりませんか、一年を入れて。

○福田(省)政府委員 もう一人で、合計一年未満は二人でござります。

○受田委員 十一年間に八人、そうしますと大体一年半に足らざる比率。それで、中には一年、八ヶ月、中には二年という人もある。官房長は、一つのポストに大体一年半から二年だというお話をございますが、職員部は一年半足らず、平均一年四ヶ月ぐらいで交代しているわけです。非常に

テレホンが速いということは、職員部というものはなかなかやりにくいポストとなることになるのか、たまたまそういう結果になつたのか、お答えいたしました。

は一年未満という状態でございますけれども、職員部の仕事は、従来のいきさつを見まして、私は隣におまして業務部長をやつておつたのですが、非常にむずかしい仕事ではあります。特に業務部と職員部は連携をとつてやらなければならぬところでございますけれども、できれば、職員部の仕事を経験を長く積んで、一年未満ということでなしに、もう少し長くやつていただきたいと私は考えております。

○受田委員 私はこの機会に、職員部に関する問題として、対組合関係の人事管理行政についてまず触れたいことがあるのです。

公労法の第八条には、左の事項は団体交渉の対象とすることができるという中に、賃金その他の事項が入つておる。これは、できるとなつておるのであるから、できない場合もあるということはどうか、お答えを願いたいです。

○福田(省)政府委員 組合から要求があれば協議することができる、かようになつております。

○受田委員 組合から要求がなければ協議しない、つまり、できるということは、できない場合があるということになるのかどうかです。なければならぬとなつてないから……。

○福田(省)政府委員 当局のほうから提案する場合もございますから、必ずしも組合のほうから提案がなければならないというわけではありません。

○受田委員 林野庁を含む五現業は一般職の国家公務員。したがつて、一般職の職員の関係規定である国家公務員法、それは公労法に規定するものは除外されるようになつておる。つまり、公労法の適用を受けるものに対しては、国家公務員法の適用を受けないで公労法の適用を受ける、こういうことになつておるわけですね。そうですか。

○福田(省)政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。

○受田委員 そこで、賃金その他の給与は、公労法の適用で団体交渉の対象になる。ところが国家公務員法には、その七十二条に勤務に関する規定がある。それに伴う人事院の規則がある。伴

うとは限らないけれども、人事院規則で昇給制度がある。そういうようなものは、当然団体交渉の対象として、賃金その他の給与のワクの中でも政府で配慮されしかるべきものですね。

○受田委員 私は、公務員に、職務に対する責任感、能率の増進、そういうものを十分意識させることにおいて、勤務評定という制度は——当然、勤務評定の場合は政府が考えられる。団体交渉の対象にはなりません。しかし、特別昇給制度といふものは、一般職の場合には、おととしごろか、正確には調べてみればわかるのですが、二、三年前に一〇%から一五%にワクが広げられました。それによつて、三十年も勤務する一般職の公務員は、少なくとも平均四回程度は特別昇給の恩典に沿する。まあ能率のあがるものとあがらぬのがあるから、平均は七人に一人ぐらゐは毎年特別昇給の恩典に浴しておるわけです。一般職は、そこで職務の能率が高まり、勤勉にもなるというような結果がもたらされておる。

ところが、公労法の適用を受ける方に特別昇給制度をやつちやならぬという規定は、どこにもないわけです。一般職の公務員が三十年に平均四回俸くらい特別昇給しているというこの現状を思うときには、公労法の適用を受ける一般職の職員については、そのバランスの上から考へても、政府としては当然特別昇給制度というものを考へられてしかるべきだと私は思うのです。農林大臣としても、これは同じ一般職の公務員である。公労法の適用を受ける五現業以外のものは、特別昇給で七人に一人の割合で一号ずつ上がつておる。そうしたら、林野庁の職員、公労法の適用を受ける皆さんのはうは、同じ一般職の公務員で何ら特別昇給の制度がないというのは、これは残酷だとと思うことがあります。

○受田委員 いま大臣から名前を吐いていただきた。大臣はこうした国家公務員のあり方について非常によく勉強しておられる方であるから、いまお話を出たとおり、国家公務員であつて一般職であるから、普通であれば一般国家公務員の適用を受ける職員である。ただ、特別法として公労法、国家公務員法であつて争議行為の規定が書いてあるから、国家公務員の精神は常に公労法にも生きなければならぬ。その意味で、特別昇給制度といふものは、公労法の適用を受けるものにやつちやならぬとは一つも書いてない。

「賃金その他の給与」と書いてある以上は、一般公務員が国家公務員法で恩典に浴しているもの、得ているものは、公労法の適用を受ける方も原則としてこれは当然認められてしかるべきだ。林野

然とするべきである、私はこれを強く希望しております。

○赤城国務大臣 先ほど林野庁長官が答弁しましたが、一般職の公務員法と公労法との法律適用の問題ですが、林野庁の関係は、公労法の適用を受けるのだから公務員法の適用を受けないというのじやないと私は思います。これは公務員なんですから。

(委員長退席、塩谷委員長代理着席)

公務員は一般公務員法の適用を受けているわけですが、ただ、公労法は特別法ですから、この一般法と特別法から考へると、特別法が優先するわけです。それだけなんです。一般公務員法が排除されるのじやないのです。ですから特別昇給なども、一般公務員の特別昇給は、人事院の勧告や何かで、あるいは一般公務員法のあれで特別昇給するわけです。それから公労法の適用を受けるほうは、団体交渉でそういうことをやつて差しつかえない、またやるべきだ、こう考へます。

○受田委員 私としましては、勤務評定等の前提はござりますけれども、これの実現については全力をあげてまいりたい、かよろに思つております。

○受田委員 大臣及び長官が、全力をあげて特別昇給制度をもつて職員の勤労意欲を高める政策をとりたいという御答弁でありますことを私、了承しまして、この問題はこれでおきます。

同時に、もう一つここで、公労法にいたしましても、国家公務員法におきましても、職員の職務違反というものはきびしく処断することになつてゐるのです。公労法に例をとりましても、公労法の十七条に、職員及び組合員に対して争議行為の禁止の規定が書いてある。そして同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する行為をなしたる者、またそれをそそのかし、扇動した者、それに対してはどういう措置をすべきかというこ

となると、十八条に解雇されるものであると書いたるわけです。これは非常に大事な規定だと

思つてございますが、職員として正常な運営に非協力であつて、同盟罷業や怠業等をやつて正常な運営を阻害した者に対し、またそれをそその

に、争議行為をなしたる者に対する厳重な処分、答えはきわめて明白、「解雇されるものとする」と書いてある。林野庁長官として、これまでにそういう

事件が起つたときに、この法律の規定に忠実して全く同意見でござりますか、多少異論がありますか。

○福田(省)政府委員 大臣がおっしゃいましたとおりでございます。この特別昇給の問題につきましては、実は昭和四十年ごろから問題が提起されまして、四十二年には調停案をもらつております。

それで、この特別昇給制度につきましては、目下組合と話し合いは継続中でござりますけれども、全力をあげて年度内にはこれを実現するよう努めます。

○受田委員 御指摘のとおりでござります。

○福田(省)政府委員 御指摘のとおりでござります。

ばに発動したかどうか。

それから、やはり国家公務員として法律を無視して行動するということがあつてはならぬ。忠実に職務に精励していただき。したがつて、この間から恩給法、共済組合法で私は質問しました。在職中は他の職種よりもきびしい制約を受ける。そういう職種の人であるから、退職後年金というものが支給されておるのだ。それとうらはらにやはり勤務は、國家公務員を志して就職された方は法律を忠実に実行し、そして団体交渉等ができるだけ組合の主張も通し、組合のあり方に対しても希望を持たせるような十分の努力をすると同時に、一方で法律はりっぱに守つてもらわなきやならぬと思うのです。その法律を犯した者をのろのろとしておくと、規律というものはどこにあるか、公務員の勤務形態のどこに区切りがつけられるかといふ危険が起ると私は思うのです。この点について、林野庁の所管の中で、この公労法の規定に書いてある争議行為と断定できる行為をした者が最近あつたかないか。そしてあつたとしたならば、これは解雇されるものとする」と、もう「解雇」ということがきちつと出ておるのです。それに対してどういうふうにやつておられるか、お答え願います。

○福田(省)政府委員 去る五月の二十五日半日ストがございました。その前におきましても、現場におきましてたひたびストが行なわれたことがござります。御指摘のように、現場、現場の実態をよく調査し、その事実に基づきまして厳重な処分をしておるところでございます。

十八条によります御指摘の解雇につきましては、先般三名解雇したものでございます。なおこのほかに、現場におきます実態に応じましてこちらが十分審査をいたしまして、国家公務員法によりまして、免職のほかに減給なりあるいは停職なりいろいろな段階がござります。それに基づきまして、営林局、営林署から上がつてしまひたいいろいろな案をおきまして十分審査しまして、厳重な処分をしてまいつておるところでございますけ

きるはずです。第一線の局長とか署長とかという管理者もおる。そういうものですぐ調査できる。

二ヵ月もたつて調査できぬということは、私はあり得ぬと思うのです。

それから、第一線の署長とか局長とかいう人が、林野庁長官の言うことを聞かぬで、第一線の現場の監督をする管理者などが、勤務などについてするい考えを持って、特別昇給制度などといふものは要らんのじや、勤務評定などけしからぬのだというような言辞を弄するような管理者がもしあつたとするならば——いま大臣や長官のおつしやつた、基本的な勤務の責任と能率をあげる上において特別昇給制度を四十七年度にも実行したい、そういう上司がおるのに、これに反対する言辞を弄される末端の管理者がおるとするならば、これは林野庁そのものが権威を喪失すると私は思うのでございまして、こういうことは、行政機構の担当者がそれぞれ人事管理機構をきちつと厳正にして、ここにまじめに勤務する人には希望が持てるといふ原則を打ち立ててもらいたいのです。

○福田(省)政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、よく働く者につきましてはよく待遇してやる、これが先ほど、私、特別昇給制度をぜひ実現したいという趣旨でございます。また逆に、働かぬ、あるいは戦場を放棄するというような者につきましては、法に従いまして厳正なる処置をとる、こういうことでなお一そく厳重に対処してまいりたい、かようく考えております。

○受田委員 四月八日の事件の結論がどういうふうになつておるかの御答弁がいまないのでございまますから、三名などといふそういう数字はちょっとおかしい数字だと思うのですがね。

それから、最近、五月二十五日といふお話をが出たが、その前に、もつとよく似たようなものが四月の初めごろにあつたんじないです。

○福田(省)政府委員 四月八日につきましては、金山でございまして、約二万名がストに参加しております。非常に数が多いものでございまして、慎重にいま審査しておりますけれども、これにつきましても早急に処置をいたしたい、かようく考えております。

○受田委員 爭議行為のストに参加した、そういふあったと判断されるか。すでに二ヵ月に近い日数がたつておるのでしたら、その調査が、二ヵ月もたつてまだ答えが出ないようなのろまな林野處とは、私は思いません。こういうものはすぐで

○福田(省)政府委員 先ほど申し上げましたように、解雇の場合もございます。あるいは減給の場合とか、停職の場合とか、そのいろいろの段階に応じまして、現場の実態をよく調べました上で処分いたしたい、かようく考えております。

○受田委員 それはこのストに参加しても、十八条の「解雇されるものとする」というのはどうですか。解雇されるものの対象はどういうものですか。

それじゃ、もう一ぺん法律の条文によつて、ひとつ質疑応答を繰り返してみたいと思うのです。

○福田(省)政府委員 法律の解釈につきまして、職員課長にお差しつかえなければ答弁させていただきます。

○受田委員 職員課長ですか。職員部長じやないのですか。

○石川説明員 それじや御説明いたします。

先生のおつしやいますように、十八条に「解雇されるもの」という規定がござります。これは公労法をつくるときに、十分先生のほうより御承知だと思ひますが、英文その他のいろいろな関係がございまして、ちょっと日本の中では珍しい条文でございます。

○受田委員 はい、どうぞ。

○石川説明員 はい、どうぞ。

○受田委員 はい、どうぞ。

〔塙谷委員長代理退席、委員長着席〕

上の森林は国有林である。この大規模な森林を運営し、またその用材を切り出して国家国民のために尽くしておる。その林野庁。林野庁は長官以下八万ですね。この八万の職員がいかに重い使命を持ってゐるかは、その占める分野が面積の点において圧倒的に多いのですよ。これは、全国の農地を合計しても五百万町歩、それの一倍半ある国有林をかかえて、八万の国家公務員、全部國家公務員で運営している。その末端に国家公務員たる意識さえないような方々がたくさんおったとしたならば、これはまことにさびしいことです。長官の命令一下でびしっといくようにする。参議院選挙のときに、長官であった者が全国区に立候補するというときには、票がたくさん集まるという面での利用だけでは、これはいけません。選挙の組織体として林野庁が末端を利用していただいたのでは、これはお門違いである。そういうところに国家公務員たる意識が欠けてくる。それから、地元の民間業者などを十分に生かす道も、そこから自然に変な情実に流れてくる危険が起る。

私はそういう意味で、全国七百数十万町歩の大森林を、国有林を持っている。これは国家の金の卵ですよ。これを最もよく生かして、この森林資源を最高に活用して、國家の繁栄、国民のしあわせにつながるようにしていくただかなればならぬ。こんな大きな宝のを持つておる林野庁が、末端のほうでは国家公務員たる意識さえないような職員がおる。一ぺんに二万人が争議を起こしておる。このよう人に八万人の職員のうち四分の一がストライキをやるというような役所はほかにはないわけです。国鉄だってそれだけはやりませんよ。その比率においては圧倒的なものです。そういうときには、首を切らなければ、その首を切られた者は、あとからみんながカンパンして、そのカンパンした金で生計はできるのだというような、まことにおかど遠いの考えを起こすようなかつこうにならぬよう、

もつと原則をぴりっとした人事管理行政が、林野庁長官を頂点とするかつこうでできなければならぬ。（「賛成だ」と呼ぶ者あり）非常に共鳴が多い。長官ひとつ……。

○福田（省）政府委員 私は、御指摘のように、七百六十万町歩の国有林というものは、先生おっしゃいました八万人の職員のものではございません。これは一億国民の国有林である、こう信じておるわけでございます。したがいまして、国家公務員であるところの八万人が一億に奉仕するという精神に徹するように、今後は指導監督を全力をあげてまいりたい、かのように考えておるわけでございます。

○愛田委員 長官、あなたの御発言の中に非常に誠意が拝見できるのです。あなたは誠意をもつていま答弁しておられる。これは、あなたのまなざしの中に、あなたのお答えのおことばの中に、非常に誠意を持った御答弁があると私はいま確信をします。したがつて私はあなたに大きな期待をかける。いまおっしゃった一億国民の七百六十万町歩の国有林です。われわれ一億国民はこの七百六十万町歩の国有林を持っている誇りがある。八万の職員がそれを守ってくれておる。守つてくれておる八万の職員がさじを投げるようなことじや、これは国民全体の奉仕者の値打ちがないのじやないかということで私がいま指摘を申し上げたわけです。この点、人事労務管理体制において、ひとつ今後一そう強力な、今までよりもより大きなスケールでやるのだといまおっしゃったから、それには御期待をかけましょう。

そこで、職員部という部をやめて、今度業務部と一緒になつて国有林部長で統括されることになつておる問題ですが、これは、さつき私が、職員部長が八ヵ月や一年で交代されるようなことじや落ちついで仕事ができないということを指摘したわけですが、せめて少なくとも二年平均以上は職員部長で勤務してしかるべきだと思ったのですが、それを今度職員部というのがあるのです。

当する。いま職員課長は職員部長のもとでおられたのが、あなたは今度は国有林のほうへ行かれるわけですね。いまは職員部長がおられる。今度新しい機構で職員部長はどこへ行かることになるのですか。行き先がないのじやないか。ポストがないのじやないか。

○福田(省)政府委員 人事の問題につきましては、組織がきまりましてから決定することにいたしまして、ただいま、属的な人事のことについては、まだ決定しておりません。

○受田委員 つまり自分の行くポストが消えてしまったのです。非常に不幸な人だ。これは何とかいまからきめておいてあげぬと。ここにおられる皆さんの方のほうは安定しておられる。職員課長も今度国有林部の課長に行くのですといまおつしやつておる。榮転されるというかもしれないが、大体職員課長は国有林部へ行かれるわけです。が、職員部長というのとは、これは行くポストがない。こういう悲惨なことをなさらぬよう気につけていかなければなりませんがね。その職員部が廃止されるとということに対して、組合の皆さんにしても、ちょっとさびしいものがあると思うのですね。窓口がなくなる。この窓口がなくなる補いがつけられる用意がしてあるのかをもう一度伺います。

○福田(省)政府委員 実は職員部がなくなるばかりでなくして、ちょっとと理屈っぽく聞こえるかもしれません。が、業務部もなくなるわけでござります。業務部と職員部をなくして一緒にしまして、国有林部とということにしたわけでございます。

そこで、国有林部というものは、この難局を乗り切るためにには、やはり職員部と業務部は離れ離れになつちやいかぬから、やはり一緒にし、国有林部長が一切を統括するという形にしたほうが、今後の職員の問題、労働問題を乗り切るために絶対必要な要素であるというふうに実は私は考えております。

そこで、国有林部長は主として労働問題に対処するわけでございます。そこで平常の業務につき

○受田委員 難局というのはどういうことでありますか。

○福田(省)政府委員 ちょっと御説明が足りなくして恐縮でございますけれども、国有林はただいま独立採算制度のもとにおきまして、昭和二十年代からここ二十年くらい経営を継続しつつあるわけでござりますけれども、特に、当時から増産増産で、軍用材を切るとか、復興材を切るとか、価格安定材を切るとか、木材の増産要求が多くたのであります。最近は自然保護を重点にして、それに対する国有林の役割を果たしなさいという要求が強いわけでございます。したがいまして、国有林はただいまそういう大面積の伐採をやめまして、小面積の伐採にし、抾伐方式にして抜き切りをする方式に切りかえたわけでございます。そこで仕事量が減るわけでございます。一方、外材の輸入によりまして、木材価格が低迷しております。そういう状態で、国有林の財務内容はきわめてきびしいものが出るわけです。やはり私は赤字を消すのが目的ではないと思います。先ほどからお話し申しましたように、国民の要求にこたえて自然保護を重点とした経営方針に切りかえていくということにしたわけであります。

したがいまして、その結果、いよいよ財務の関係は苦しくなりますけれども、御指摘のように、特別引給するなり、あるいは働かぬ者は処分するなりというような方法によりまして、合理化を徹底しまして、そういう合理化に基づいてなお足らぬところの公益的な面につきましては、一般会計から財政負担をお願いする。しばしば大臣からもお答えしておるわけありますが、そういうふうに持つてまいりたい。これらを含めてただいま林政審議会に答申をお願いいたしておりますが、四十八年度に対処する予算あるいは法案等を確立ましては、審議官を置きまして、審議官が国有林私むしろ両方の部を一緒にしたほうが、この難局を乗り切るために一番いい方法であるというふうに確信しておるわけであります。

てまいりたい、このように考えております。

○受田委員　いま難局に対処する内容にちよつと触れてくださったのですが、直営直用の問題を提示されておりますので、そちらによつてお示さしております。

たところが直営直用の効果には限界があった。直営直用でいいところもあるが、直営直用だけをあまりにも取り守っていると非常にまずいことにもあるのだという両面があつたと思うのです。それをおつと御指摘願いたいと思います。それに

直営直用はちょっと歴史的な背景もございま
す。明治八年に軍艦天城をつくりますときに、天城
からケヤキを切り出したのが始まりでございま
す。つまり直営直用は民間でできない仕事を国が
やるというところから始まったわけでございま

けれども、現段階におきましては、直営直用の、国が直接やらなければという役割りは、若干当時は事情が異なつてきていると思います。

そこで、この直営直用事業につきましては、民間と同じような形態の仕事をしておる関係で非常な批判がござります。非能率的、はなへん、

う指摘でございます。そこで私どもは、この点につきましては、必ず直當直用事業につきましては、おおむね半分から二分の三を、非前率ではないか、ござる。

は、まず第一に能率のよい仕事をするということ
が一つ。それから、ちょこちょことではなくて、継

続してやれるような仕事をまず直営直用の対象にしなければならぬ。第三点は、先ほどお話しした

八万人のための国有林ではございません。やはり地域の実情を見まして、地域産業の振興というこ

とも考えて、地域の事業体あるいは労働者、こういった人たちのことも考えた行き方をとらなければ

用を国民の批判にこたえて適正にやるというふうな方向に持つてまいりたい、こう思つておるわけござります。

○受田委員 そこで長官、いま、継続的に考えて

いきたい、それから地元の皆さんの関係、対地元

関係、それから能率を高めるためのいろいろなこと、たとえばそれを具体的に何か例示されるものばかりだが、つづりや手、脚などといふ。

関係、それから能率を高めるためのいろいろなことを、たとえばそれを具体的に何か例示されるものがあれば、わかりやすい御説明を願いたい。
たとえば、能率を高めるためにはどういうことをやればいいのか。これは国有林開発のビジョンとしても一つの夢が長官になければいけない。七百六十万の全国有林を率いる林野庁長官として、能率性、それから継続性、そうして対地元関係、こういうものに対してもう一つか二つ、ごく端的な具体的な内容を示していただきたい。

○福田(省)政府委員 能率的經營の例でございま
す。現在、国有林におきましては、沼田営林署の

管内に機械化センターを置いてございます。新しい日本で発明した機械、あるいは輸入された機

械、国有林に適用できるものはここで実験いたしまして、いろいろと導入をしているわけでござい

ますが、今後、施業が非常に緻密になってまいりますので、必ずしも大きな機械ばかりじやなく

で、能率のいい機械、たとえば一つの例を申し上げますと、従来チエーンソーを使って白ろう病の問題が出ております。最近は、この成る程成

問題が出ておりまして、最近はそういう仕掛機械は、のこぎりでなくて、はさみのようなものができておりまして、こういったようなものを使つて

いる。そういうた新しい機械を導入しまして能率をあげております。

それから第二の継続の問題でござりますが、
あつちに一年、こつちに二年と飛び飛びでは非常

に非能率でございまして、私の考えでございますが、やはり十年ぐらいは継続してやらなければな

らぬと考えます。

元関係と申しますのは、昔から国有林というの
は、御承知のように入り合いの関係もございまし
て、月台の「御用御用」は、

で、明治の官民有因分のときからいまでもいろいろ問題がござります。ところが、八万人のほかに、地元にはその当時から、国有林で勤めて、

これが元の会社の当時から、自有材で倒木をしてくれといつて働いている者、これは請負事業でござりますが、この人たちが、私たちにも働かしてくれ

第一類第一号 内閣委員会議録第二十九号

昭和四十七年六月一日

クしなくちやいかぬと思うのです。

そういう意味で、実情に応じ、そうしてまた、さつき林野庁長官が言つた、一億の国民の財産を守る、その守つてある財産をより公益的によくしていくということに奉仕するというような形を監督したり指導している林野庁ですから、そういう観点のもとで、林野庁長官が先ほど御答弁申し上げた態度、それが私は適当な態度、いい態度であると思います。

○受田委員 お二人ともはつきりしたお答えをいたしましたし、また大臣御自身も、地元での請負をなさる人が直営直用と思われたという。見方によると、ちょっと大臣のような見方をされることがあることがはつきりおわかりいたいたいとうございますが、私自身も海外を何回か旅行してみて、国有林——民有林の中にもそういう何が入っていると思うのですけれども、フィンランドの森林を見たときに、大郷さんという、いま国会図書館で専門調査員をしておられる人が案内をしてくれていってもらつた。つまり一般市民が車で国有林の中へ乗り込んで、国有林の中で、山の自然の空気の中へ、景観のいいところで希望のある何日かを過ごすというようなことも、外国ではしばしば見られておる。日本の国有林にもそういう風のための施設がある。こういうようなものをどんどんふやしていく、国民とともにある国有林というようなものを持つ必要があると思うのです。同時に、このスマッグの多い大都市、緑の少ない町が日本に多いが、国有林でそういう町になるような苗木を育てて、それを大都市にどんどん配つて、国有林において育てた苗木が大都市の緑の町になるというような貢献もしてもらいたい。そういうふうな意味で、国有林は國民のために幾らでも奉仕できると思うのです。

そういう國民とともにある国有林という認識に立つて、国がそういう意味から国有林開発のための機械化。電算機を導入するとか、計算の機械を

持つてくるとか、あるいは能率をどんどん高めるための諸施設を設けるとか、そうした合理化をは

かついて、機械化をはかつていて、近代的国有林の経営ができる方向に持つていかないと、古いたイタイプの国有林ではだめだ。もう近代的先進国に負けない国有林として日本の國家の山を切り開いていくという方向へ農林省、林野庁は頭を向けていかなければいかぬと私思うのです。こういうところへひとつ認識を新たにされまして、外國の国有林などを見られたと思うのですが、どんどん市民の別荘ができたり、いろいろな休養センター

は民間人にやらしては、もうけ主義だから思うようになりますので、そういう意味で、国有林を街路樹みたいなのは国有林で国家が育てる。これ

は民間人にやらしては、もうけ主義だから思うようになりますので、そういう意味で、国有林を街路樹の苗木の温床にするとかいろいろ夢多き将来を描く。これは、七百六十万町歩の国有林を生かすか死なすかによって、日本の開発ができるか

できぬかといふことにもなると思うのでございます。どうぞそうした夢多き将来の日本の国有林をつくるために、農林行政の責任者として、農林大臣及び林野庁長官並びに高級官僚の皆さんがあつたる所で奮闘されることを私強く要望申し上げますが、

○赤城國務大臣 たいへん激励いただいてありがとうございます。赤城國務大臣の起立を承ります。

○伊能委員長 本案に対する質疑はこれにて終了しました。

○伊能委員長 ただいま委員長の手元に、加藤陽三君より本案に対する修正案が提出されておりま

す。

○伊能委員長 本案に対する修正案に対

する修正案 農林省設置法の一部を改正する法律案に對

する修正案 農林省設置法の一部を改正する法律案の一部を

次のように修正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を

加える。

○赤城國務大臣 たいへん激励いただいてあります。

○伊能委員長 提出者より趣旨の説明を求めま

す。加藤陽三君。

○加藤陽三君 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案に對する修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

○伊能委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。加藤陽三君。

○伊能委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。

も進めていきたいと思います。

○伊能委員長 これで質問を終わります。

○伊能委員長 本案に対する質疑はこれにて終了しました。

○伊能委員長 ただいま委員長の手元に、加藤陽三君より本案に対する修正案が提出されておりま

す。

○伊能委員長 本案に対する修正案に對

する修正案 「賛成者起立」

○伊能委員長 起立多数。よつて、本修正案は可

決いたしました。

○伊能委員長 起立多数。よつて、本案は修正議案に對する質疑はこれにて終了いたしました。

○伊能委員長 「賛成者起立」

○伊能委員長 起立多数。よつて、本案は修正議案に對する質疑はこれにて終了いたしました。

○伊能委員長 次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○伊能委員長 これより討論に入るのですが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○伊能委員長 郵政省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

○伊能委員長 これより討論に入るのですが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○伊能委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○伊能委員長 「賛成者起立」

○伊能委員長 起立總員。本案は原案のとおり可

決すべきものと決しました。

説明は終わりました。

○伊能委員長　ただいま決議いたしました法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よって、
「異議なし」と呼ぶ者あり
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大出委員 たいへん長い名前の公的年金制度調
査の伊藤委員長、次に恩給法等の一部を改正する
法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、これを許します。
す。大出俊君。

整連絡会議というのかございますが、先般、私、審議会答申は、御存じのとおりに、三本建て仮定俸給といふものを一本にしろ、そしてその上で制度化すべきであるという答申が出ておりまして、恩給審議会の会長さんにお見えをいただきましたて、その趣旨について質問をいたしましたら、政府が審議会に諮問をしたんだから、検討してくれと言つたんだから、その結果、制度化すべきだと言つたんだから、それは審議会の会長さんのお気持ちなつておる。それは審議会の会長さんのお気持ちにすれば当然だと思います。だから私も、公的年金全般に関係はいたしますけれども、単なる予算要求の面におけるスライド云々ということのみならず、制度としてやはり何とかはつきりさせておいていただきくことが、長年苦労されて退職された公務員の諸君に報いる道だという気がするのであります。が、何回か私はこの問題を取り上げましたが、それが何かどうもすっきりしたお答えになつていらないという点は残念でございまして、したがつて、これがどのように進行しているのかといふ点について、まずひとつ御答弁をしていただき

○山中國務大臣 公的年金制度調整連絡会議といふものを持ちまして、当初、全般的な基本論を検討しておったのであります。それはやはりスピード制というたてまえのはつきりしたものにしてほしい、したがつて他の年金制度もということになります。私自身は、恩給に関する限り、ベースアップ等の基本的な問題は、一応、算定方式その他の議論を残しながらも、解決しておるものと 思います。しかし、さて他の年金はどうするかと いう問題は、恩給法の改正に引っぱられて逐年改 正をしておるのが実情でありますから、そうする とそれは、それぞれの年金においては具体的な政 策は持つていないとすることにも換言すればなり ます。

そこで、これをさらに詳細にやるために、公 務員の分野、民間の分野、そして中間ともい うべき私立学校教職員共済並びに農林漁業団体職員 共済の分野、そしてはつきり第四ブロックとも言 えないのですが、周辺部門として労災の分野、こ ういう分野に分けて検討を開始しております。基 本的な問題、共通の問題は何であるか、そうして また、その分野ごとの特別なむずかしい問題に何 があるかというようなことを詰めておりますが、 しかし方向としては、たとえば厚生省の来年の予 算要求の姿勢は、厚生省の年金等についてはもう スライド制を採用しようというようなことに一応 聞こえてきておりますが、このように非常に積極 的な姿勢をとるようになつてきつあります。

ことに福祉国家建設、ことしの予算は福祉予算 であるような言い方をしてまいりますと、やはり これは制度としてもそういう方向への前進といふ ものが、政治上、行政上裏づけがなされなければ なりませんから、この公的年金制度に関する調査 もスピードがかかるべきだと思いますし、 そして、何のためにそういうものをつくったんだ ということに対するの答えはもう出でおると思ひ

ますので、そのためには牽引車ともいいうべき牽引車をどうするかという問題に、またもとに戻ってきますが、これはやはり全体の問題として、来年度予算の編成においてスライド制が採用できるかどうか。スライドするとすれば何にスライドすべきが実態に合うのか。公務員給与という附帯決議もあります。あるいは物価だけでいいという意見もあります。

〔委員長退席、坂村委員長代理着席〕

あるいはまた、公務員給与の実態は物価を含んでいるのだからという意見もありますし、いろいろの意見もありますから、これらはさらに具体的な検討として逐次問題点の解消に努力していくべきです。そうそう検討、検討で日を暮らすということにならない時勢になりつつある、そういうふうに考えます。

○大出委員 公務員年金グループ、つまり国家公務員共済組合、あるいは地方公務員共済組合、公企業体共済組合、この辺が公務員年金グループだろうと思うのです。そうして民間の年金グループがあつて、あるいは国年とか厚年とかいうふうな問題を含めてのグループが一つある。最後に、農林共済であるとか、あるいは私学共済であるとかいうふうなグループがある。その他という意味ですね。つまり三つある、こういう御説明が昨年の説明なんですが、そこで四十二年にできているわけですから相当年月もたっている。それを、昨年私の質問する前にグループの再編成をおやりになった、こういうふうなことなんですね。そこで私は、ここで基本的に完全スライド制といふ言い方もございますし、いろいろなスライドのさせ方がある。これらの問題をとらえて、国際的な視野に立ってみて、日本という国の実情を踏まえた上で、はたしてどういう基本理念を持たなければならぬか、その辺が実は議論の分かれ道になると思つております。したがつてそういう意味で、こまかい点は長官に御答弁をいただくつもりはありませんけれども、専門的な立場にお立つになつておる恩給局の皆さんか、一体そこをどう

そこらはどう考えているのか。

スライドの方式をとれというの、これは恩給法二条ノ二に基づく調整規定なるものを前に申し上げましたが、政府が提出した法案だから、本来ならそれに対する有権解釈を政府が持つべきなんだが、そのことを含めてこの審議会に、解釈まで向こうでやってくれと預けてしまった。そうしてよう。そうすると、その審議会が出したものに従わないという筋合はない。そこらを含めまして、ひとつ基本的にどう考えておられるのかという点を、ここまでくれば明らかにしていただきたいのですが、じやないか、こう思うのであります。

○平川政府委員 実は恩給審議会に関連して御質問があつたわけがありますが、御承知のように、恩給審議会は昭和四十三年の三月に答申を出しております。それは、いま先生が言われたとおり、第二条ノ二に調整規定、これは一般的な規定でございますから、具体的な内容、單に法文の解釈ということじやなくして、實際にどういう手法をどういう程度にどういう内容において消化していくかということを民間有識者に聞かなければならないという基本的な立場に立ちまして、諮問したわけであります。

その答申の結果が、現在われわれがやっておりますいわゆる公務員給与の分析から申し上げますと、いわゆる形式的な部分と実質的な部分、こういうように分析いたしまして、形式的な部分といふのは、いわば物価に見合う部分。それから実質的な部分は、これは生活給的な改善部分と、理論的には現職公務員特有の職務と責任の内容に伴う職務給部分とがある。この職務給部分を除いた生活給部分と形式的改善部分とを合わせて、三年かかりまして、事実上その調整方式が自動的にできるようなルールがしかれた、こういうことでござります。

○大出委員 これは大体、その三本立ての仮定俸給表を年齢別に見てこしらえたこと自体ナンセン

ものすばり、そこについてのお答えをまずいだ
きたい。

スなんですね、私どもに言わせれば。だから、当時矢倉さんが恩給局長だったと思いますけれども、こんなばかなことを何ですか、調べてみれば

丙の十六号というものを基礎にして、つまり一千万円年金である。十二月から計算して、そこでそれを逆算してA、B、Cという年齢別グループをつくって、七十歳以上でしたか、こことのところに合

わせて逆算してそろばんはじいた。そして年齢別三本立てをつくった。理論もへちまもないじやないか。やめたあととの経済的減耗の補てんという年金の趣旨に年齢を持ってきたというのはどういうわけだ、そういう給付ではないではないか、この年齢は。いやそんなことはございませんなんとうやりとりはあつたのだけれども、恩給審議会の識者の結論は、年齢別仮定俸給表の三本立ては間違いだという結論が出た。私の言つておるとおり、年齢別給付じや恩給の論理に反するわけですから。そうでしょう。最近またまた、どうも高齢者優遇のこの改正の中にもいろいろあります。

そのスライドと称する、長年退職した人が待つて
いる制度の制度化、この問題について一体どうい
うスライド制を考えるか。つまり、公的年金制度
調整連結会議ですか、何べん読んでも、長いもの
だからぼくは忘れちやいますけれども、ここでは
基本的にどういうスライド制を考えるか。たとえ
ばアメリカのシステムがあります。フランスのシ
ステムがあります。つまり、退職公務員年金法だ
とか、あるいは文武官の恩給の改革に関する法律
だとかいうのが外国にある。そこらのところを踏
まえてみて、一体どういうスライド制を頭に置いて
検討をしているのか。あるいは恩給局はいかな
るスライド制を考えているのか。つまり審議会の
答申にあるのですから、そこらのところを私は承
認したいのでいま質問しているのであります。その

○平川政府委員 実は公的年金制度調整連絡会議のことにつきましては、私が責任を持って答弁をする立場にございませんが、私もメンバーの一人としてお答え申し上げますと、いわゆる先生の言われた、まさにそのものばかりの、どういうやり方をやるのかということを日下議論しているわけであります。

実は昭和四十二年から昨年グループ別に分けるまで、共通した各年金、たとえば恩給とか共済年金とか、それと民間年金も全部に共通した何か基準がないかということを模索して、四年間ほどかかったというのが実情のようでございます。たとえば定額部分というのがあるのかないのかというような議論もしたわけであります。ところが、恩給に定額部分があるはずがないわけでございまして、そういう点で、じやグループに分けてやろうということになつたわけであります。それで、はたしてどういう考え方でやるかということは、まさにこれからのは検討課題であります。

ただ、われわれといたしまして、いま先生が、国際的な視野に立ってどうだ、こう言われますと、われわれも実はその点につきましては、恩給としては恩給なりに考えておるわけであります。

御承知のように、これは先生にも教わったことでござりますし、われわれも研究しておりますが、各国のスライドを見ますと、スライド様式としては一番まずいと申しますか、われわれから批判しましてまずいのはイギリスでございまして、これはかつての日本がやっておりましたような、いわゆる政策的改正方式といいまして、その場その場のいわば経済的、社会的な条件を勘案しましてアップ率をきめていく、こういうやり方でございます。ところがアメリカは、先生特に御承知のように、過去三ヶ月間において物価が三%以上高騰した場合においては物価にスライドする、こういうことでござります。

おる、こういうことになるわけであります。現状から申上げますと、われわれのやつておりまして調整方式、まあ行政的にはルール化されたと思いませんけれども、現状においてはまさにそういう状態から申上げますと、まあ物価のやつておりました、バターンではないわけであります。まあ物価と公務員給与はどうらがいいかどうかという議論は、これはいろいろあると思うのです。國の国情によって違いますし、物価の上昇率と經濟成長率が同率であれば、物価だけにスライドしても別に差しつかえないわけでござりますから、たとえば公務員給与が物価にスライドしていく國家もないわけではない。そういうことになりますと、わが國がたまたま、物価の上昇率よりも公務員給与あるいは賃金スライドのほうが高くなっていますから、そういうかたちにはなりますけれども、「こころ辺の判断はなかなかむずかしいか」と思ひます。

○大出委員 アメリカの場合にはいまおっしゃるところでございますが、特に連邦統計局の数字などを指定しているのですね、恩給は。だからその意味では、日本の場合ももう少し詳しく見てみたい。いまの予算要求のシステムは、何回か練り返してまいりましたけれども、めったに変えられないことは、いうものの、これはやはり法律ではございません。制度ではございません。つまり、大蔵省の力が相当強かつた時代の恩給局といふのは、何か恩給局と話しますと大蔵省相手にものを言つているようなことなんですね。私が満日ケースといふのを強引に押し通したところが、松澤雄藏さんを説得して、そうして大蔵省の数字が全部ぶん流れて、新聞がやら書くのですね。私は袋ただきなんだ、あのときに。だけれどもどうとう通りでしよう。政策会社なんですから、満州は。だからそういうことで、やはり私は、ここまで来るところくつづいてくる。すいぶんたたかれたけれども、すいぶんあれで助かった人はいるのです。その中におる方々というのは、横綱一代制じやり

たって、中身は明確に違う。なくなってしまうのだ。終わりがあるのですからね。今回の共済年金制度は終わりがないのだから。そうでしょう。だから恩給法の対象になる方々については決着をつける。私はあたりまえのことだと思うのですよ。

だから皆さんが言うように、いま恩給局が大蔵省の干涉をいさか弱めて——これはいさかでしょうな。恩給制度審議会だって、中身は大蔵省が入ってやっていたのだから。いさか弱めて、積み残しなんかありましたけれども、恩給方式をとった。そこまで来たのだから、それはめったに変えられないという総務長官の前回の答弁もあるのだから、だとすれば、一步踏み出して制度化して一向に差しつかえない、こう思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○山中国務大臣 いまの実際上の予算編成でルーチン化したものを、これを法律の根拠を持つたいわ

ゆるスライドというものにしろ、というものも、これ

はきわめて現実的な意見だと思います。しかし、

一たんスライド制ということになると、いまの、

前年度の公務員給与の実績、物価というものをも

とにして、実際の実行は翌々年の十月から支給が

始まるというやり方は、一体どうなるのかという問

題になりますし、しかば当該年度の公務員の

ベースアップそのものをとつたらどうだ。しかし、

物価は見通しが立たない、しかば公務員の給与

だけとかということになりますと、これまた公

務員給与の勧告の時期との問題等もあり、完全実

施も、一方においてそれが大体においてルーチン

化したことと、こととは四月からだろうか、

五月からだろうかという問題はあるにしても、勧

告されすれば政府はやるのだと、いうことに一応

ルーチン化されたと見ても、これはやはり当該年度

の公務員給与をとるのかどうかは問題がある。そ

うするとやはり一年おくれという意見、あるいは

開始時期から一年半おくれという意見がなつき

まとうだろう。

ところで恩給だけは、いまおっしゃったように、

これはもう一べん現役に復帰するということはな

い。数がふえるわけではない。減る一方であり、

い

ずれは全員が受給者でなくなっていく、失権し

ていくのだ。

これはまさにそのとおりですから、

恩給だけやってやれないことは、私もないと思う

のです。しかし、国の制度として恩給というもの

をそのように制度化した場合には、恩給法の改正

に伴う共済年金の改定とかなんとかいうものはや

はり絶えずやっているわけですから、恩給法がそ

うなりますならば、実質上それにくついてくる

グループもある。そうすると、はたして恩給と公

務員グループだけが自動的にくつついでいる

のかどうか。次の段階的、先ほど具体的に言わ

れましたような国民年金その他といいうものはどう

するのだというようなこと等にも直ちに影響す

る、こういう議論も議論としてありますから、そ

こで、いまのようなグループ別に、周辺部門であ

る労災も含めれば四ブロックということで進めて

おりますが、これはやはり四つ全部が同じ共通点

のもとに計算基礎が成り立っているわけではありませんから、概念的には、恩給がスライドするな

らばその他の公的年金も全部ということも言えま

すけれども、そのスライドのしかたにおいて、國

庫負担だけをやもらえばそれでいいのだとい

うものもあるし、いや、それはやはり比例報酬部

分もあるとか、いろいろありますから、ここらの

検討を済まさないで恩給だけ完全にできるかどうか。

か。

こここのところはまあ決断の問題だという話もあ

りますが、しかし、政府の決断としては、これは

やはり大蔵省も含めて決断がされなければならな

いので、私が、いままさに去り行かんとする総務

長官が、それをここで、来年からそうしますと言

うには、ちょっと責任が持ちかねる。正直に言つ

てそういう時期にありますので、ただいまの私と

の質疑応答を受けて、そして恩給局長は、事務當

局は残りますし、新しい責任ある大臣のもとでそ

のよな検討の具體化が進められることを私も希

望します。

○大出委員 どうも、いまやまさに去り行かんと

する総務長官と、こう言われる、私のほうも、

特に山中総務長官はどうもたいへんお骨折りを

かけました、またお世話をになりましたと、こう申

し上げざるを得ないわけですね。ずいぶんたくさん仕事をしていただきましたから。

だが、これは私の特論でありまして、というよ

りも、これは総務長官にもずいぶんものを申し上

げたわけでございまして、昔きわめて若いときに、

一生懸命、慶徳庄生さんなる人事院の給与局次長

さんと組んで、まさになれ合いで、おまえさん、

官公労事務局長といったって、二十五かそこらの

くせに、何で年寄りめいで年金ばかり、恩給ばかり

りやつてているのだと言われながら、研究の成果

云々と公務員法に書いてあるから、だから何とか

人事院に恩給勧告を出させたいと苦労した時期が

ある。だから私も、これには少し執念めいたもの

がある。だからそういう意味で、あの時代ほんと

うに退職公務員の諸君は苦労をしてきて——当時

の方々は、いまはもうほとんどなくなっているわけ

ですが、当時は参議院の松島さんなどとか群馬地方

区の野本品吉さんなどとかいう方々が、退職公務員

等に対して一生懸命やつていたわけです。だから

あの方々にもその悲願が残つておると思う。だか

ら、めでてここまで来ればこのあたりで割り切り

たい、割り切つていただきたい。

そしてそのことが、波及効果という意味で波

及するかもしれない。しかし、そのことは、たと

えば給与にしたつて同じことが言えるので、家の

中の扶養手当というものが中心になつていて。そ

うしたら今度は通勤ということで、通勤の交通費

を出せということが言えるので、家

は、すぐ住宅について金を出せということで、そ

ういうワクができる。つまり給与というものの本

体が生活給付部門にずっと流れてきてるわけ

です。これは給与の絶対額が少ないわけですからね。

そうだとすると、せめて恩給については、これを

制度化しろと言っているのだから、恩給審議会の

答申も四十四年三月に出しているのですし、せつか

く政府が有権解釈まで含めて、調整規定の解釈ま

で含めて預けて、その上で出しているのですから。しかもその中の三本立て俸給表というものは片づいたのですから。そうだとすると、会長さんは新居さんになつたように、そのとき政府は、その新居さんの御発言を尊重しますと答弁されている。それ居さんですか、新居さんがここで私の質問にお答えになつたように、そのとき政府は、その新居さんにはもやらないというの私は怠慢ではないかと思う

もう一つ、実はいま総務長官が、物価あるいは公務員賃金と、こう言われましたが、本委員会は公務員の賃金を中心に考えていくことを附帯決議にしているのです。皆さんのが答弁は、それは尊重しますとなつていいのです。そうなりますと、わが国の特殊事情からいって、公務員の賃金のほうが物価を上回っているという現状からすれば、あるいは物価といいうものは下がる時期もある。だからそういう意味で、あの時代ほんとうに退職公務員の諸君は苦労をしてきて——当時の方々は、いまはもうほとんどなくなつてゐるわけですが、当時は参議院の松島さんなどとか群馬地方区の野本品吉さんなどとかいう方々が、退職公務員等に対して一生懸命やつていたわけです。だからあの方々にもその悲願が残つておると思う。だからめでてここまで来ればこのあたりで割り切りたい、割り切つていただきたい。

そしてそのことが、波及効果という意味で波及するかもしれない。しかし、そのことは、たとえば給与にしたつて同じことが言えるので、家の中の扶養手当というものが中心になつていて。そ

うしたら今度は通勤ということで、通勤の交通費を出せということが言えるので、家は、すぐ住宅について金を出せということで、そういうワクができる。つまり給与といいうものの本

体が生活給付部門にずっと流れてきてるわけ

です。これは給与の絶対額が少ないわけですからね。そうだとすると、せめて恩給については、これを制度化しろと言っているのだから、恩給審議会の答申も四十四年三月に出しているのですし、せつかく政府が有権解釈まで含めて、調整規定の解釈ま

たって、一向に差しつかえないのでないか。そういうことをしないで、十月だ、十月だといつていままで流れてくるということでは、片や軍人恩給なんか改善してもいいようなくらいに——私はその足を引っぱる気は毛頭ないけれども、そつちのほうばかり金を使って、たしか今回文官のほうでは七十八億かそこらのはずでございますけれども、そうでしょう。そうなると、これはまことに陳腐なものがで上がる。だからもう少し古い、つまりわれわれの大先輩である公務員の方々がやめて恩給をもらっているのです。したがって、そこの方々が安心ができるようにこの際やつてあける必要がありはせぬかということなんです。

まさに、いまや去り行く総務長官とおっしゃられるが、何か言つてもしようがない気がするのでそれども、これは持論ですから、言うだけのこととは言わしていただきぬと困る。あと今度、恩給局長さんもあるいはかわるかもしれないけれども、きのうきょう恩給局長になられたはずじやないですから、その意味では、そこらのところを総務長官は前向きでと答えておられるのですから、あとどなたになられるにせよ、恩給局長さんのほうは何とか前向きでということになりませんですか。○平川政府委員 私いたしましては、そういう意を体しまして、できるだけ研究をし検討をし努力はしてまいりたいと思いますが、ただやはり公務員恩給は、先ほど私が申し上げましたように、他の年金にも全く同一の文句の調整規定があるわけなんですね。そういうことで、私も公務員の一員でございますから、もちろん恩給局長でありますけれども、かつ一般職の公務員でありますから、そういうこともやはり横に見ながら考えていく立場にないわけですから、よく検討いたします。

○山中国務大臣 先ほどは率直な話をしましたけれども、私はその事務引き継ぎというものをいたしますときに、やはり二年半もやりましたから、何の問題点がこの問題については残っておりますが、各部局ごとに大体承知しております。したがって、

それらのもので、大体そういう方向に行くべきものであり、かつ未解決であるというようなもの等について、一定の方向等を引き継ぎの際に私もはつきりしておきたいと思うのです。その意味で、恩給だけをスライド制にしますということは申しませんが、時代というものはもう来るところまで来ておる、したがって、検討はしてもいるけれども、しかし作業はそちらの方向に向かって進めてもらいたいということを私としては引き継ぎをしたい、そう思います。

○大出委員 平川さんはいま、たいへんわかつた話が前段にありますて、あとのほうはさっぱりわからぬ話になりましたが、気持ちのほどは私もわかるのです。総務長官も、いま恩給の問題で戻つているのは何かということははつきりしているのだから、また天下の趨勢もそういう流れ方になつてていると思うから、あとだれがやられるにせよ、その辺ははつきり引き継いでおく、こういうお話をございますから、たいへんこれは前向きな御答弁をいただいたわけがありますけれども、もう何べんか申し上げましたから、問題の所在は明らかなんでありまして、あともう一つの問題は、一年半ずれるということでなしに何とかこれを詰める、そういう努力のあとが見られるようにしていただきたい、この点を申し上げておきたいわけであります。

そこで、時間の関係もござりますので少し中身に入らせていただきたいのですが、いまの問題の締めくくりとして、例のいまお話を申し上げておりました公的年金制度調整連絡会議でございますが、どのくらいのめど、どのくらいの目途をもつて進めておられるのか。四十二年でございますかね、できたのは。そうでしよう。これを際限なくやつてあるのだとことでは、やはり世界一般へ見せかけになるということになりますから、そこらのところは一体どうなのかという点を締めくくりにお聞かせいただきたい。

○山中国務大臣 これは、恩給局長は構成メンバーアであるだけで、実は官房審議室長が主催して

おりますから、かわって私が、全体知つておりますので御答弁いたしますが、最初に出発した当時の検討の基本的な姿勢というものから、四つのブロックに分けて、共通部門、著しく反する部門、支障となるべき部門、そういうものを洗い出して申しました。そして当面の見通しとして、来年度予算編成において厚生省あたりが、厚生省所管の年金についてスライド制を採用するようなこともらほら聞いている。そこまで容客情勢が来ておるということを申しましたから、したがつてこの中でどこかが飛び出して態度をきめていくような情勢になつてしまいりますと、もとに戻つてと先ほど申しましたが、恩給はどうする。それに伴つてさしあたりは公務員グループはどうするというような作業に入らなければならぬ時期に来ておるというふうに思いますので、じや何月まで結論出すかと言われますと、これはやはりそこには相反する意見の委員も入つておるわけですから、調整連絡会議であつても、調整を成功させまいとする希望を持つておる者もありますし、そこらのところが予言はできませんけれども、そういうふうに思つておるわけですね。

私は、実は、ある横浜市の退職者の方々のお集まりのところで、一つ文書が流れおりまして、本年はいすれかを選択することになつておるから、どちらが有利か検討してくれと出ていまして、どつちが有利か検討してくれと出ていまして、ちょっと私も中身を取り違えてものを言つた。これは私のミスでございましたが、それはなぜかと云ふと、どうも大きな違いじやないんじやないかという頭があつたからです。だから、どこが違うのか、こういう聞き方をしなければならぬのですが、特別昇給やなんか、そういう制度を持つておるところの場合は、それが仮定俸給表の上にのつてこないということになると、あるいはそれが得になるのかもしらぬというふうに思います。つまり、どういう動機で、單に、わかりにくいかだれにでもわかるようにしたんだということだけなのか。あるいは何か皆さんのほうにこういう形にする意図が別にあるのか。したがつて、前のシステムはこうであつて今度はこうなつた、どこが違うのかというふうな点を、これは個々の該当者に対するいろいろと議論のあるところであつて、基本的な問題、と同時に、給与改定の簡便な方法ということを動機にされたわけです。先ほど

して、今までの、つまり仮定俸給表のつくり方と言つたらいいのですか、これを今度は掛け合わせた比率で出しておられますね、法律上。昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までは一・〇三七である、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までは一・八九七であるというふうにですね。昭和四十四年の四月一日から昭和四十五年三月三十一日までは一・一〇一である。この一・一〇一をとれば、つまり二回のやつを掛け合わせたかうだと思うのです、筋道は、今までのよう歩かしてやつてきたのをここで比率で出した、掛け算で出したということですね。

私は、実は、ある横浜市の退職者の方々のお集まりのところで、一つ文書が流れおりまして、本年はいすれかを選択することになつておるから、どちらが有利か検討してくれと出ていまして、どつちが有利か検討してくれと出ていまして、ちょっと私も中身を取り違えてものを言つた。これは私のミスでございましたが、それはなぜかと云ふと、どうも大きな違いじやないんじやないかという頭があつたからです。だから、どこが違うのか、こういう聞き方をしなければならぬのですが、特別昇給やなんか、そういう制度を持つておるところの場合は、それが仮定俸給表の上にのつてこないということになると、あるいはそれが得になるのかもしらぬというふうに思います。つまり、どういう動機で、单に、わかりにくいかだれにでもわかるようにしたんだということだけなのか。あるいは何か皆さんのほうにこういう形にする意図が別にあるのか。したがつて、前のシステムはこうであつて今度はこうなつた、どこが違うのかというふうな点を、これは個々の該当者に対するいろいろと議論のあるところであつて、基本的な問題、と同時に、給与改定の簡便な方法ということを動機にされたわけです。先ほど

の報告の中に、私、落としましたけれども、実はそれが一つありますて、そのほうは結論が出たわけです。

それで、この方式を採用したところで、持つ意味は具体的にどういう意味なのかということを申し上げますと、これは私、共済のことを申し上げるとあれでそれとも、実は共済が、毎年毎年退職者が出るわけですから、極端な話が、いま

退職した人はもちろんベースアップはありますけれども、二、三年前に退職した人に対するどういうベースアップをやるかということになりますと、いま先生が言われましたように、ころがしと言われましたが、たまたまわれわれ、ころがし、ころがしと言つておりますけれども、退職時の俸給をとることはもちろんりますが、本人の給与上有利なほうをとらすために、昭和三十五年三月三十一日において占めておつた官職をそのまま引き延ばしまして、それでいろいろ積み上げまして、それで有利であれば有利なほうを選択される、こういうやり方をやつておつたわけですが、恩給法は実際は御承知のように三十四年で終わりなんですね。したがつて、事実問題としてはこれは該当者はほとんどいません。ただし、昭和三十七年十二月一日まで地方共済がありますから、地方公務員の中には、旧内務省から行つて地方にずっと公務員である人がいますから、これは恩給法を準用いたしますから、そういう人には例外的には適用になりますが、主として、いま申し上げましたそういうやり方をやつておりますと、共済改定に非常に日にちがかかるわけあります。それでいろいろ問題がありまして、共済のほうからも積極的な提案があり、われわれとしてもそれに賛成した。実際問題として、これをやりますと、改定方式が非常に早くなつて、退職者に対するベースアップが急速に行なわれるという利点を持っております。

○大出委員 これは本年はいずれかを選択するわけですね。そしてそれ以降はこの方式でいく、こういうわけですか。

○平川政府委員 そのとおりでござります。

○大出委員 まあ理屈があるのですから、それ以上ものを言つてもしかたがありませんけれども。

つまり、いまお話しのようなことを考えたから、簡単な方法、こういう形でやつていこうということにしたのだ。特にこれは、地方公務員なんかも条例できめていくわけありますと、その辺のところまで御検討になりましたですか。

○平川政府委員 先生御指摘のとおり、恩給法を適用される人でない地方の吏員というのは、各県における条例できめることになります。實際上、条例は恩給法に右へならえというのが事実上でござります。したがいまして、おそらく時期は各県によってまちまちでございますけれども、必ずと私は保証はできませんけれども、過去の実例から申しますと、このとおりにされるもの、このように考えております。

○大出委員 だから私の聞いているのは、検討をされで地方公務員の場合にはどうなるのか、これでいい場合に、つまり、選択と、こう言つていいるものですから、いずれを選択するかということになるものですから。つまり、地方公務員の場合でも、本年は旧計算方式でいくか、これでいいことです。そうなるのじやないですか。

○平川政府委員 実はこれは本人の選択ではなくて、計算はこちらのほうでいたしまして、それで高いほうの額をとつていただき、こういう結果になるわけあります。

○大出委員 待つてください。本人の選択ではない、そうすると自治体の場合——もう一べん言いますが、特別昇給だなんだという方があつた場合には、こうこうこういうケースの人はよくなりますといふことがないと、なかなかむずかしいんですよ。恩給法というのはわかりづらいから。

山中総務長官の代になつてすいぶん御労苦なさつて冊子をつくつていたんだ。法律というのは、官報に載つかれば国民は知つていなければならぬたまえですが、私はあした税金の問題で質問す

るつもりでおりますが、税金だつて、国民党は全部税法を知つてゐるたまえになつてゐる。ところが、国民党はわかりやしないのですよ、現実は。だからまだですが、私はあした税金の問題で質問す

○大出委員 平川さん、つまり、本年は選択といふから、どっちかが得なんだ。新しい方式が得ならば、選択の必要はないんだ。よくなるんだから。そうでしょう。そうすると、前の計算のほうがよくなる場合があれば、本年は選択で済むようになる。だれも損するのはいやなんだから。新しい方式をお考へになつて、こっちがいいんですよと言つんだつたら、これは文句なしにすぱりこれでいけばいいでしよう。そうでしよう。選択という限りは、前の計算方法でやつたほうが有利な人がいるという想定に立たなければ選択の必要はない。選択方式でやつたほうが有利になる人がいる。何人か、それはわかりませんが、いる。いるという前提なら、今度は、これはやつたら損になりますから、本年は選択ですよ、これは理屈ばわかること。ところが、この新しい計算方式のほうが特別昇給も何もいいんだというなら、選択の余地はないですよ。いっぽうをとればいいんだから事は簡単です。だから私の言つるのは、旧計算のほうがよくなるというのはどういう人がよくなるんだ。前のことの計算をしたほうがよくなる、それはどういう人がよくなるのか。そうでしよう。だからこの人の場合には、この計算方式なら損することになるんだから。あなたのいまの選択だというならば、そういう前の計算でよくなる人がいる。全部新計算がいいんですというなら、選択もヘマもない。そこを聞いてる。どうなんですか。

○平川政府委員 これは基本的には先生言われましたように、個々の個人によつて差はあるわけですが、一般的には、給与改善率が悪かつた人はころがしのほうがよくなる、このようになります。これはやはり、ころがしを事務当局が各府県でやってみまして、できるだけサービスするということになるわけですが、一般的には、私、申し上げましたように、改善率が悪い人がよくなる、このように考えております。

○大出委員 だからそつなれば、この選択はことしだけなんだから、来年度以降これでやつていくとなると、来年は選択じゃないでしよう。そうす

ると、改善率が悪い人は、改善率が悪いということになる。そこで現職のときには不利だったということになる。そうでしょう。いまの説明だとそうなりませんか。その人がかりに新計算がいいなら、旧計算だと改善率の悪い人は不遇なんだから、いろいろな差はあります。が、その人が、じきまた計算上不利になるということになるんですか、来年選択をやめてしまえば。

○平川政府委員 今後の問題は、これは一たんのつてしまいますが、これでかけていきますから、したがって、その問題につきましては機械的に解消していく、こういうことになります。

○大出委員 解消するんじやなくて、法律が改正されるからしかたがなくそうなるんでしょう。いいですか、もう一ぺん聞きますが、そのところを説明してくださいよ。だつて、三十五年ですか、二万円ベースのときからの計算ですから、それでころがしたほうがよくなるんだという人がいるならば——いまのお話じや、いるというわけでしょ。前の計算のほうがよくなる人がいるんでしよう。まずそこはどうなるんですか。区切つていきましょう。

○平川政府委員 この問題につきましては、確かに技術的な問題がからんでおります。で、私は、いま具体的な例を持っておりませんからあればされども、こういう面につきましては、いま総務長官からも言われましたので、できるだけ具体的によくわかるような事例、これは千差万別でござりますから、あらゆる場合というわけにはいきませんけれども、ある典型的な例をとりまして行政指導をよくしたいといふように考えております。

○大出委員 私、こう考へているんですよ。ことしだけ選択という意味は、さっき申し上げたように古い計算方式、ころがし方式のほうが有利であるという人がいる。そして新しい方式が有利になるといる。だから、自分というものを中心に考へた場合に、おれはこっちを選んだほうが有利だからというのでそっちにのる。おれはこっちのほうが有利だからというのでこっちにのる。これが

人がいるわけですね。だから、不利になる人がいるんだという前提ならば、私がさっき幾つか例をあげましたが、平川さんは千差万別とおっしゃるけれども、あなた方がこういう法律を出しているのでしょうか。政府という立場でこれを提案したのでしよう。提案している皆さんにどうなんだって聞いたって、さっぱり答弁ならぬようなことは、私どもは責任をもつてこれを通した場合に、あとになつたら、おれはこういうケースなんだけれども、旧計算でいけばこうなつて新計算ではこうなる、こんなに損するという人が出てきたらどうしますか。その責任は、それはわかりませんでして済みますか。それがたとえば幾らの金額であつても、本人の長年働いた実績に立つての給与、これが基礎なんですから、そんな無責任なことできません。私、これ以上質問しません。資料を全部出してください。

○平川政府委員 恩給は新規発生者は文官にはございません。もちろん軍人はございません。したがつて先生がいま言われたような点はないと思います。

○大出委員 新規発生者はない、それはわかつておりますけれども、さつきから申し上げたとおり、つまりどういうことになるのですか。そうすると、まずここでわからなければ審議できないのです。こういうケースは旧計算方式でいえば有利である、主としてこういうケースは新計算のほうが有利であるという具体例を皆さんのはうで出せます。

○平川政府委員 まさにこの辺でわが横浜市の俸給体系からいって、それが有利になつてそれが不利になるのか、明確でない。だが、特別昇給だから、何だかんだというのがあつた人の場合はよくなるのではないかと思うという程度の説明しかできない。それしか書いてない。そうでしょう。私もだから、これをひょとと読んで、なかなか読みにくいやしまつた、損だ得だということが出てきた。旧計算のほうがよかったということになるのかならないのかという問題も含めて、そこらをわからぬで議論するわけにいかない。そうでしよう。そんな無責任なことはできない。だからどういうケーズはよくなつて、どういうケースはよくならぬのかということがはつきりしませんと、その人が将来この方式でいった場合に、つまりいまの旧計算方式を選択した人、これはあなたのほうはいろいろおつしやるけれども、この法律改正をしなければ、今までのころがし方式で来年行つたとす

る。来年上がる。そうすると、来年これを出せば、やはりそこは選択が出てくるのですから、損得があるのですから、どちらにしても皆さんのはうで、「こういうケースはこうなる。それは将来に向かってどうなるかということを含めて具体的な例示をお出しitただきたいと思います。

○平川政府委員 具体的な事例につきましては提出いたします。

○大出委員 それでは、これは、きょうはほかの党の方をおいでにならぬで、あしたにしてくれとお話しですから、ひとつあす具体的な例示をここに出していただけませんか。私どもが知らないで通せぬでしよう。責任の負えないものは通せませんよ。

○平川政府委員 できるだけ短時間のうちに作成しまして出しますから、しばらく時間を猶予いただきます。

○大出委員 その場合、これは右へなれをいたしますから、さっき申し上げたように、自治体も条例でこの趣旨に基づいて手直しをしていくのですから、たとえば、東京都でもけつこうですし、横浜市でもけつこうですが、一体そっちのほうはどうなんだ。皆さん連絡があるのでから、特に自治体の場合に数が多いのですから、いろいろなケースがあると思う。そこらも含めて御検討いただいたおかないと、わが守備範囲は国家公務員ですと言つてもそうはないかない。みんな準するのですから。この法律が通ればすぐ自治体は条例の改正をやるのです。だから、そこらまで含めてどうなるかということを、アウトラインがわかるような例示のしかたをしていただきたい。調査室の皆さん方にもいろいろ承つてみましたが、こんなことだらうと、いう研究の成果は承つていてますけれども、ただそれだけではどうも心もとない。もう一歩突っ込むと、具体的にどうなんだという例示はない。だから、そのところあたりを、あとでは困るので、法律を通すにあたつて、実はこうなんだということではないと困る。そういう意味でひとつお出しをいただきたいと思います。

そこで、あとこの中身でございますが、幾つか承っておきたいのでありますけれども、戦没者遺族、傷病者及び老齢者に対する優遇措置というのがございますね。これは六十五歳、年齢の引き下げですね。これはつまり仮定俸給の格づけは正といたします。そうすると、去年、文官を二十三年以前の問題を二号と一号は正していますが、これとの比較でどうなりますか。

○平川政府委員 その前提をいたしまして、昭和四十四年に、軍人の実在職年の長期の人につきまして、三号、二号、一号上げたわけでござります。それに見合いまして、軍人の仮定俸給といふものは、御承知のように、在職年の長短にかかわらず、たとえば月額大尉の一級は千八百円であり、大尉の三級は千四百円であります。恩給の仮定俸給は一本なわけでございます。その理論に基づきまして、三年前に准士官以下は三号、尉官二号、佐官一号上げたわけでございます。したがって、短期在職の人もこれに合わせる、こういう理論的な根拠でございます。

○大出委員 今回一〇・一%引き上げることになりますわけでありますけれども、文官の場合でも、昨年二号と一号のは是正というのがございますけれども、下が千百四十円以下でございますか。上が千百四十円から千六百二十円というところですか。私は別に、軍人恩給を上げることに反対しておりますけれども、何かどうも全体を通じて感ずる感じ方は、少し文官が気の毒だという感じがするところがある。おたくはそういう意味で、何か七十万ぐらいの要求をお出しになつたはずなんですね。そうすると、傷病恩給年額の増額なんということのものも含めまして、どうも少し、あるいはだいぶこっちのほうに金が行き過ぎた——悪いといふ意味じゃないですよ。私は、この種のものはみんなよくならなければいかぬのですから、片方でござりますね。それはつまり仮定俸給の格づけは正といたします。それはつまり仮定俸給の格づけは正と

よけい行き過ぎたら、こっちにはなせもつといかないんだという言い方をしたいわけです。皆さんだって、おやめになるときに恩給をおとりになるときは——山中さんは別ですが、あるいは衆議院議員でござりますから、そういう意味で、またそつらのほうでもらうということになるかもしれません。しかし、官厅などじゃないはずであります。ここにおいてになる皆さんをながめたつて、坂村さんたつて農林省で、みんな恩給の経験のある人でありますから。だから、ここで来ると、今日的物価の上昇その他を考えまして、できることはしなければならぬという立場に立つと、少しどうもいま指摘をいたしております戦没者遺族、傷病者及び老齢者に対する優遇措置というものの見合う文官ということになると、少しが入っていないんじゃないかという気がするのですが……。そういう意味で、大体前にこう述べたというのはわかりますよ。ここに書いてあるんですからわかりますけれども、その辺のところはどういうふうに恩給局はお考えになつておつたかという一番奥にあるものを見きたいわけになります。

○平川政府委員 二十四万円でありますと、三八%アップであります。

○大出委員 正確に言えば三八・一%ですね。そうでしょう。そうすると、文官との関係は、ここでははどういうことになりますか。

○平川政府委員 文官につきましても、兵の仮定俸給でこれに満たないものにつきましても、もちろんこれは適用されます。

○大出委員 だいぶ開放した委員会になつておりますので、一応みな承りまして、それから少し議論をしたいのであります。が、傷病恩給の年額の増額。先ほど申し上げましたが、つまり現行の五十五万九千円ですが、これを百四万円に引き上げるんですね。これは八六%くらいの引き上げになるのでしょうかけれども、このところはどういう考え方方が基礎にあるのですか。

○平川政府委員 理由は二点ございまして、まず第一点は、公務扶助料と增加恩給第一項症のバランスを軍人恩給復活当時のバランスに戻したということです。つまり軍人恩給復活の当時は、公務扶助料が二万六千七百円であった。それを二十四万円に引き上げますと、八・九七倍になります。バランスをとるために、軍人恩給復活当時の第一項症が十一万六千円でございますが、その十一万六千円を八・九七倍しますと百四万円ということになります。

ところで、もう一つ、実はこの問題につきましては、われわれといたしましても、恩給審議会の答申に傷病恩給の年額の決定につきましては、その障害の与える影響、現に存する障害の内容等を考慮して決定すべきであるが、他の公的年金との均衡も考慮してきめるべきであるという、実は抽象的な国家公務員の給与は、一番ばらつきが多いところが五等級の九号になると思いますが、それを

一応めどといたしまして、その方が国家公務員災害補償法と共に済年金を受けますと百二十万八千円くらいになるわけですが、いま申し上げました百四万円には、これは増加恩給ですから、必ず普通恩給九万四千円がつきます。それと俗に介護手当といいますけれども、二項症以上の人には三万六千円がつく。それから妻一人と仮定いたしますと二万四千円がつく。これを合わせますと百十九万円になりますが、ほぼそういうところをめどにして、先ほど申し上げました公務扶助料と第一項症とのバランスを軍人恩給復活當時に戻すというごとく、二つの点からそういう百四万円を算出したわけでございます。

○大出委員 これは前にも、他の方からこの質問が出てるよう思いますから、どうもあまり平川さんに意地の悪い質問をする気はないのですけれども、最初は皆さんのほうの恩給局は、何も百四万円要求したのじやないんじやないですか。どうですか。五十五万九千円を大体七十万円くらいに上げればということだったんじゃないですか。

だからいまのお話は、あとからくつつけた理屈のような気がするわけでありまして、これは官僚の知恵で、理屈はどうでもつくと思いますが、そこ

のところを考えますと、軍人の皆さんのはうに行つて悪いというのではなく、多くたつていいで

すけれども、そちらのところはどうも気になるの

です。したがって、国家公務員災害補償法によ

る、いまお話しの関係でいえば五等級の九号とい

うのは、大体国家公務員の平均ですね。そうなり

ますと、これは本来とはいながらも、現職公務員の給与といふのは高いわけですから、そういう

ことになると、これは必ずしもそのことを理由に

していいかという問題です。そちらのところがどうもひつかかる。だから承ったというわけです。

ここだけ聞いておけばいいのですが、最初七十万というの、何で思わざるところにふえたので

すか。

○平川政府委員 七十万を要求したわけあります。それは二五・一%のアップ率であります。そ

ういいますけれども、二項症以上の人には三万六千円がつく。それから妻一人と仮定いたしますと二万四千円がつく。これを合わせますと百十九万円になりますが、ほぼそういうところをめどにして、先ほど申し上げました公務扶助料と第一項症とのバランスを軍人恩給復活當時に戻すというごとく、二つの点からそういう百四万円を算出したわけでございます。

○大出委員 これは前にも、他の方からこの質問

が出てるよう思いますから、どうもあまり平

川さんに意地の悪い質問をする気はないのですけれども、最初は皆さんのほうの恩給局は、何も百

四万円要求したのじやないんじやないですか。ど

うですか。五十五万九千円を大体七十万円くらいに上げればということだったんじゃないですか。

だからいまのお話は、あとからくつつけた理屈の

ような気がするわけでありまして、これは官僚の

知恵で、理屈はどうでもつくと思いますが、そ

のところを考えますと、軍人の皆さんのはうに行つて悪いというのではなく、多くたつていいで

すけれども、そちらのところはどうも気になるの

です。したがって、国家公務員災害補償法によ

る、いまお話しの関係でいえば五等級の九号とい

うのは、大体国家公務員の平均ですね。そうなり

ますと、これは本来とはいながらも、現職公務員の給与といふのは高いわけですから、そういう

ことになると、これは必ずしもそのことを理由に

していいかという問題です。そちらのところがど

うもひつかかる。だから承ったというわけです。

ここだけ聞いておけばいいのですが、最初七十

万というの、何で思わざるところにふえたので

すか。

○平川政府委員 七十万を要求したわけあります。それは二五・一%のアップ率であります。そ

のときの公務扶助料は、三号、二号、一号上げました平均階級で公務扶助料を出しますから、そうしますと二十一万七千円でございます。現行は十七万三千円でございますが、それが二十一万七千円、二五・一%のアップ率であります。それに介護手当見合の第一項症が七十万円でございます。

○山中國務大臣 いまのような積算の基礎に立つて、一応、八月末締め切りの予算要求をしたわけです。ところが反面、ことしの予算編成の姿勢が

福祉予算ということで、主として厚生省関係等を中心にして、公共投資等もそういう重点的な傾斜

では、一般の公務員恩給についても、最初に戻りま

すけれども、やれることがあるにもかかわらずなぜやらぬのか。一年六ヶ月もすればあるというこ

とだって、これは軍人を含めてもちろんいいのですけれども、なぜやろうとしないか。こういうと

ころに返りますから、そういう意味で実は承つておきたいと思ったわけです。他意はありません。

○大出委員 これは私ども政府・与党でありますから、打ち明けた話、政府・与党の間で最終的には三役折衝とい

うものまでござりますし、予算編成には党的政策

会長が立ち合う。これは野党から見れば批判的あ

るところでありましょうが、政権を取つてから

になるなど、これは党的意思をじゅうりんをして予

算ができるものじやありません。そういうとき

に、私どもとしてはあとから説明をこじつけたの

ではなくて、党的そういうような要求と、ばく然と

いえばおかしいのですが、ただ恩給のほうも、最

も気の毒な、生きていたことを後悔しているよ

うな氣の毒な人たちを何とかすべきであるというよ

うな概念的な声に対しても、私たちが計算し得る限

度、すなわち理論的な根拠を持つ金額として私た

ちのほうが百四万円をはじき出したということで

ありますから、これはいすれにしても私どもが政

府として責任を負うべきものであります。

○大出委員 前から申し上げているように、私は

何も高いから悪いというのじやないが、そういう

ことになると、もう少し考えなければならぬほ

うが出てくるということを言つてゐるわけです。こ

れは、政権を保持されている立場の皆さんからす

れば、それなりのことをやれるのですから、やつ

てくれていわけですが、別の言い方からすれば、なぜやれるものを早くやらなかつたかといふ

言い方が出てくるのです。ここに来てなぜ急に

やつたんだということになる。前から要望はあつ

たのだ。そういう理屈も出てくるので、恩給局の方々の最初に出したのがたいてんふえたというこの間に、新聞がいろいろ書いてあるようなことになつてくる。

そういう事情がありますので、それならそれ

で、一般的の公務員恩給についても、最初に戻りま

すけれども、やれることがあるにもかかわらずなぜやらぬのか。一年六ヶ月もすればあるというこ

とだって、これは軍人を含めてもちろんいいのです

けれども、なぜやろうとしないか。こういうと

ころに返りますから、そういう意味で実は承つておきたいと思ったわけです。他意はありません。

○大出委員 いいです。私は越田さんという方の

例をあげて、直接おいでになった方でございま

すから、分けたわけでございます。

○大出委員 いいです。私は越田さんという方の

例をあげて、直接おいでになった方でございま

すから、分けたわけでございます。

○大出委員 いいです。私は越田さんといふ方の

例をあげて

と」、これが五十人。四番目は「終戦時まで在職し、引揚げ前に海外において死亡した者の通算」、これが三十人。五番目は「除隊軍人から採用された者の中における矛盾の是正(應召者と非応召者との不權衡問題)」、これが三百人。第六番目は「「日一満ケース」の仮定昇給率を引上げる問題」、これが百二十一人。付記がありまして、(一)が「前記の第一」と第二は、「四十五年五月の通常国会において、山中總務長官が「四十六年度において実施する」と約束したものであります。(二)が「また、第四は四十六年度の改正の際、当然に入るべきであったものが脱落したものであります。」こう書いてあります。が、これは皆さん御存じでございますか。せっかくの陳情ですから、一應皆さんのほうの見解をお出しをいただきたいと思います。恩給局に陳情書が行つていないとすれば、あまり恩給局を信用しない、政党間でやつてくれという意味なかもしませんが、それについての見解を記録に残しておきたいので……。

○平川政府委員 それでは一つ一つ簡単に私の現在の考え方を申し上げます。

「昭和二十年八月八日前に、自己の意思によらず、国策によって官吏を退職し、他に転職せしめられた者の通算」でございますが、これは他に転職せしめられた者の問題でございまして、先ほど申し上げましたように、日本の公務員の場合にはこのたび通算するということになつておりますから、問題は、他に転職せしめられた者というは何を意味するかということでございますが、現在の日本の公務員以外には認めることは適当でない、このように考えております。

それから、「「日一満ケース」の者で、昭和二十年八月八日前に死亡した者の通算」でございますが、これは先ほど私ちよと申し上げましたように、やはり八月八日というソ連侵入のときをもって滿州國政府はなくなつたわけでござりますが、その時点までに在職していた人につきまして、そういうケースがなかつたならば恩給期間と

して通算し得たであらう人に対する特例的な措置でございますから、かつては、恩給審議会の答申も八月八日までに在職しているということを前提としておりますから、そういう者につきましては、現在これは認めることが適当でないというふうに考えます。

それから「満一色」の者の抑留・留用期間の通算」でございますが、抑留・留用期間の通算はもちろん、満州国だけで恩給を給付するということは私としては適当でない。というのは、外國政府職員を通算するということは、根っこに日本の公務員があつて、それに加えられる在職年でございますから、根っこに全然何もない、たとえば極端に言いますと、満鉄だけの職員という者に恩給を給付するということは、現行恩給制度上非常に無理がある、このように考えます。

それから「終戦時まで在職し、引揚げ前に海外において死亡した者の通算」でございますが、これはどういうケースか、実は具体的にちょっとわかりかねます。あるいはわれわれが現在までに措置している中で処理し得るのかどうか、ちょっとと抽象的に過ぎまして判断に苦しむわけでありま

たわけであります。したがいまして、通算にならなかつたものを、現役満期とか予備役が完了した、こういった者については、実事上なるためと同視して通算はしております。しかしこれは、おそらくそうでない要求でございますから、これはどういう要求かちょっとわかりませんが……。そういうことにつきましては現在通算しております。

それから「日一満ケース」の仮定俸給の定め方の改善」の問題でございますけれども、これはケースの内容はわかります。というのは、御承知のように、日本の公務員から満州國へ行つた場合におきましては、たとえば満鉄に行つたような場合におきましては、給与が決定できない。というのは、一番終わのが日本国政府の職員ではありますせんから、これは一つの擬制をもちまして、日本の公務員を退職したときから一年につき四・五%の昇給率を見ながら仮定俸給をきめていくという便宜的な方法を講じております。これは前の陳情でございますけれども、たしか7%か何かに上げてもらいたいというような要求を私は見たことがありますが、もし7%とするならば、そこまでいくのは少し無理ではなかろうかという感じがいたします。

○大出委員 いまここでその中身を議論しましては、現在の昇給率から見ましても、これは具体的な要求は書いてございませんからわかりませんが、もし7%とするならば、そこまでいくのは少し無理ではなかろうかという感じがいたします。

わけには手続的にもまいらない。ただ、皆さんのほうで受け取つていないとおっしゃるから、せつかもう、さつき申し上げたように、じや修正だといふおっしゃいますけれども、そこに冊子になつたのかく国会に向けて陳情しているのでありますから、この席上でやはり一通り皆さん方の御意見は出しておいていただきませんと、陳情した人の意思が通らない、そう思いまして……。わからぬとおっしゃいますけれども、そこに冊子になつたのを差し上げましたが、私ちょっと斜めに見ました。が、それにこまかいいろいろな説明が入つておりますから、そこらを一べんごらんになつていただきますまして、そして次の機会に、これはこのあとの

理事会会議といふこともござりまするいろいろいたしますので。いままでにも、なかなか恩給局はうんとおっしゃらないことだらけでございましたが、申満一日などもそうでございましたが、さっきも申し上げたように、すいぶん無理してこの委員会を通したケースもあります。だから皆さんが、これはだめだとおっしゃったからといって、いままでみんなそんなことばかりだったのですが、だめがだんだんダメでなくなつて今日まで来ている。軍人恩給それ自体がそうです。そういうことですから、やはり出てきたものはそれなりの今日の時点における理由を述べておいていただくという趣旨なんです。だからそういう意味で、それは後ほど中身に触れて相談をしたい、こう思います。まあ明日でも、それをお読みいただきたいの御答弁で悪い点があれば、まだきょう上げるということはないようありますから、読んでいただきたい上でお答えいただけてけつこうでございますが、そういう趣旨でございます。

時間がございませんので、また連日、私、口をきいておりますので、どうも口をきくのがなかなか骨が折れますから、かけ足で申し上げましたが、そういうことで、恩給に關しましては質問を終わっておきたいと思いますが、どうかひとつ総務長官、制度化なるものについては、公務員を退職された方々の悲願をおく取りいただきまして、先ほどの御発言のように、引き継ぐ時期が来れば引き継いでいただきたいと思いますし、また恩給局長のほうからも、前段前向き、後段何か消えたようなお話がございましたが、ひとつそう消えないで、今度こうしましたと言えるようなくあいに、つまりこの調整会議のほうの作業もなるべく促進をしていただきますようにお願いをいたしまして、終わりたいと存じます。

以上でございます。

○伊能委員長 次回は、明二日金曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

昭和四十七年六月十四日印刷

昭和四十七年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N